

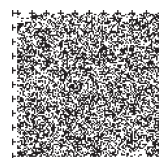


和歌山県 子供・若者計画

(令和4年度▶▶▶8年度)

「未来を拓くひとを育む和歌山」を目指して

令和4年3月
和歌山県





「未来を拓くひとを育む和歌山」を目指して

和歌山県の次代を担う子供・若者が、夢と希望をもって、心豊かにたくましく成長することは、全ての県民の願いです。

本県では、平成29年3月に策定した「和歌山県子供・若者計画」に基づき、子供・若者育成支援施策を推進することで、子供・若者の健やかな成長と自立を支援してきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行や家族形態の多様化等により、子供・若者を取り巻く環境は大きく変化し、ニートやひきこもり、児童虐待やいじめ、貧困など、子供・若者をめぐる問題は深刻さを増しています。

また、コロナ禍を契機として、移動や接触の制限を余儀なくされる一方、オンライン教育やテレワークの普及など、各分野でデジタル化が加速的に進み、人々の暮らし方や働き方は大きく変化しています。

県では、このたび、このような近年の社会情勢の変化や子供・若者を取り巻く現状と課題、国の動向等を踏まえ、新たな「和歌山県子供・若者計画」を策定いたしました。

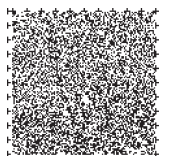
本計画では、「未来を拓くひとを育む和歌山」を基本理念として掲げ、子供・若者の健やかな育成を基本としながら、全ての子供・若者が心豊かにたくましく生き抜く力をもって社会で自立・活躍できるよう各施策の充実を図ることとしています。

計画の推進にあたっては、教育委員会や警察本部を含めた県の関係部局はもちろんのこと、市町村や企業、様々な民間組織とも連携・協力し、一体となって取り組んでまいります。県民の皆様には、本計画の趣旨を御理解の上、子供・若者の育成支援について、それぞれの立場から一層の御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提案をいただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

和歌山県知事 仁坂吉伸



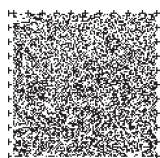
目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	これまでの取組の成果	1
3	計画の性格・位置付け	2
4	計画の期間	2
5	子供・若者の範囲と計画の対象者	3
6	計画の基本理念と目指すべき和歌山県の子供・若者像	4
7	計画の基本的な方針	4
8	計画の体系	6

第2章 子供・若者を取り巻く現状

1	子供・若者の健全育成に必要なこと	7
2	社会構造	8
	(1) 人口減少・少子高齢化の進行	8
	(2) 家族形態の多様化と女性の社会参画の進展	10
	(3) 情報化社会の進展	12
	(4) 地域社会の状況	13
3	子供・若者の状況	16
	(1) 自己形成に関わる状況	16
	(2) 学校における問題行動の状況	19
	(3) 子供・若者の相談状況	22
	(4) 非正規雇用の状況	23
	(5) 若年無業者の状況	24
	(6) 新規学卒者の離職率	25
	(7) ひきこもりの状況	26
	(8) 障害のある子供・若者の状況	27
	(9) 少年非行の状況	28
	(10) 子供の貧困の状況	31
	(11) ヤングケアラーの状況	32
	(12) 児童虐待の状況	34
	(13) 自殺の状況	35
	(14) 子育ての状況	36
	(15) インターネットの利用状況	38



(16) SNS に起因する犯罪被害	39
(17) SDGs への取組	40

第3章 子供・若者育成施策の推進

1 全ての子供・若者の健やかな育成	41
(1) 自己形成のための支援	41
(2) 子供・若者の健康と安全・安心の確保	48
(3) 若者の職業的自立、就労等支援	54
2 困難を有する子供・若者やその家族の支援	57
(1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実	57
(2) 困難な状況ごとの取組	58
(3) 子供・若者の被害防止・保護	67
3 子供・若者の成長のための社会環境の整備	70
(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築	70
(2) 子育て支援等の充実	73
(3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応	76
(4) 子供・若者育成支援への投資の推進	78
4 社会で自立・活躍する子供・若者の育成	79
(1) 子供・若者の成長を支える担い手の養成	79
(2) 社会で活躍する子供・若者の応援	81

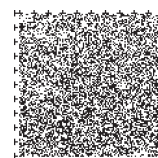
第4章 計画の推進体制

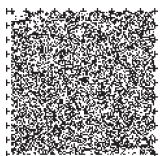
1 計画の推進体制	89
(1) 県の推進体制	89
(2) 市町村、国等との連携	89
(3) 民間組織等との連携	89
2 関係施策の実施状況の点検・評価	89
3 前計画の進捗状況	90
4 数値目標（令和4～8年度）	92

参考資料

各種法令等による呼称と年齢区分	96
子ども・若者育成支援推進法	97
用語解説	102

本文中に ※ を記した語句を解説しています。





第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

和歌山県の次代を担う子供・若者が、夢と希望を持ち、心豊かにたくましく成長することは、全ての県民の願いです。

これまで、本県では、平成22年4月の「子ども・若者育成支援推進法」施行等を踏まえ、平成24年3月に「和歌山県子ども・若者計画」（平成24～28年度）を、平成29年3月には「和歌山県子供・若者計画」（平成29～33年度）を策定し、子供・若者の健やかな成長と自立を支援してきました。

一方で、子供・若者を取り巻く社会環境は急速に大きく変化するなか、ニートやひきこもり等の若者の自立をめぐる問題や児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫、さらに新型コロナウイルス*の感染不安や、外出自粛に伴う孤立や孤独等が加わっています。

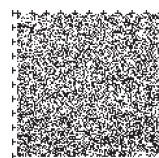
こうした状況を踏まえ、本県の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「和歌山県子供・若者計画」（令和4～8年度）を新たに策定します。

2 これまでの取組の成果

「和歌山県子供・若者計画」（平成29～33年度）においては、「全ての子供・若者の健やかな育成」、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「社会で自立・活躍する子供・若者の育成」の4つを基本的な方針として、家庭や学校、地域等と連携して、県民総ぐるみで子供・若者の育成に取り組んできました。

「和歌山県子供・若者計画」の計画期間における主な成果は以下のとおりです。

- ・ 児童生徒の体力・運動能力調査結果を本県独自に分析し、その課題の改善に向け、各市町村教育委員会や小・中学校が、「体力アッププラン」を作成・実践することにより、徐々に児童生徒の体力が向上し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、全国平均を上回るようになっています。
- ・ 和歌山県版ふるさと教科書「わかやま何でも帳」を中学校の生徒全員に配布するとともに、全ての小・中・高等学校でふるさと教科書を活用した取組を行うことにより、郷土への愛着を育んでいます。
- ・ 教職員がいじめの定義を正しく理解し、積極的な認知に取り組んだことにより、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は大幅に増加しました。あわせて、学校や関係機関等と連携して対応する体制を整え、いじめ解消に向けた取組を進めた結果、いじめの解消率は全国で高順位となっています。



- ・ 県内3箇所において、地域若者サポートステーションに若者総合相談窓口WithYouを併設し、若者サポートステーションWithYouとして一体的に運営しています。悩みを抱える子供・若者の相談支援を充実させるとともに、就労に不安を抱えた若者を支援し、進路決定につなげています。
- ・ 児童虐待への県民の関心が高まっていることに加え、核家族化や地域社会の連帯感の希薄化により子育て家庭が孤立化しやすいことなどから、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっています。子供を虐待から守るため、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする多機関・他職種との連携を密にし、子供や子育て家庭を支援しています。
- ・ 情報モラル^{*}講座やネットフォーラムの開催によりネットリテラシーの向上を図るとともに、フィルタリング^{*}やペアレンタルコントロール^{*}の利用促進等を推進しています。更に、ネットパトロールによる有害情報対策やネットトラブル相談窓口の設置など、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組んでいます。

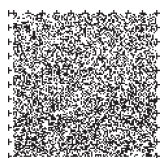
3 計画の性格・位置付け

- ・ 本県における子供・若者の育成についての総合的な指針とします。
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。
- ・ 平成29年3月に策定された「和歌山県長期総合計画」に沿うものであり、子供・若者を対象とする本県の他の計画等との整合性を図っています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

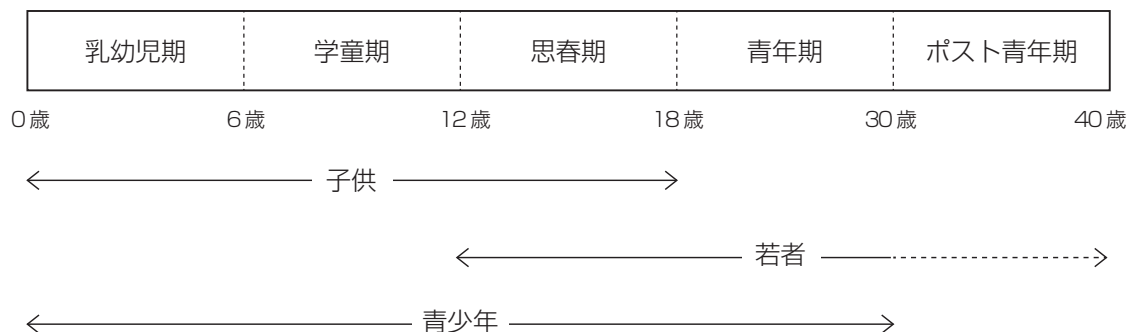
ただし、今後の社会情勢の変化や関係法令の施行等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



5 子供・若者の範囲と計画の対象者

計画の対象は、全体としては0歳から30歳未満の子供・若者としませんが、個々の施策において、それぞれ対象となる範囲は異なります。

また、社会的自立に困難を有する若者への支援等、施策によっては、40歳未満のポスト青年期の者も対象としています。



◆計画における用語の定義

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。ただし、「和歌山県青少年健全育成条例」においては、18歳未満の者を指します。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

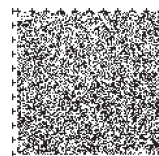
※思春期は、中学生から概ね18歳までの者で、子供から若者への移行期として、施策により子供、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、概ね40歳未満の者。

※「子供」、「子ども」、「こども」の表記について、本計画では以下によることとします。

- ・一般的に使用する場合、原則「子供」と表記。
- ・法律等の規定で平仮名が使用されているものは、規定に基づき表記。



6 計画の基本理念と目指すべき和歌山県の子供・若者像

計画の基本理念は、「未来を拓くひとを育む和歌山」とし、

- 命を大切にし、人権を尊び、家族や友人、地域との絆を大切にする子供・若者
 - 心豊かにたくましく生きる力を持った子供・若者
 - ふるさとを愛し、和歌山で生まれ育ったことを誇りに思える子供・若者
 - 社会の一員として自立し、地域の発展に貢献できる子供・若者
 - 国際社会で活躍できる子供・若者
- を目指すべき和歌山県の子供・若者像とします。

7 計画の基本的な方針

計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本的な方針に基づき、施策を推進していきます。

方針1 全ての子供・若者の健やかな育成

幼児期から高等学校までの教育を通して、確かな学力や豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」を基盤とした人間としての総合力を育成するとともに、ふるさとに愛着と誇りを持ち、ふるさとに貢献できる人材を育成する教育を推進します。

また、キャリア教育^{*}等を通して、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図るとともに、円滑な就職支援等により、若者の雇用安定化に取り組みます。

方針2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

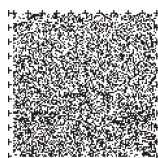
ニートやひきこもり、不登校、非行、貧困、ヤングケアラー^{*}、虐待、犯罪被害等、子供・若者が抱える困難は相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況となっているため、これらに対応する機関が連携し、重層的で切れ目のない支援を行います。

また、困難を有する子供・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

方針3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

全ての児童が放課後等を安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、子供・若者の地域における多様な体験・交流活動の充実を図ります。

また、インターネットの急速な普及に伴う長時間利用による影響等の新たな課題への対応、子供・若者の福祉を害する犯罪の防止対策等を推進し、子供・若者の健やかな成長のための環境を整備します。

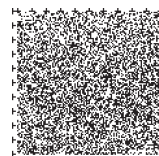


方針4 社会で自立・活躍する子供・若者の育成

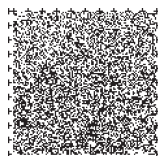
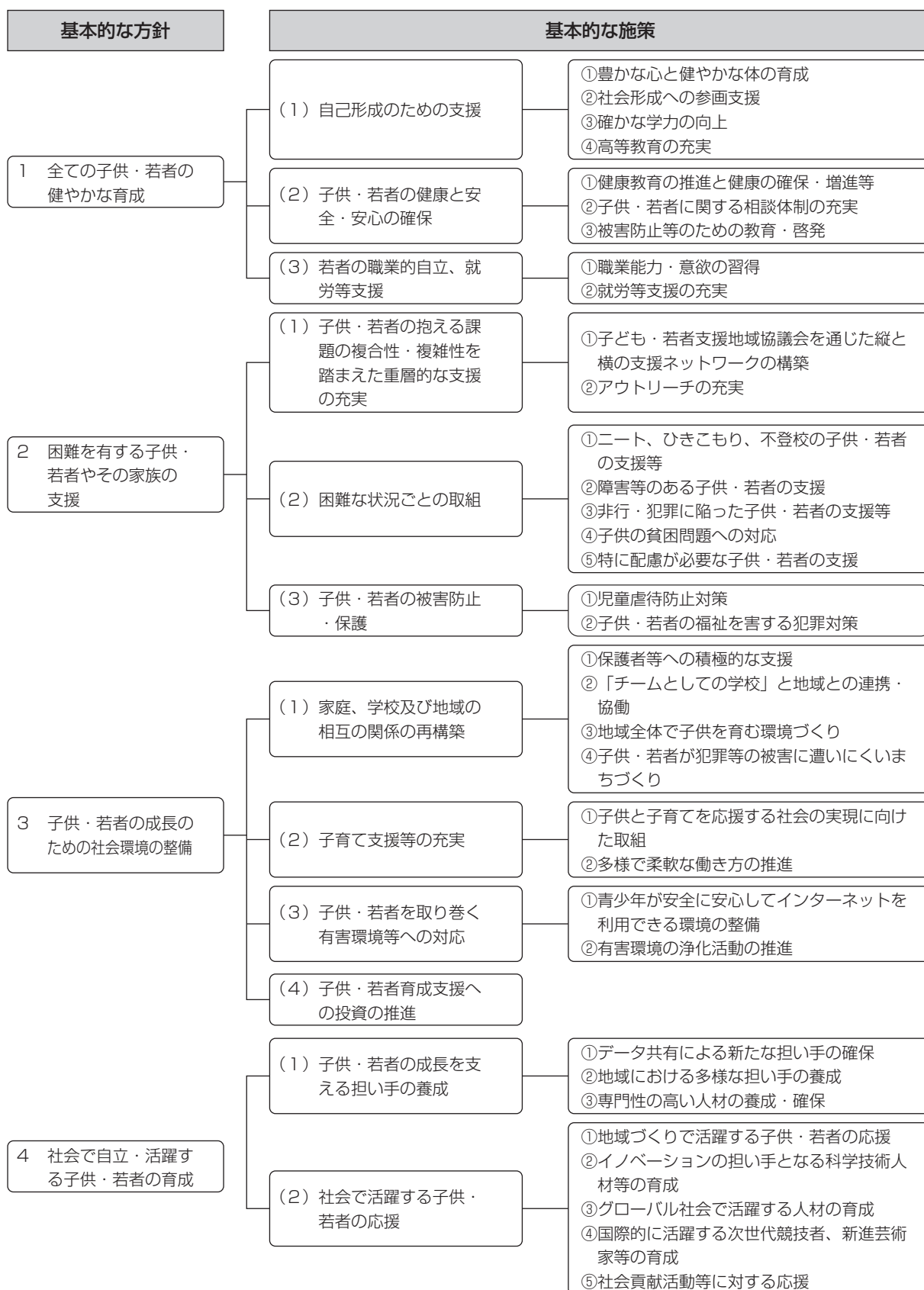
子供・若者の健やかな成長を支える様々な専門職の養成・確保に努めるとともに、専門性を高めるための研修を充実させます。

また、地域における子供・若者の主体的な活動や地域づくりを支援します。

さらに、グローバル化が進行する社会で必要とされる英語等の語学力や日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進します。



8 計画の体系

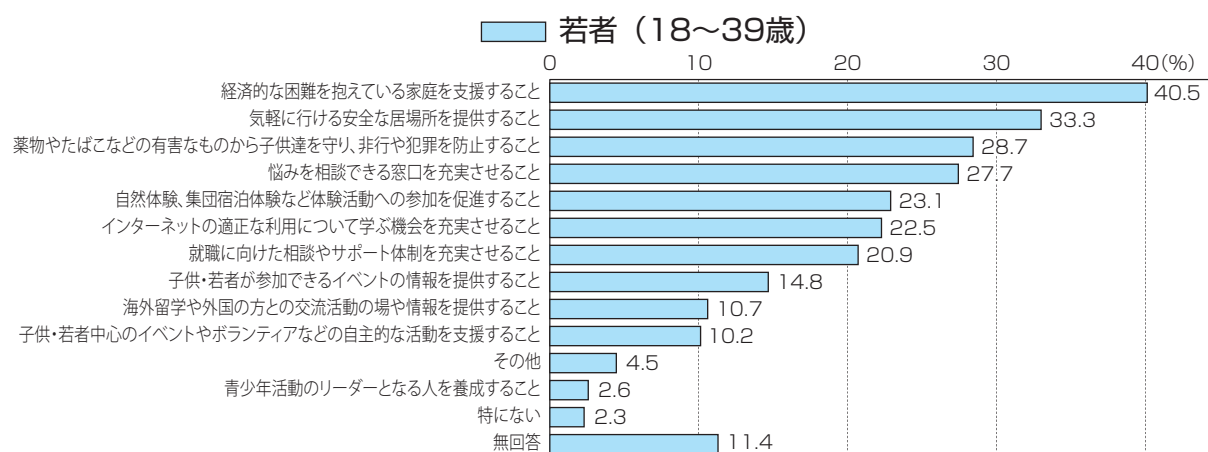
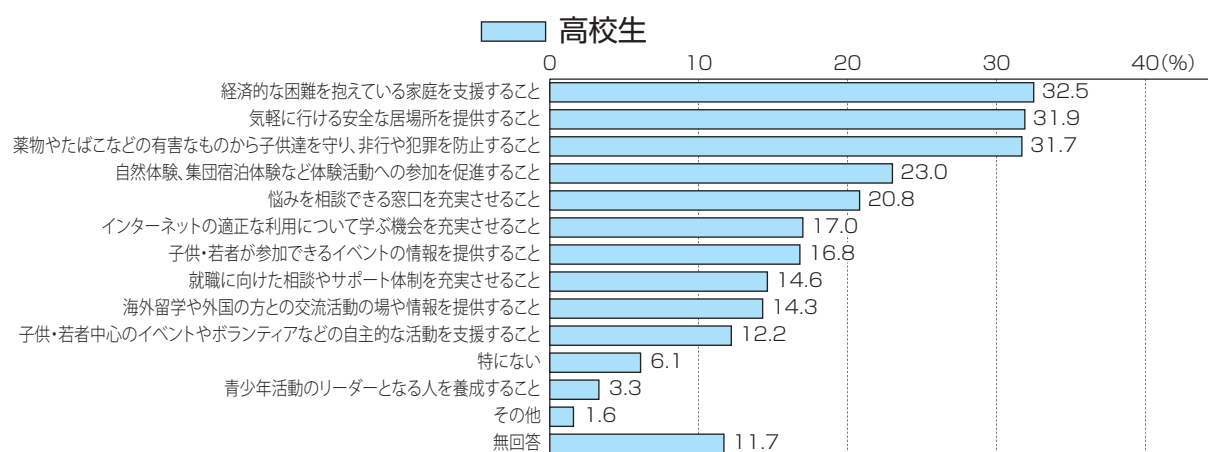


第2章 子供・若者を取り巻く現状

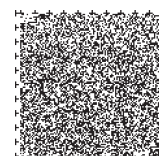
1 子供・若者の健全育成に必要なこと

本県の高校生・若者が健やかに育っていくために必要だと考えていることは、高校生・若者ともに「経済的な困難を抱えている家庭を支援すること」が最も多く、次いで、「気軽に行ける安全な居場所を提供すること」「薬物やタバコなどの有害なものから子供達を守り、非行や犯罪を防止すること」が多くなっています。

子供・若者の育成に必要なこと（和歌山県）



資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」（令和2年度）



2 社会構造

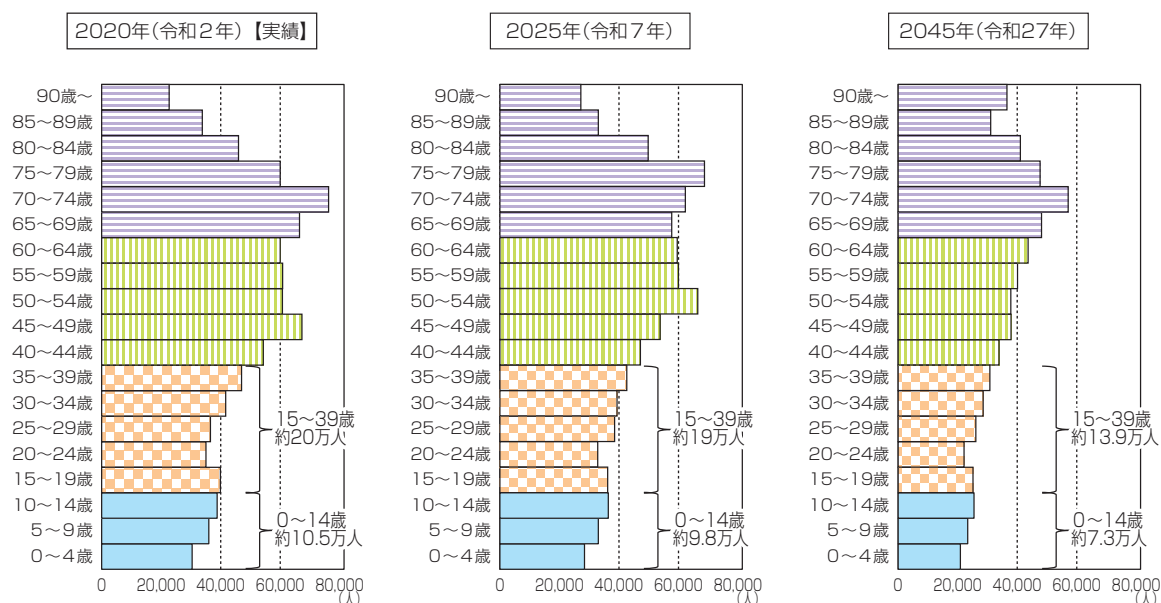
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

(人口の推移)

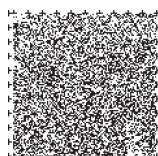
本県の人口は、昭和60年の約108.7万人をピークに減少に転じ、令和2年には約92万人となりました。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県人口は令和7年には約88万人、令和27年には約69万人まで減少する見込みであり、令和2年と令和27年とを比較した場合、総人口に占める年少人口（0～14歳）割合は0.9ポイント、生産年齢人口（15～64歳）割合は5.6ポイント減少する一方、高齢人口（65歳以上）割合は6.4ポイントの増加が見込まれています。

一方で、年少人口（0～14歳）は令和2年に約10.5万人でしたが、令和27年には約7.3万人に、15～39歳の若者は、令和2年に約20万人でしたが、令和27年には約13.9万人まで減少する見込みです。

和歌山県の人口ピラミッドの変化



資料：総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月）」

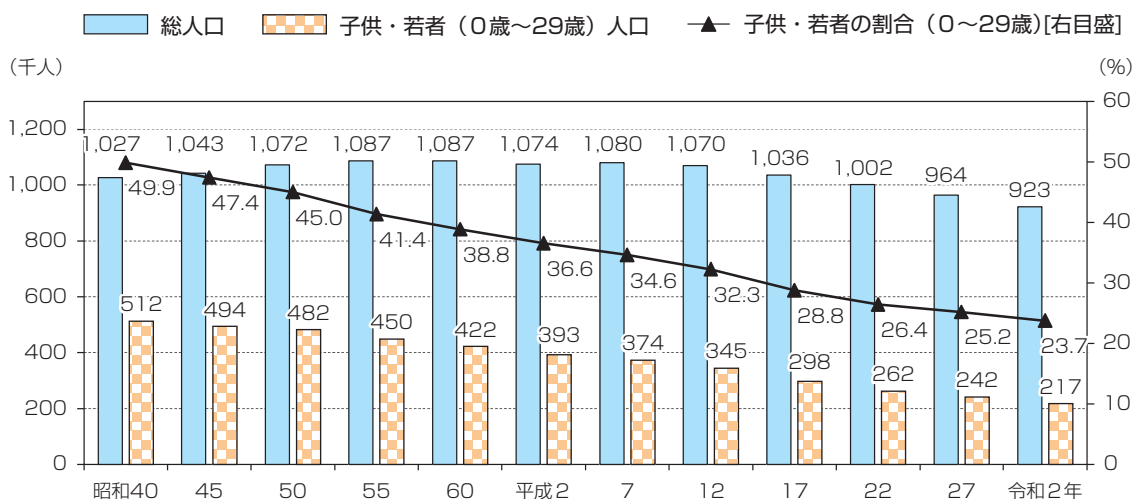


(子供・若者人口の減少、少子化の進展)

令和2年の本県の子供・若者（0～29歳）人口は約21.7万人と、総人口に占める割合は23.7%にまで低下しています。

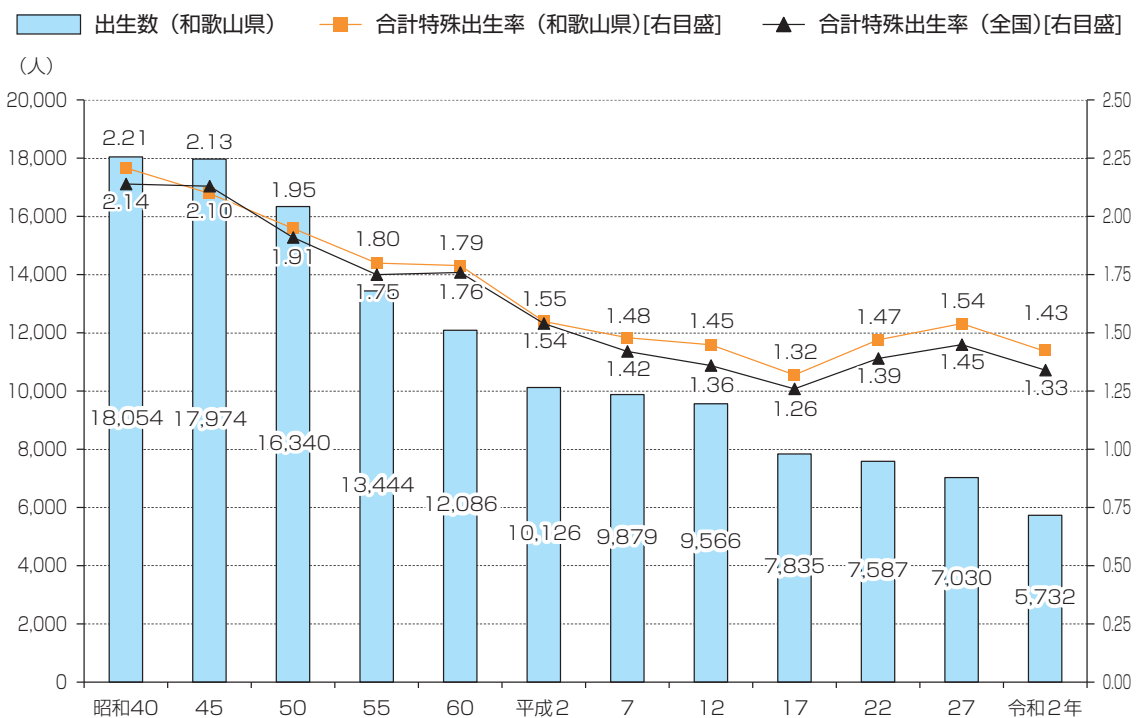
また、本県の合計特殊出生率^{*}は、過去最低であった平成16年の1.28から平成17年以降回復傾向にあります。親になる若い世代の人口の減少により、出生数は昭和49年以降減少が続いています。

子供・若者人口の推移（和歌山県）

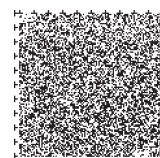


資料：総務省「国勢調査」

出生数及び合計特殊出生率の推移（和歌山県・全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」



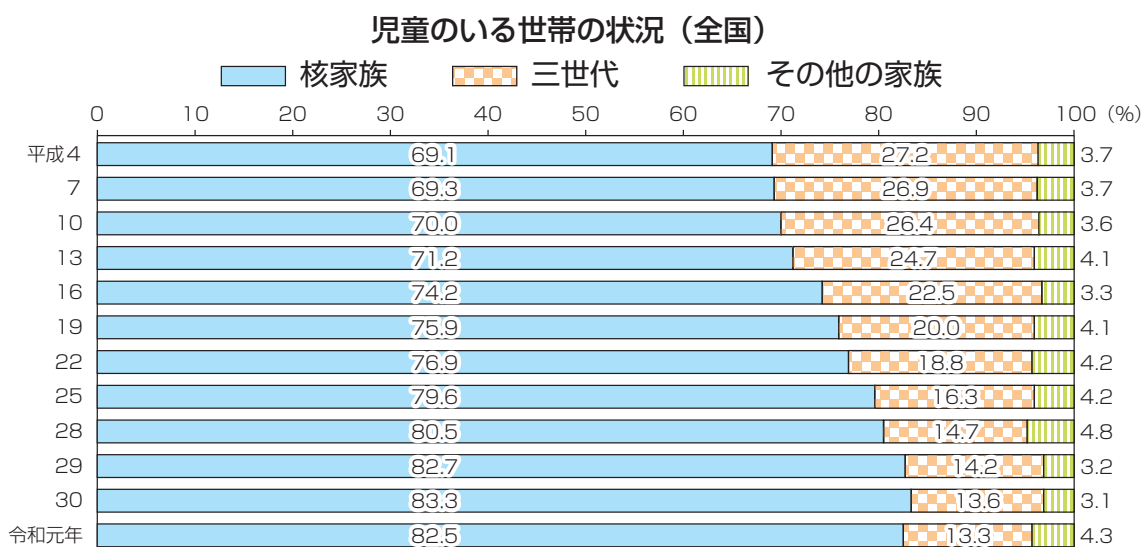
(2) 家族形態の多様化と女性の社会参画の進展

(児童のいる世帯の変化)

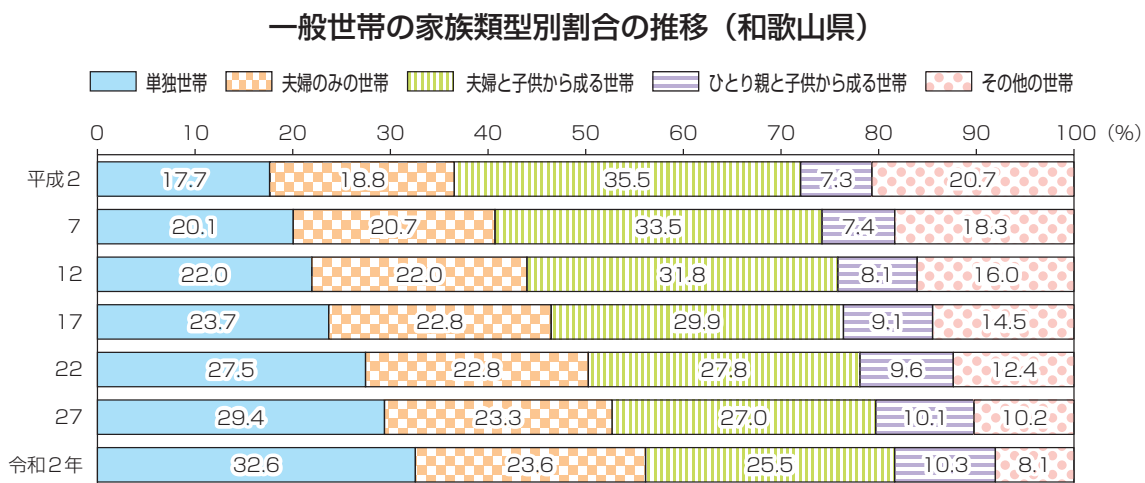
国民生活基礎調査によると、令和元年の児童のいる世帯は1,122万1千世帯で全世帯(5,178万5千世帯)の21.7%を占めています。児童のいる世帯のうち、三世代家族の割合は13.3%で年々減少傾向にあります。

また、国勢調査の家族類型別にみると、本県では、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子供から成る世帯」の割合が上昇し、「夫婦と子供から成る世帯」の割合は低下しています。

さらに、1世帯あたりの人員数は、令和2年は2.34人と過去最低になっています。

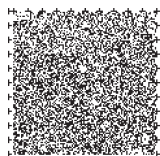


資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」



資料：総務省「国勢調査」

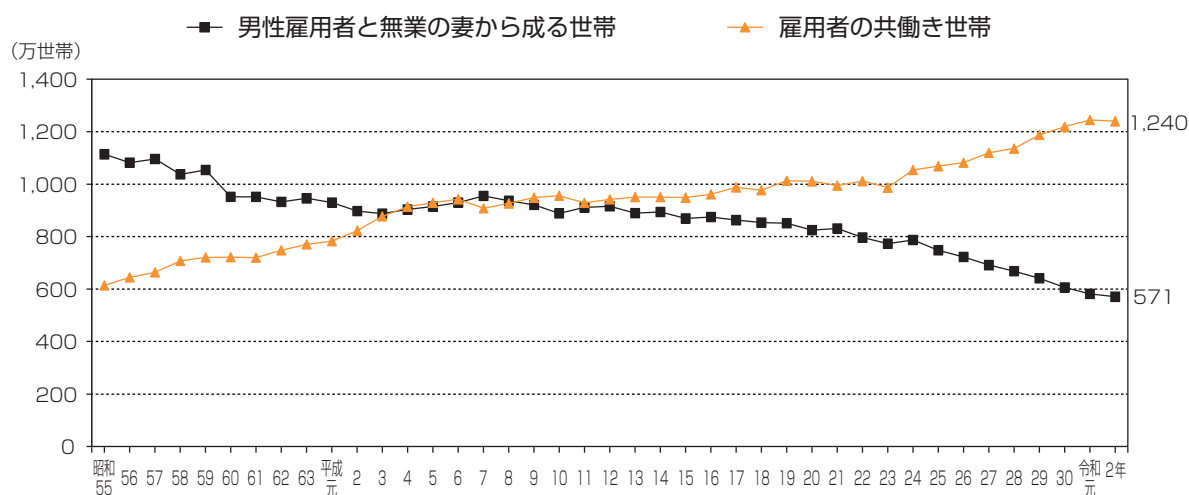
※国民生活基礎調査：児童（18歳未満の未婚の者）
 ※国勢調査：子供（親からみての子供、年齢は問わない）



(女性の社会参画)

夫婦ともに雇用者の共働き世帯が年々増加し、平成9年以降は「雇用者の共働き世帯」の数が「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」の数を上回っている状況にあり、女性の社会参画が進んでいます。

共働き世帯数の推移 (全国)

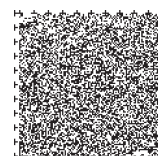


資料：総務省「労働力調査特別調査」(S55～H13)
総務省「労働力調査」(H14～)

※男性雇用者と無業の妻から成る世帯：平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。

※雇用者の共働き世帯：夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。

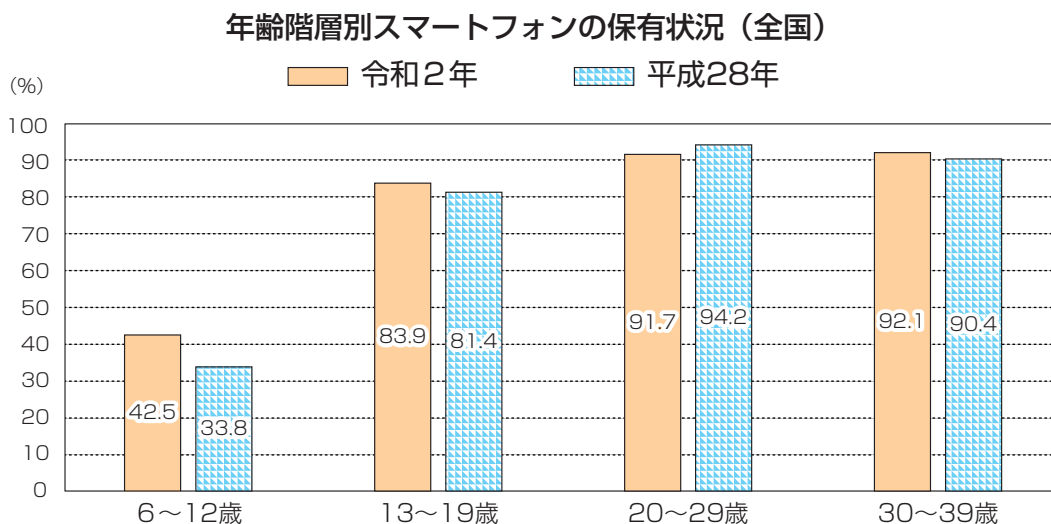


(3) 情報化社会の進展

(スマートフォンの保有状況)

スマートフォンの急速な普及により、多様な情報の収集や自らの情報発信が手軽に行えるようになりました。

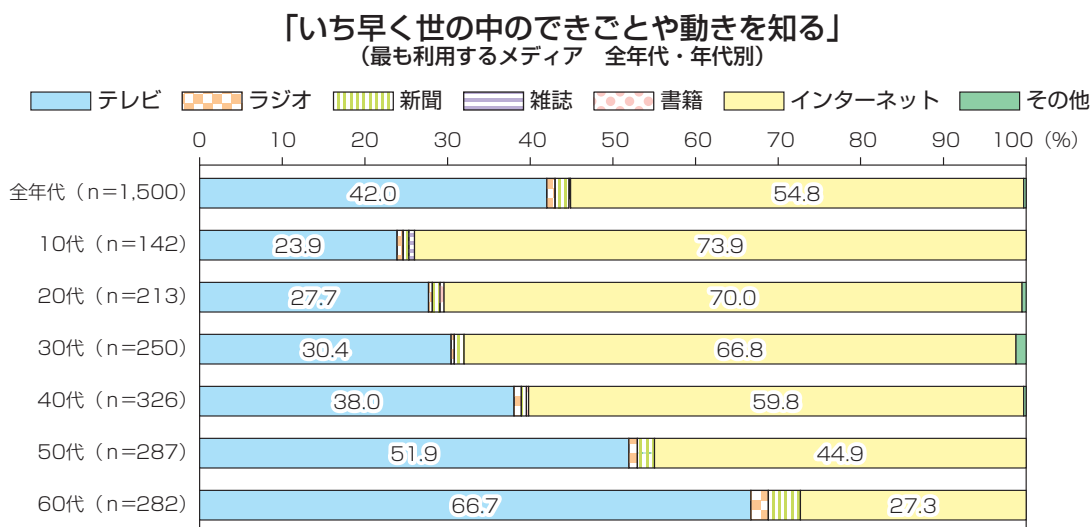
スマートフォンの保有状況は20～29歳、30～39歳で9割を超えています。13～19歳では、8割を超えています。また、6～12歳においても、スマートフォンの保有率は年々増加傾向にあり、スマートフォンが重要なコミュニケーションツールとして利用されていることがうかがえます。



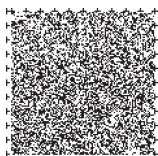
資料：総務省「通信利用動向調査」（令和2年）を基に青少年・男女共同参画課が作成

(最も利用するメディア)

いち早く世の中のできごとや動きを知るため、最も利用するメディアは、10代、20代、30代及び40代では、「インターネット」、50代及び60代では「テレビ」という結果になっています。



資料：総務省情報通信政策研究所「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」（令和2年度）



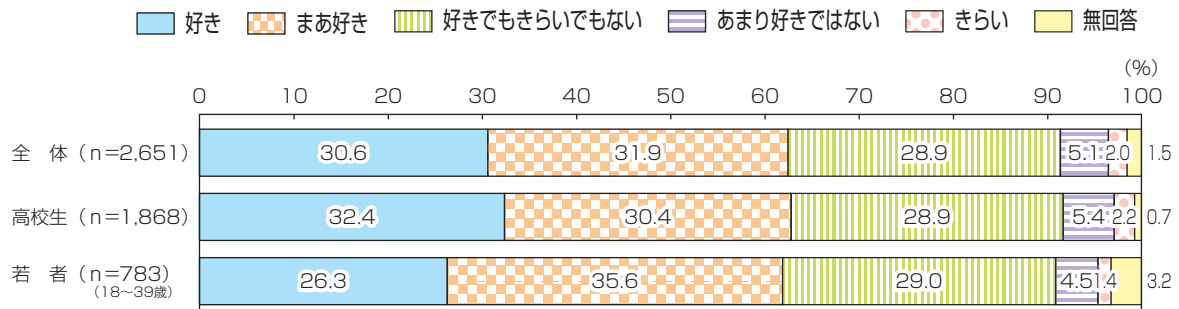
(4) 地域社会の状況

(地域への意識)

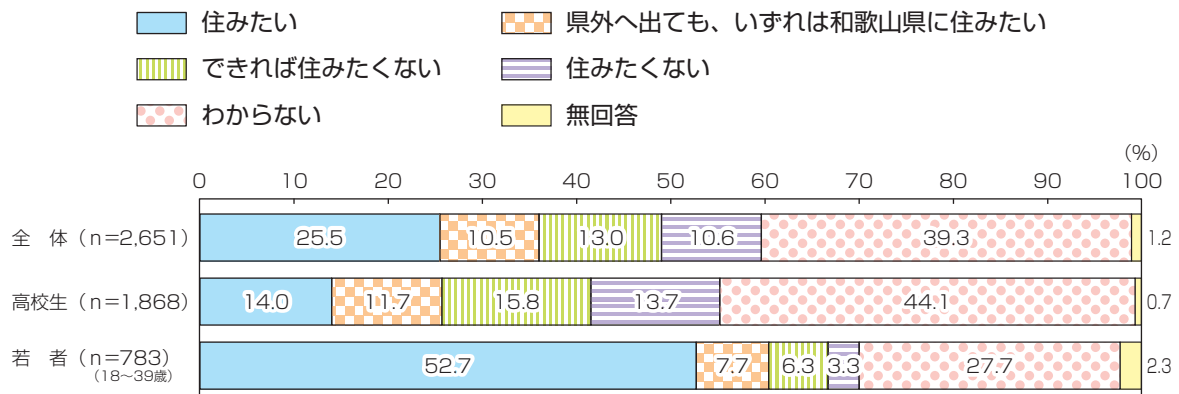
居住地に愛着がある割合（「好き」または「まあ好き」）は、高校生が62.8%、若者が61.9%となっています。

また、本県への定住意向を持つ割合（「住みたい」または「県外へ出ても、いずれは和歌山県に住みたい」）は、高校生が25.7%、若者が60.4%となっています。

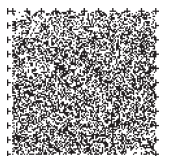
居住地への愛着度（和歌山県）



和歌山県への定住意向



資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」（令和2年度）



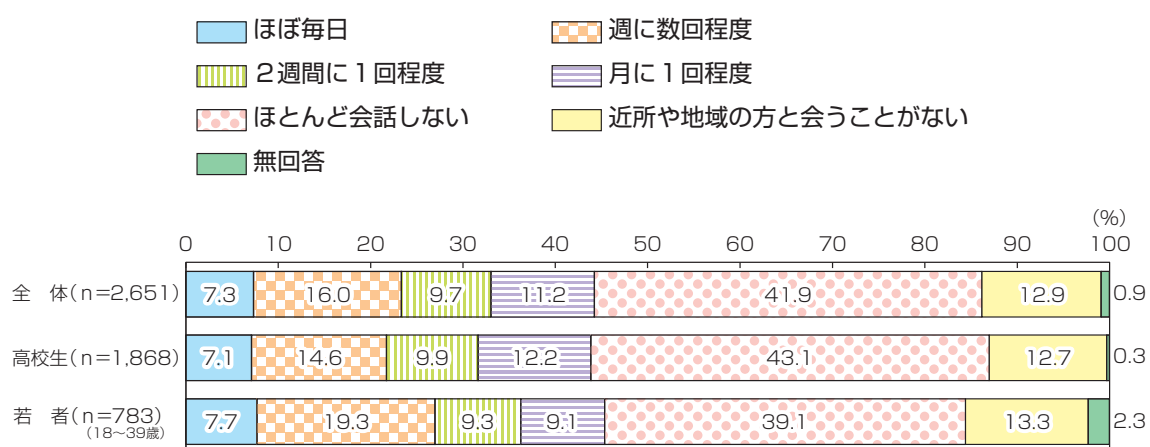
(地域との関わり)

近所や地域に住んでいる人との会話の頻度（挨拶のみを除く）は、高校生・若者あわせて「ほとんど会話しない」が41.9%と最も高くなっており、次いで「週に数回程度」が16.0%、「近所や地域の方と会うことがない」が12.9%となっています。

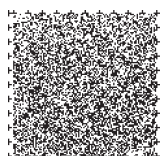
高校生・若者別にみると、ともに「ほとんど会話しない」が最も高くなっています。また、「週に数回程度」では高校生が若者より4.7ポイント低くなっています。

実態として、地域との関わりが薄い様子がうかがえます。

近所の方や住んでいる地域の方との会話の頻度（和歌山県）



資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」（令和2年度）



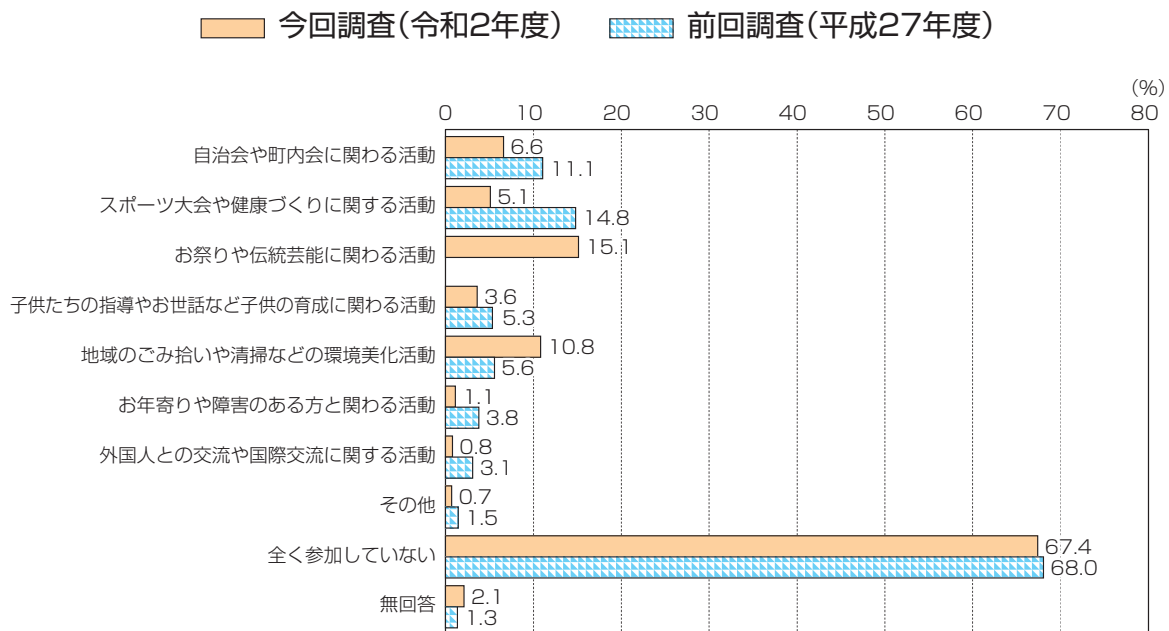
(地域活動等への参加状況)

最近1年間に参加した地域活動等は、高校生・若者あわせて「お祭りや伝統芸能などに関わる活動」が15.1%、「地域のごみ拾いや清掃などの環境美化活動」が10.8%などとなっています。

一方、「全く参加していない」は、67.4%と最も高く、7割近くが地域の活動に参加していない様子がみられます。

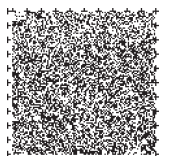
なお、平成30年度の「和歌山県子供の生活実態調査」では、「地域の行事に参加する」と回答した児童生徒は、本県の小学5年生では56.9%、中学2年生では47.6%となっています。

地域活動への参加状況（和歌山県）



資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」（令和2年度）

※前回調査と今回調査では選択肢の文言に若干の違いがあり、「自治会・コミュニティなどの地域活動」は「自治会や町内会に関わる活動」、「文化・スポーツ・教養などを通しての交流活動」と「健康づくりなどの活動」に合わせて「スポーツ大会や健康づくりに関する活動」、「子ども・若者の育成に関わる活動」は「子供たちの指導やお世話など子供の育成に関わる活動」、「自然保護・美化・リサイクルなどの環境保全活動」は「地域のごみ拾いや清掃などの環境美化活動」、「高齢者・障害者などに対する社会福祉活動」は「お年寄りや障害のある方と関わる活動」、「身近な外国人との交流などの国際交流活動」は「外国人との交流や国際交流に関する活動」に置き換えて比較している。また、「お祭りや伝統芸能などに関わる活動」は今回の調査から設けられた。



3 子供・若者の状況

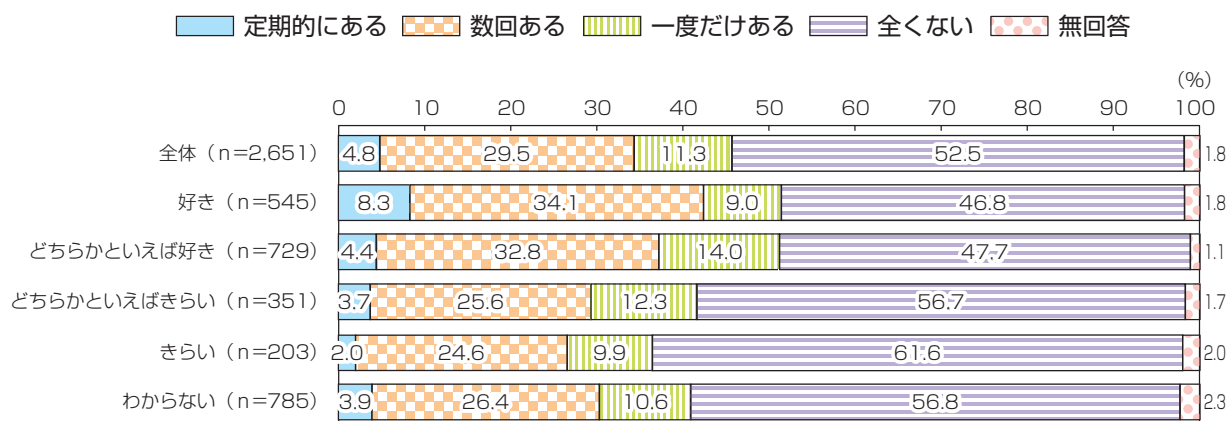
(1) 自己形成に関わる状況

(子供の意識と体験活動)

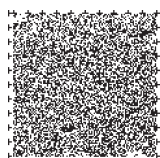
小学生から高校生の頃の学校行事以外での「自然体験」は、高校生・若者あわせて「全くない」と答えた割合が高くなっています。

自然体験と自己肯定感の関係を見ると、自己肯定感が低い方が自然体験が「全くない」と答えた者の割合が高くなっています。

自然体験と自己肯定感の関係（和歌山県）



資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」（令和2年度）

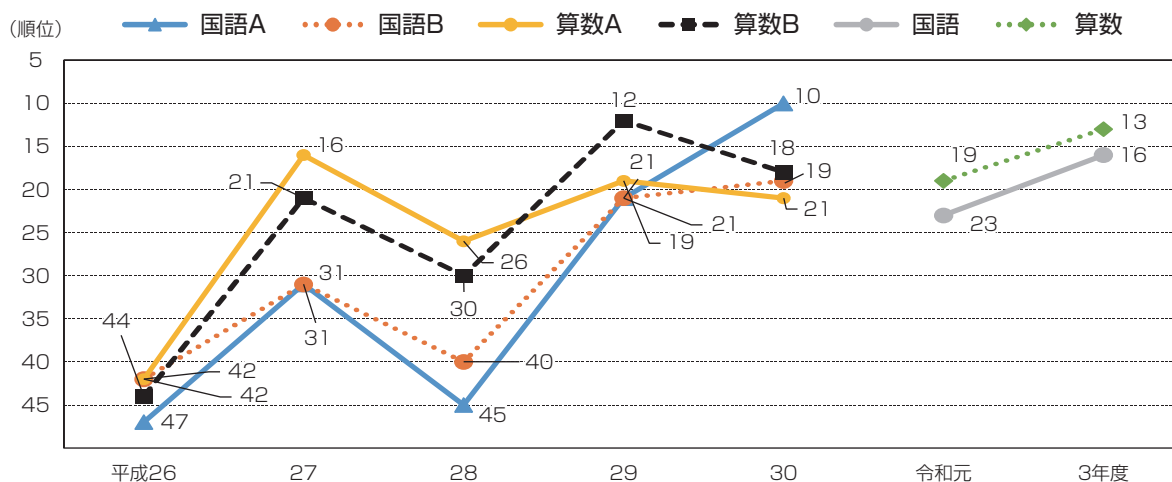


(子供の学力)

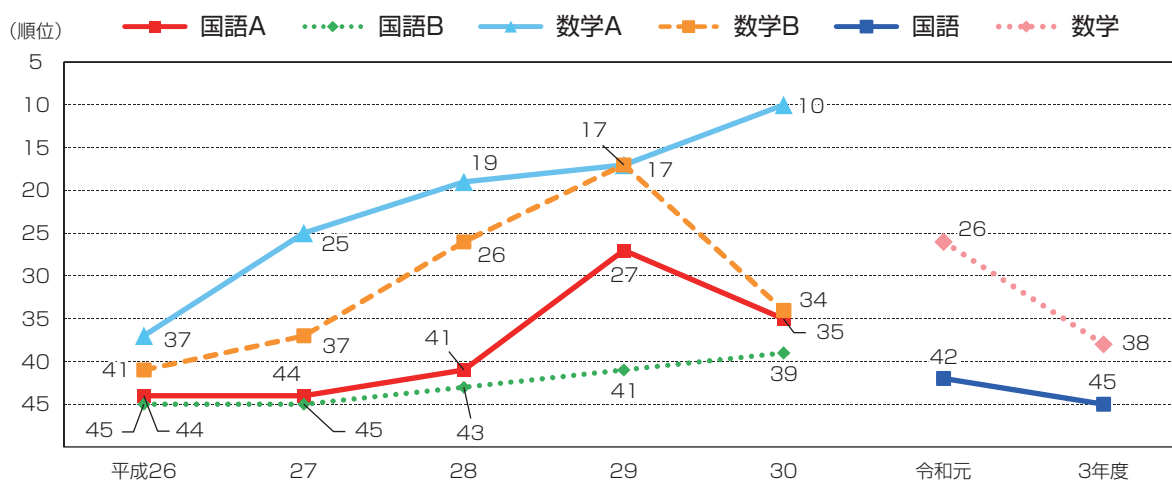
令和3年度の本県の公立小学校児童（6年生）の平均正答率は、平成29年度から継続して国語、算数ともに全国平均と同程度となり、全国順位としては国語16位、算数13位という結果になりました。公立中学校生徒（3年生）の平均正答率は国語、数学ともに全国平均を下回り、全国順位は国語45位、数学38位という結果になりました。

各教科の全国順位の推移（和歌山県）

小学6年生



中学3年生



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査*」

※令和元年度から、A・Bの区分がなくなり、一体化されました。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症*の影響により調査が中止となりました。

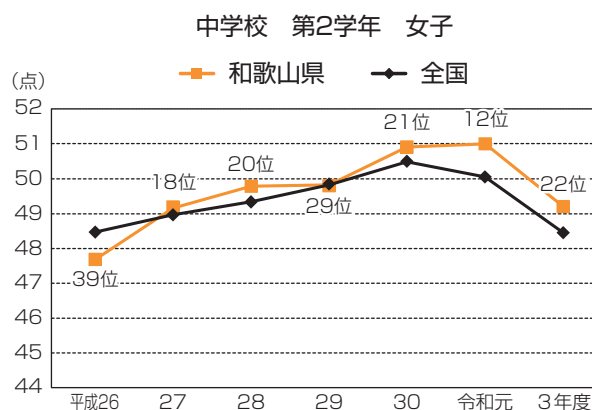
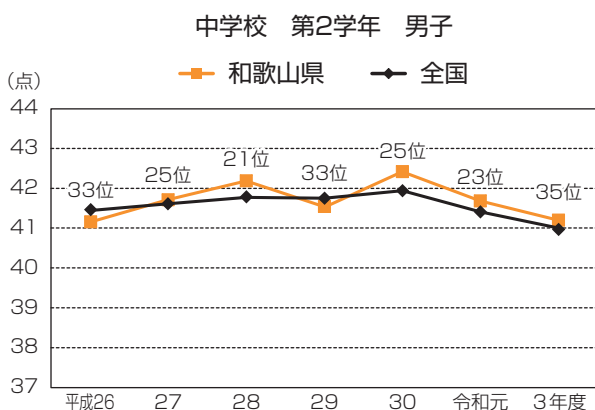
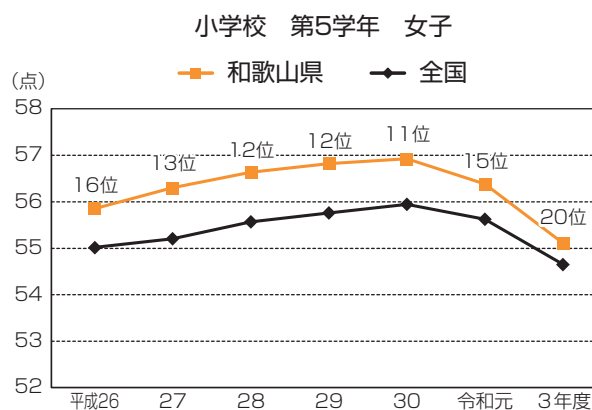
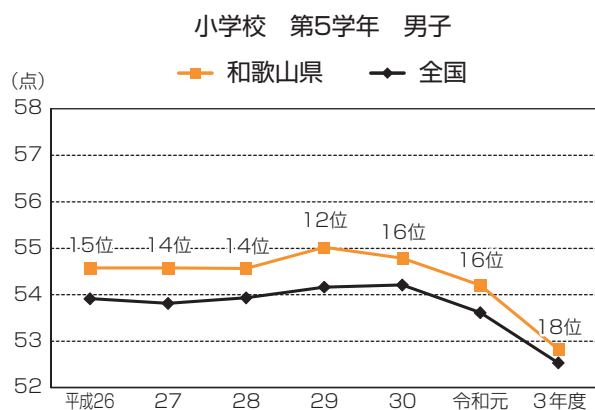


(子供の体力)

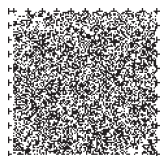
令和3年度の本県の公立小中学校児童生徒の体力合計点は、小・中学生ともに全国平均を上回りました。

本県の結果は、小学校5年生男子18位、小学校5年生女子20位、中学校2年生男子35位、中学校2年生女子22位でした。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の推移（和歌山県）



資料：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」



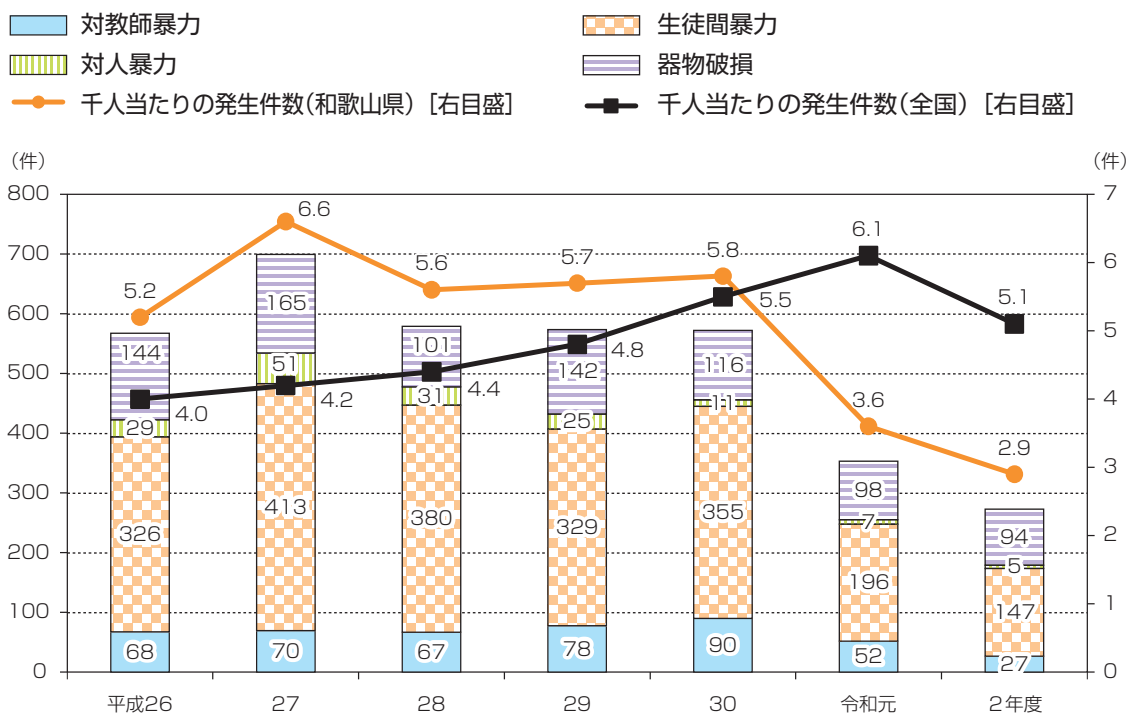
(2) 学校における問題行動の状況

(暴力行為)

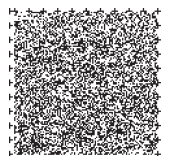
本県の国公立小・中・高等学校における令和2年度の学校内外の暴力行為発生件数は、児童生徒千人当たり2.9件で、前年度（3.6件）より減少しました。また、全国値（5.1件）より低い状況にあります。

暴力行為の内容は、生徒間暴力が147件と最も多く、次いで器物損壊が94件、対教師暴力が27件、対人暴力が5件となっています。

暴力行為発生件数の推移（和歌山県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（H28～）
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（H27まで）



(いじめ)

本県の国公立小・中・高等学校及び特別支援学校における令和2年度の児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、54.2件（全国39.7件）となっています。

公立小学校における主ないじめの態様としては、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われた」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれた」等があげられます。

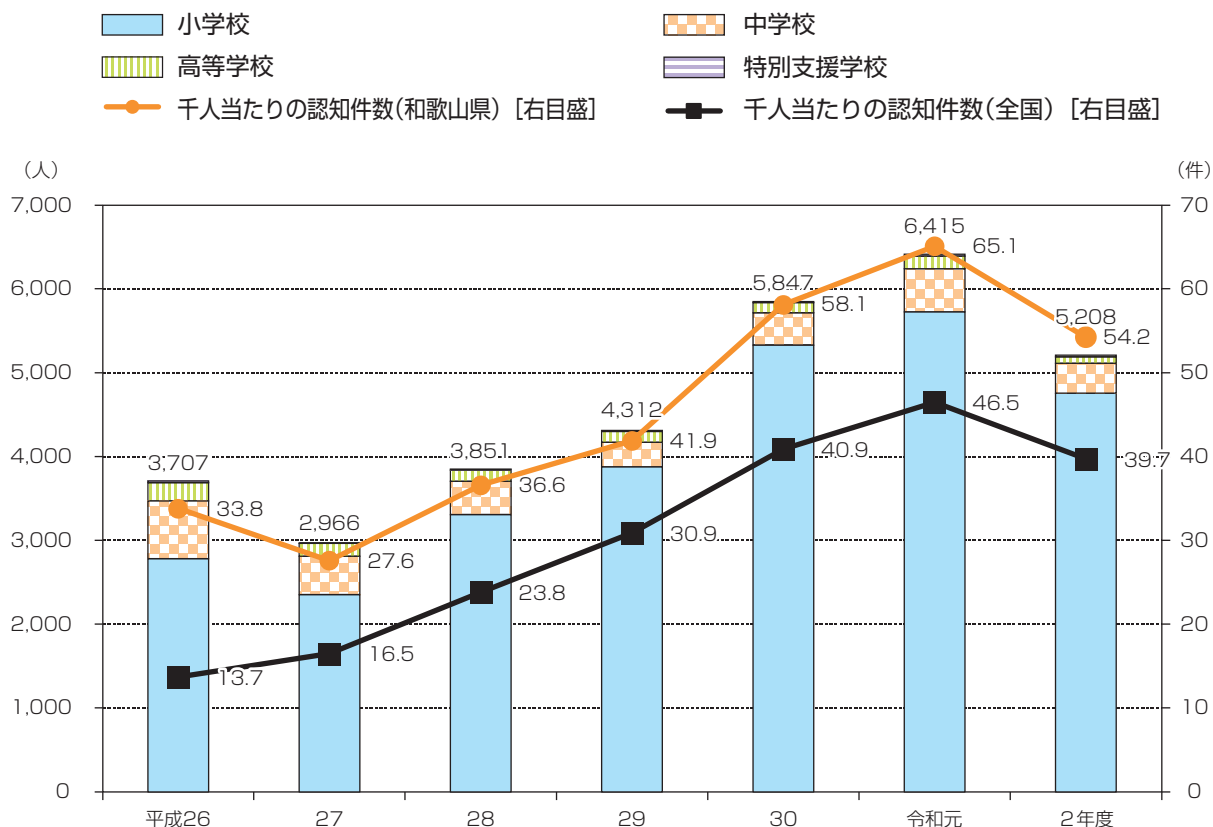
公立中学校では、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われた」、「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされた」等があげられます。

公立高等学校では、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われた」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」等があげられます。

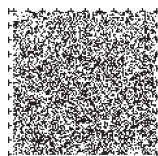
特別支援学校では、「嫌なことや恥ずかしいことをされたりする」、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われた」等があげられます。

なお、令和2年度はいじめの解消率は91.6%で、全国（77.4%）と比べ高く、いじめの早期発見、早期対応が進んでいます。

いじめ認知件数の推移（和歌山県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（H28～）
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」（H27まで）



(不登校、高等学校中途退学)

本県の国公立小・中・高等学校における令和2年度の千人当たりの不登校（30日以上欠席）の児童生徒数は、小学校が8.2人（全国10.0人）、中学校が38.8人（全国40.9人）、高等学校が19.5人（全国13.9人）となっています。

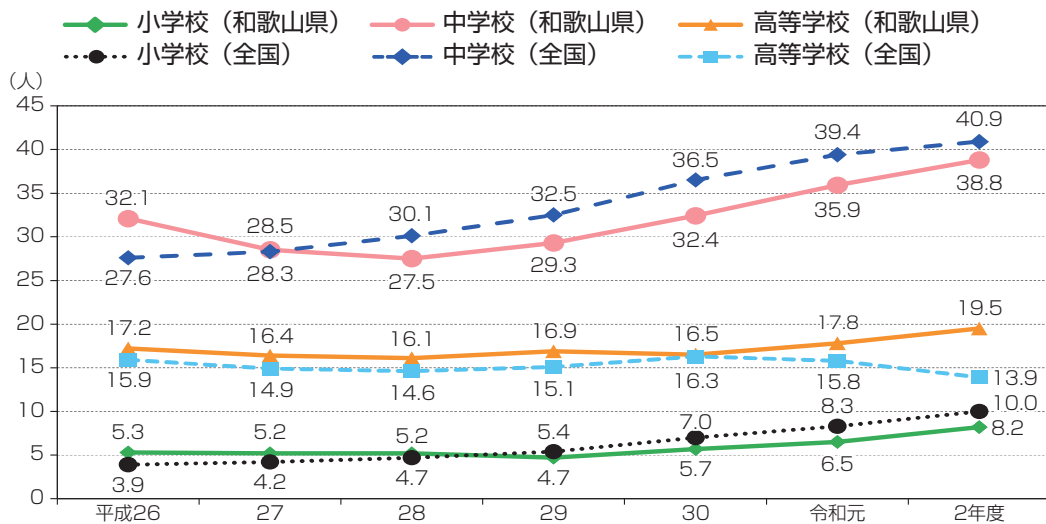
公立小学校における不登校のきっかけとなったと考えられる主な要因は、「無気力、不安」、「親子の関わり方」等があげられます。

公立中学校では、「無気力、不安」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」等があげられます。

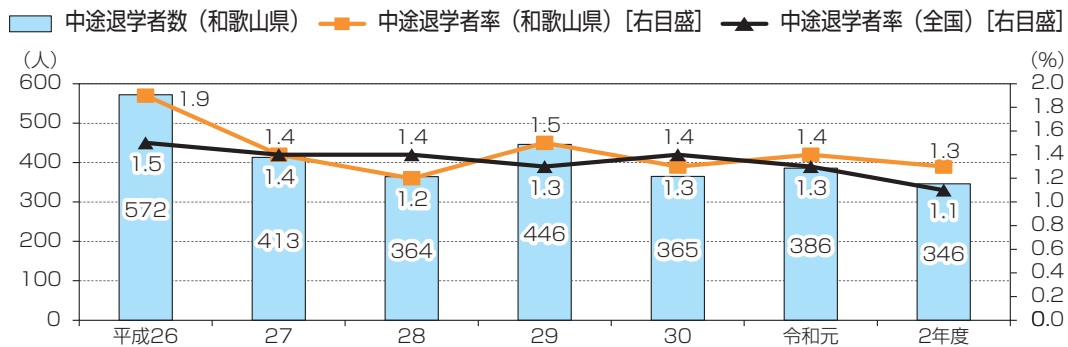
公立高等学校では、「無気力、不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」等があげられます。

なお、本県の国公立高等学校における令和2年度の中途退学率は1.3%（全国1.1%）となっています。その理由は、進路変更（39.6%）、学校生活・学業不適応（31.2%）などとなっています。

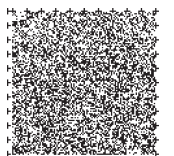
千人当たりの不登校児童生徒数の推移（和歌山県・全国）



高等学校中途退学者数・中途退学率の推移（和歌山県・全国）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（H28～）
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（H27まで）



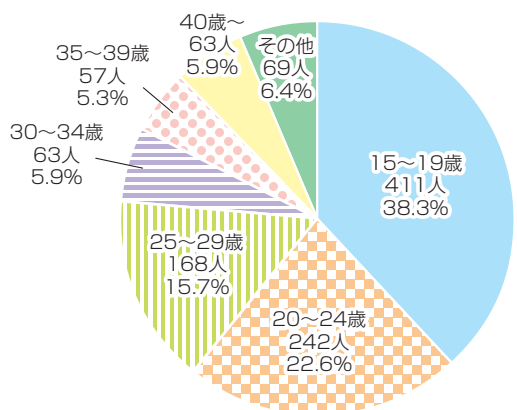
(3) 子供・若者の相談状況

県内3箇所を設置している若者サポートステーションWithYouにおいて、令和2年度に受け付けた就労相談は延べ3,987件、総合相談は延べ3,588件となっています。

また、新規相談者の年齢構成は、「15～19歳」が最も多く411人（38.3%）、次いで「20～24歳」が242人（22.6%）、「25～29歳」が168人（15.7%）などとなっています。

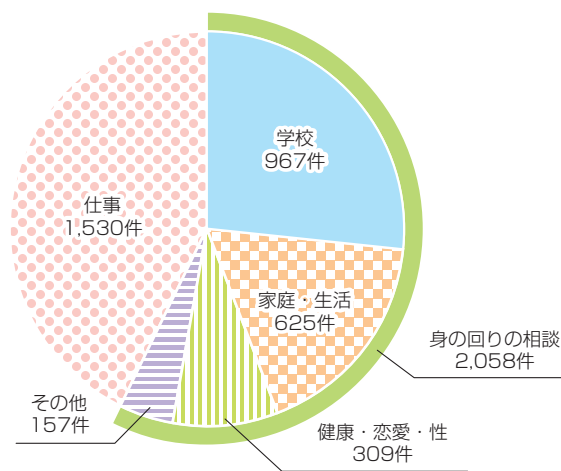
総合相談における相談内容としては、「学校」や「家庭・生活」など身のまわりの相談が2,058件（57.4%）、「仕事」に関するものが1,530件（42.6%）となっています。

新規相談者の年齢構成（和歌山県）

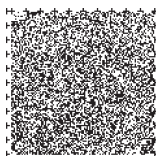


※地域若者サポートステーション（厚生労働省）は令和2年度から40～49歳も対象

総合相談における相談内容（和歌山県）



資料：和歌山県青少年・男女共同参画課調べ（令和2年度）

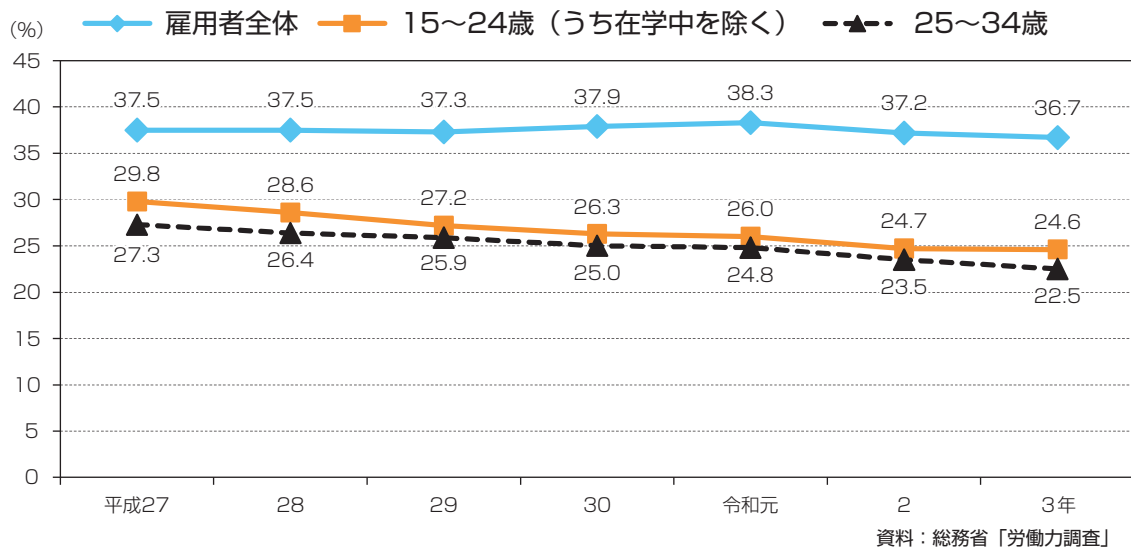


(4) 非正規雇用の状況

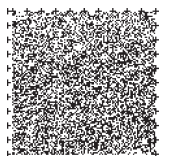
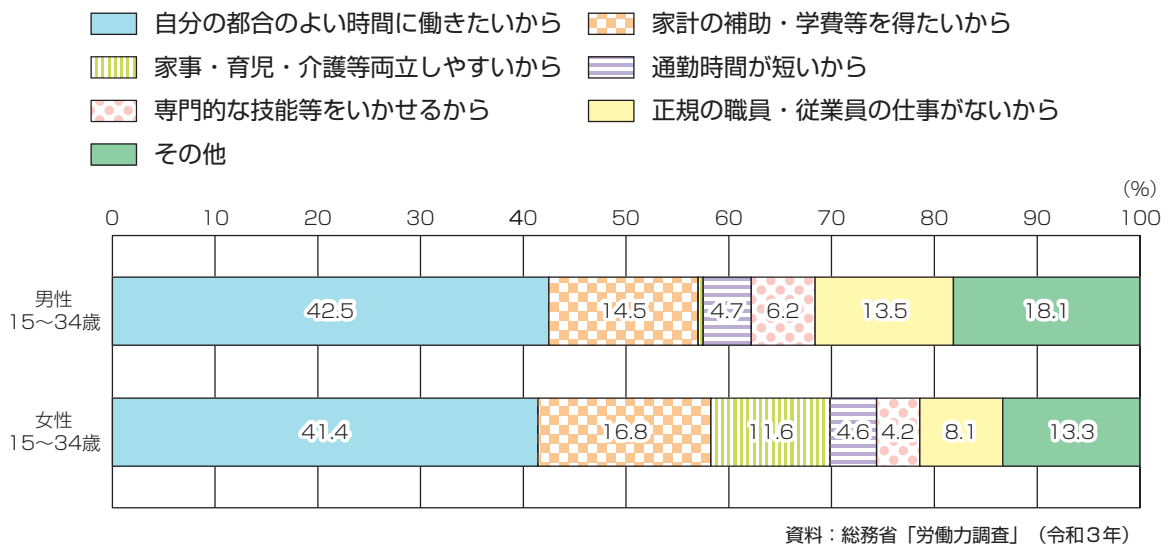
令和3年の全国の非正規職員（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員など）の雇用者総数に占める割合は、15～24歳（うち在学中を除く）で24.6%、25～34歳においては22.5%となっています。

15歳～34歳までの非正規職員が、現職の雇用形態についての理由をみると、男女ともに「自分の都合のよい時間に働きたいから」（男性42.5%、女性41.4%）が最も多く、次いで、「家計の補助・学費等を得たいから」が（男性14.5%、女性16.8%）となっています。

非正規雇用率の推移（全国）



非正規職員が現職の雇用形態についての理由（全国）

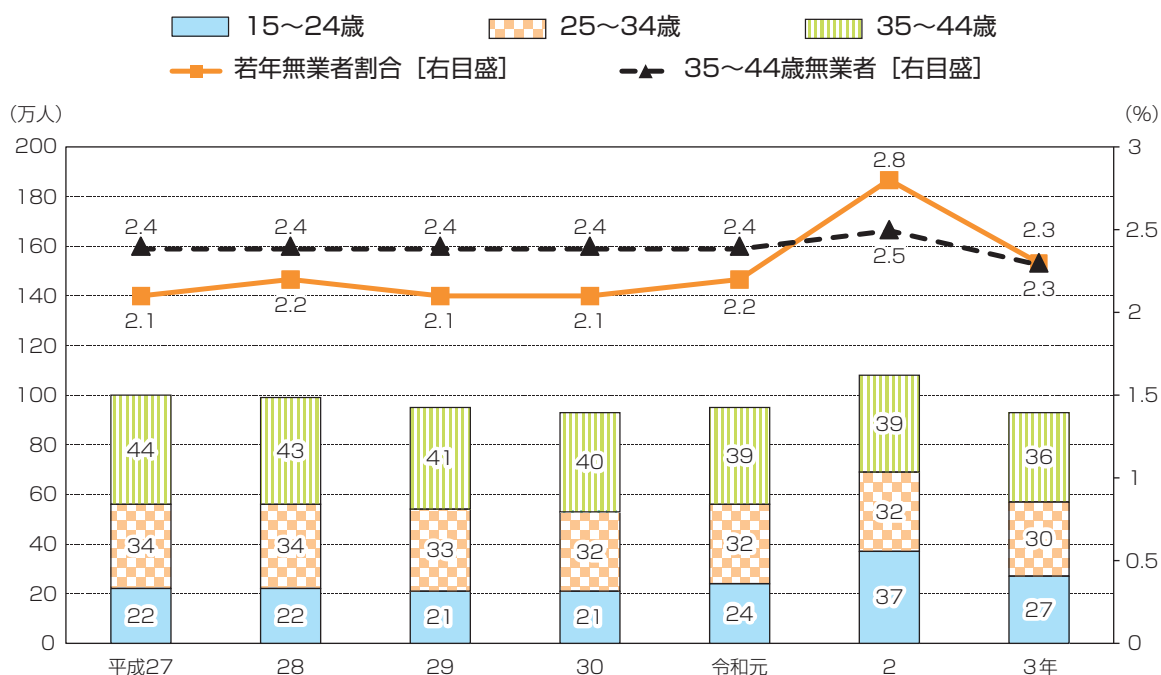


(5) 若年無業者の状況

令和3年の全国の若年無業者（ニート）は約57万人となっています。若年無業者の15～34歳の人口に対する割合は、前年（2.8%）に比べ0.5ポイント低下しています。

また、総務省の「就業構造基本調査」によると、平成29年の本県の若年無業者は約5,300人で、若年者に占める割合は3.2%（全国2.3%）となっています。

若年無業者及び35～44歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」

※各調査における若年無業者の定義

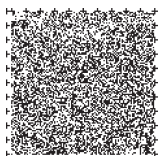
労働力調査：15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない人

就業構造基本調査：若年無業者とは（いわゆる『ニート』）

15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、以下（①及び②）の者をいう

①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）

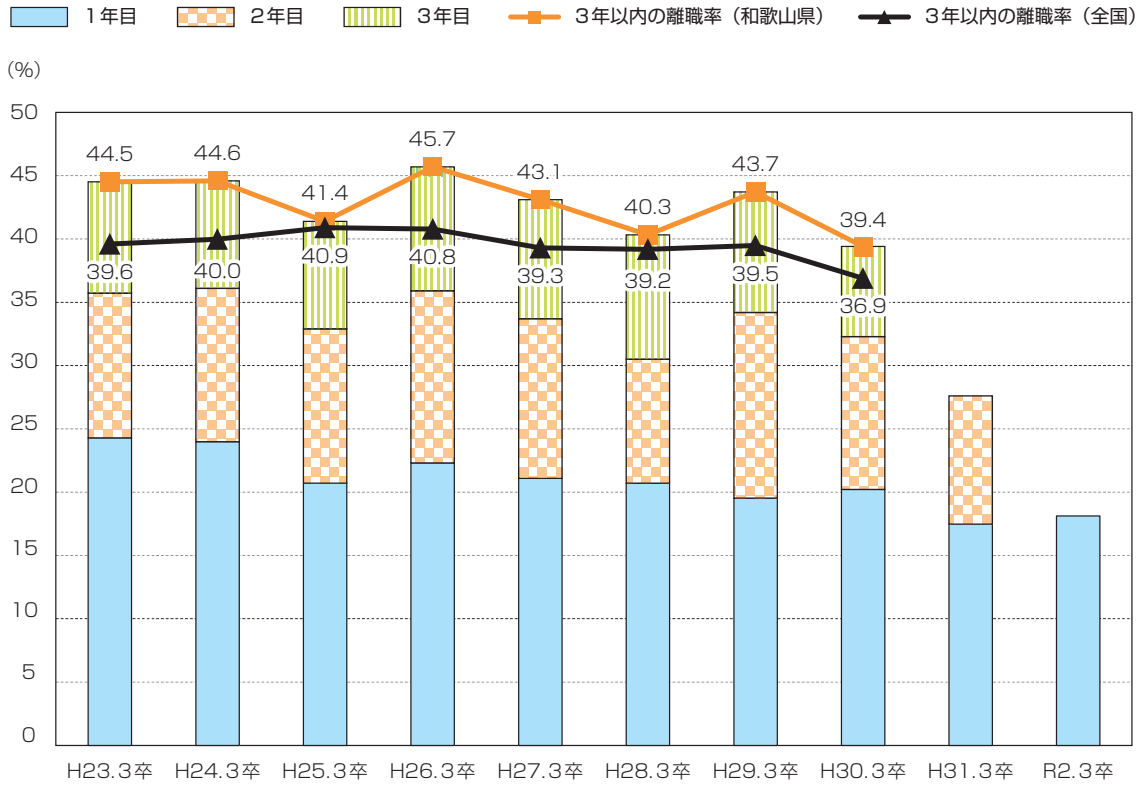
②就業を希望していない者（非就業希望者）



(6) 新規学卒者の離職率

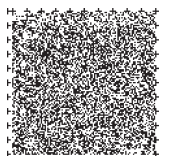
本県における、平成30年3月に卒業した新規高卒就職者の就職後3年以内の離職率は39.4%となり、全国平均（36.9%）を上回っています。

在職期間別離職率の推移（高等学校）



資料：厚生労働省・和歌山労働局「新規学卒就職者の離職状況」

※離職率は離職した都道府県で計上されるため、必ずしも和歌山県で採用された者の離職率を意味するものではありません。
また、必ずしも和歌山県の高等学校を卒業した者の離職率を意味するものではありません。



(7) ひきこもりの状況

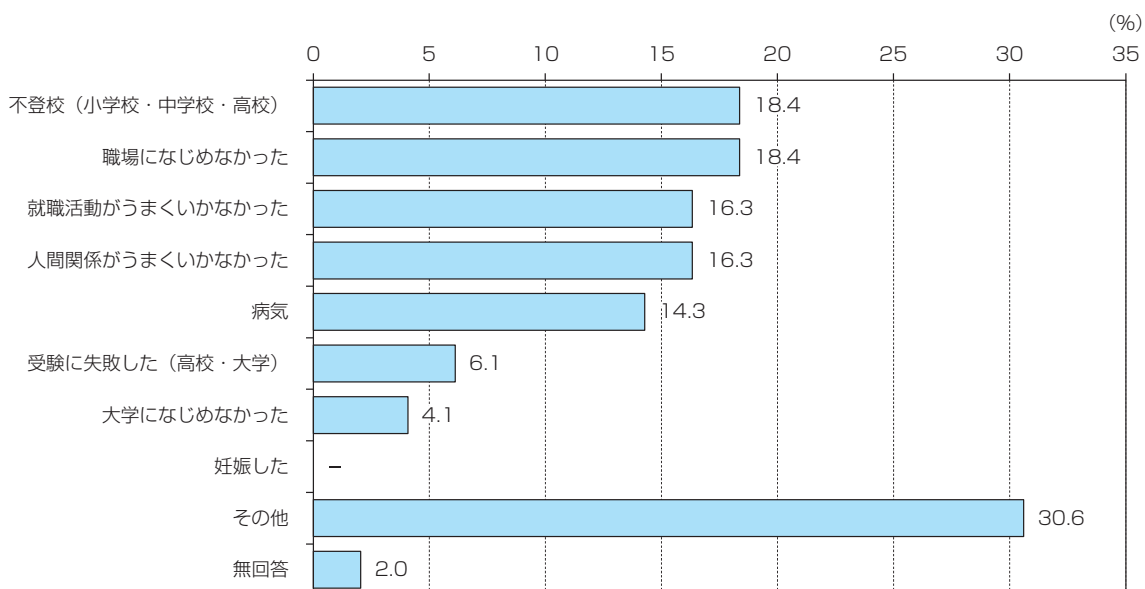
平成27年に、全国の若者（15～39歳）に対して内閣府が行った「若者の生活に関する調査」によると、家から出ない、あるいは家から出ても近所のコンビニなどにとどまっている状態の「狭義のひきこもり」の若者の数は、17.6万人（0.51%）と推計され、これに自分の趣味に関する用事の時だけ外出する状態を加えた「広義のひきこもり」の若者の数は、54.1万人（1.57%）と推計されています。

また、ひきこもりになったきっかけは、多い順に「不登校（小学校・中学校・高校）」（18.4%）、「職場になじめなかった」（18.4%）、「就職活動がうまくいかなかった」（16.3%）、「人間関係がうまくいかなかった」（16.3%）などとなっています。

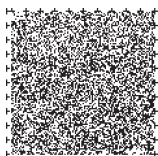
ひきこもりの定義・推計数（全国）

	[有効回答数に占める割合 (%)]	〈推計数〉	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり36.5万人	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1万人	狭義のひきこもり 17.6万人
自室からは出るが、家からは出ない 又は、自室からほとんど出ない	0.16	5.5万人	
		広義のひきこもり 54.1万人	

ひきこもりの状態になったきっかけ（全国）



資料：内閣府「若者の生活に関する調査」（平成27年）

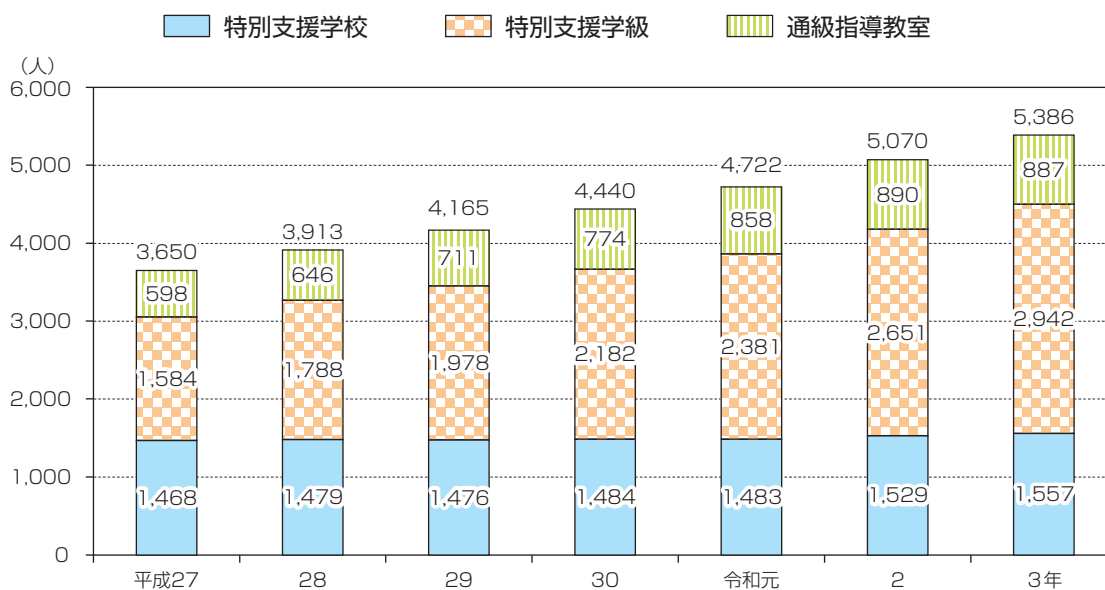


(8) 障害のある子供・若者の状況

令和3年度における本県の特別支援学校の在学者数は1,557人となっています。また、小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒の数も加えると5,386人で、増加傾向にあります。

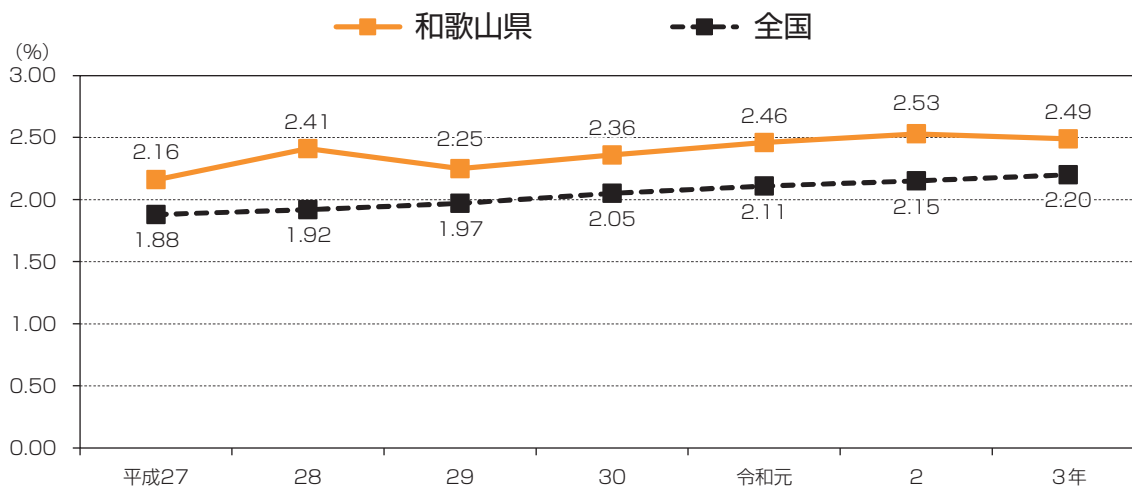
なお、本県の民間企業における障害者雇用率は、令和3年は2.49%で、全国値(2.20%)よりも高い状況です。

特別支援学校等で学ぶ児童生徒数の推移（和歌山県）

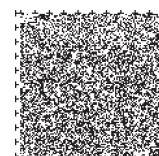


資料：和歌山県教育委員会「和歌山県の特別支援教育」

民間企業の障害者雇用率の推移（和歌山県・全国）



資料：厚生労働省「障害者雇用状況」



(9) 少年非行の状況

(少年非行等の推移)

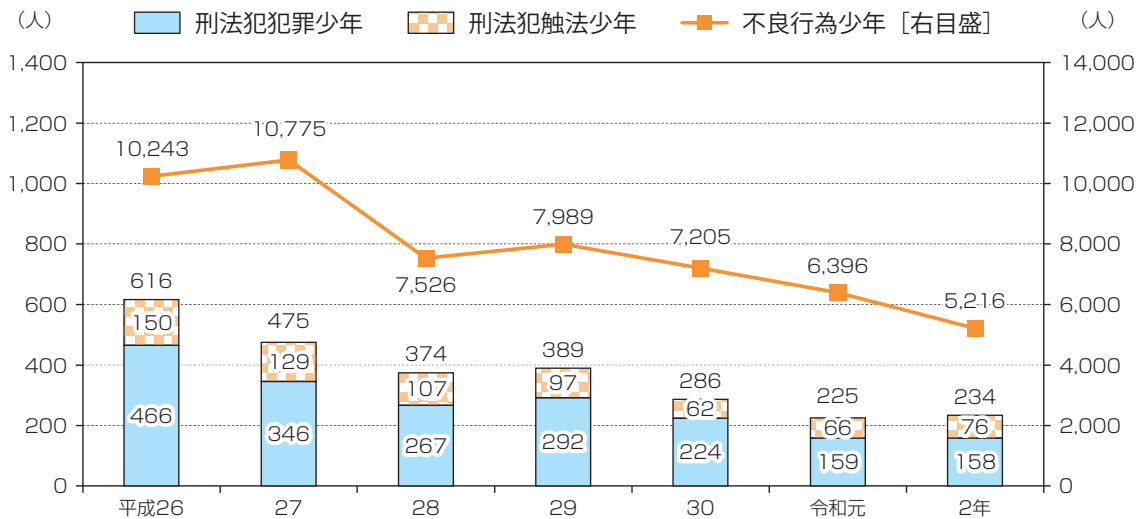
県内において、令和2年に刑法犯犯罪少年・触法少年として検挙・補導された少年は234人となっています。

また、令和2年に不良行為少年^{*}として補導された少年は5,216人で、前年(6,396人)に比べて、1,180人減少しました。

なお、本県の全刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の割合は10.7%、再犯者率は33.5%となっています。

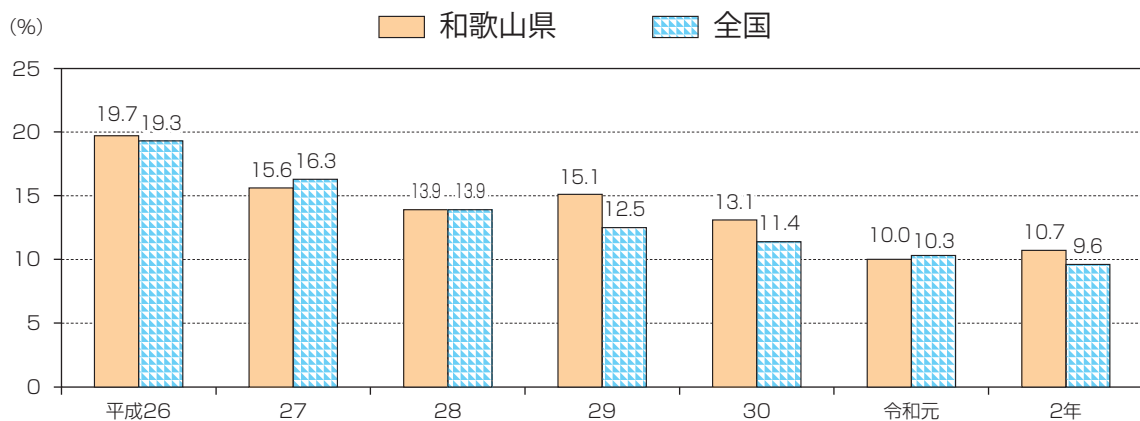
再犯者率：刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合をいい、前回処分は、未決・既決を問わず、触法少年時の処分・警察における補導の措置も含む。

少年非行等の推移（和歌山県）

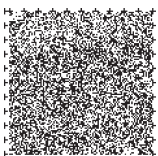


資料：和歌山県警察本部「和歌山の少年非行概況」

全刑法犯に占める犯罪少年の割合（和歌山県・全国）



資料：警察庁生活安全局少年課
和歌山県警察本部「和歌山の少年非行概況」



(非行等の内容)

令和2年の刑法犯少年の犯罪を罪種別にみると、本格的な非行へ深化していく危険性が高い万引きや自転車盗などの初発型非行が48.7%となっています。

また、不良行為の内訳は、「深夜はいかい」が3,626人（69.5%）、「喫煙」が1,283人（24.6%）、「飲酒」が114人（2.2%）などとなっています。

初発型非行の状況（和歌山県）

（単位：人、%）

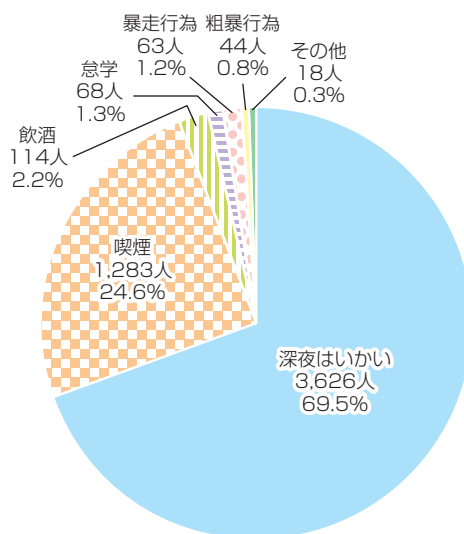
罪種	年	平成26	27	28	29	30	令和元	2
	刑法犯少年総数		616	475	374	389	286	225
初発型非行 (刑法犯)	万引き	369	273	214	200	150	99	114
	オートバイ盗	197	162	146	119	84	57	58
	自転車盗	47	30	10	19	15	7	20
	占有離脱物横	75	48	27	39	34	23	28
	横領	50	33	31	23	17	12	8
刑法犯少年中に 占める割合		59.9	57.5	57.2	51.4	52.4	44.0	48.7

資料：和歌山県警察本部「和歌山の少年非行概況」

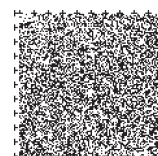
※刑法犯触法少年を含む。

初発型非行：単純な動機から安易に行われる非行の手段であり、他の非行への入口となりやすい万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の罪のこと

令和2年度不良行為少年補導状況（和歌山県）



資料：和歌山県警察本部「和歌山の少年非行概況」（令和2年）

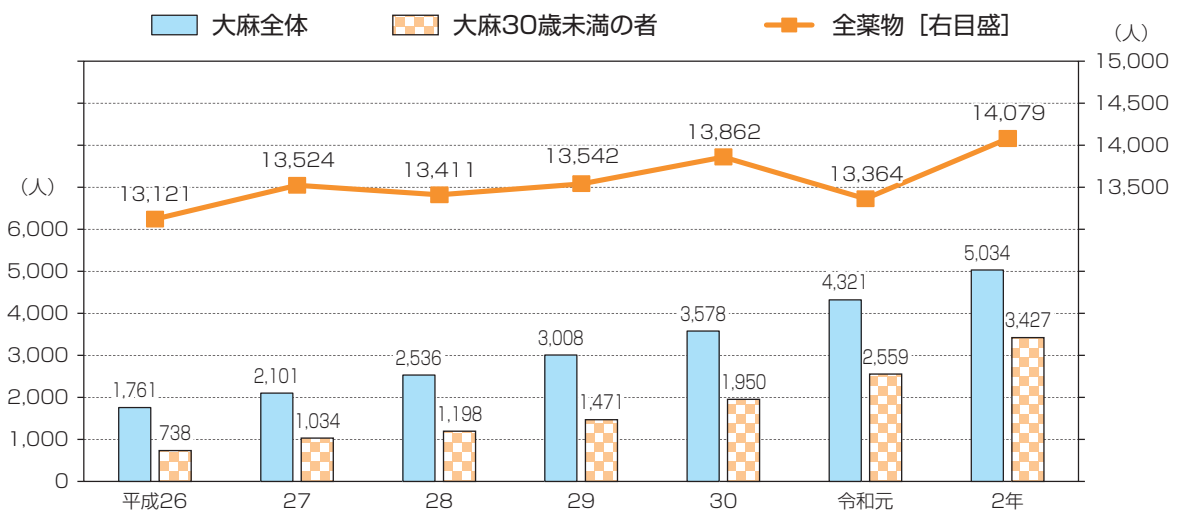


(薬物事犯：大麻)

令和2年の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が7年連続で増加し、4年連続で過去最多を更新するなど、大麻乱用の拡大が顕著であり、「大麻乱用期」とも言える状況となっています。全国の薬物事犯14,079人のうち、大麻事犯の検挙人員が5,034人、うち30歳未満の若者が3,427人と大麻事犯全体の68%以上を占めており、若年層における乱用拡大が懸念されています。

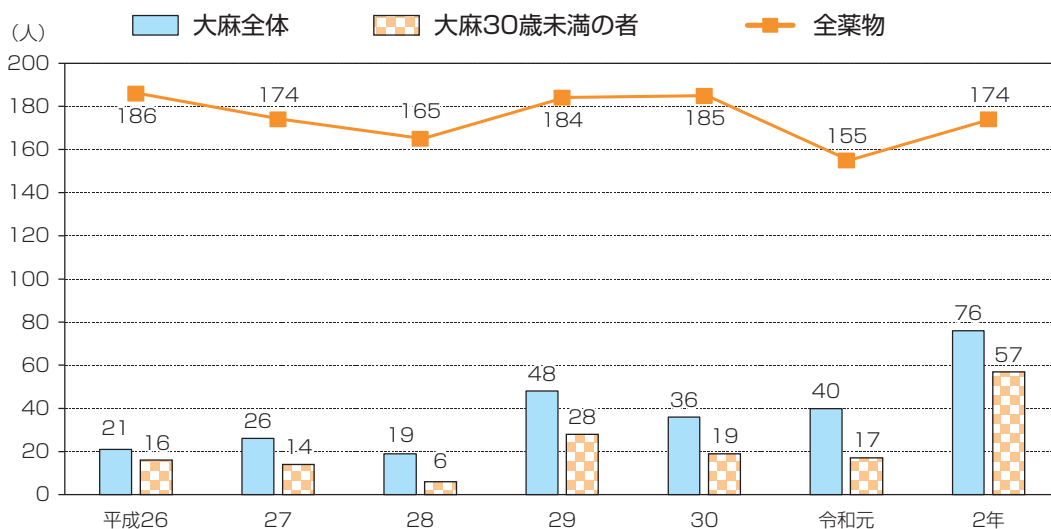
令和2年の本県における薬物事犯は、174人で、大麻検挙人員は76人、30歳未満の若者は57人と全体の75%を占めています。本県においても、大麻の検挙人員は増加傾向にあります。

薬物事犯（大麻）検挙人員（全国）

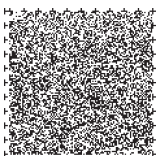


資料：和歌山県警察本部

薬物事犯（大麻）検挙人員（和歌山県）



資料：和歌山県警察本部



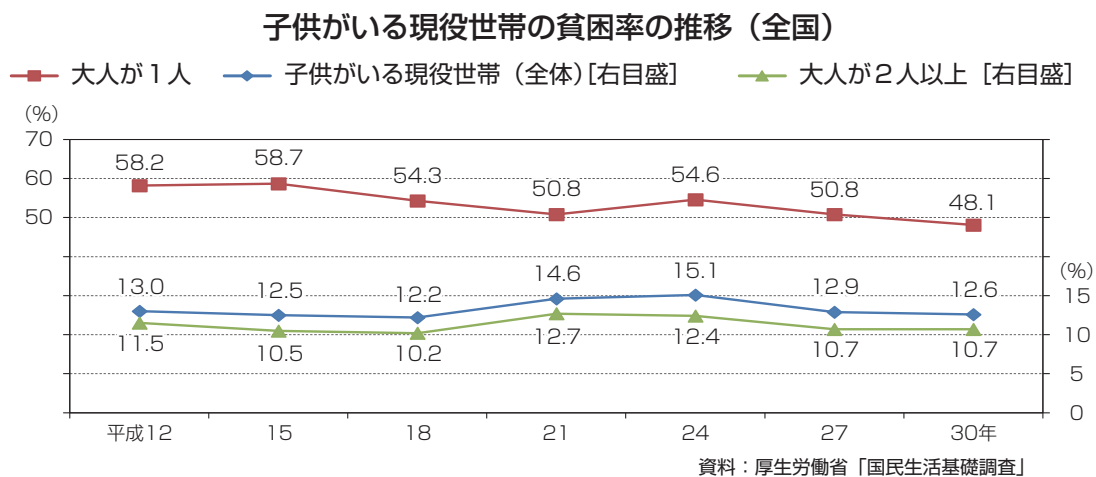
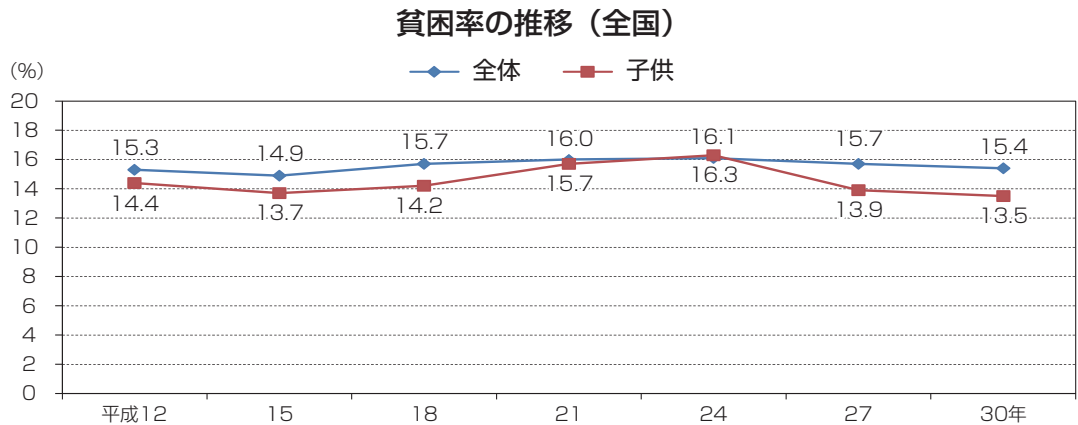
(10) 子供の貧困の状況

(子供の貧困率)

子供（17歳以下の者）の相対的貧困率^{*}は、過去最高であった平成24年の16.3%から、平成30年には13.5%（新基準14.0%）へと改善したものの、依然として子供の7人に1人という高い水準となっています。また、子供がいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%（新基準48.3%）で、大人が2人以上いる世帯10.7%（新基準11.2%）に比べて、非常に高い水準となっています。

さらに、令和元年の国民生活基礎調査では、「生活意識の状況」が「苦しい」（「大変苦しい」または「やや苦しい」）と答えた世帯の割合は、全体が54.4%、そのうち「児童のいる世帯」が60.4%となっています。

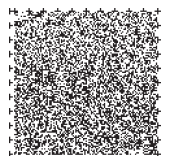
なお、文部科学省の就学援助実施状況等調査によると、経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている小・中学生は、令和元年度には約134万人で、就学援助率は14.53%となっています。



※新基準：2015年（平成27年）に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

※大人：18歳以上の者、子供とは17歳以下の者

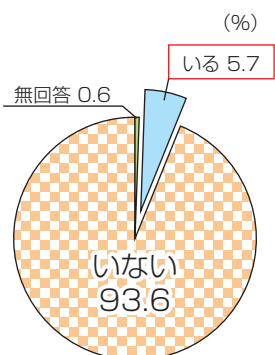
※子供がいる現役世帯：世帯主が18歳以上65歳未満で子供がいる世帯



(11) ヤングケアラー[※]の状況

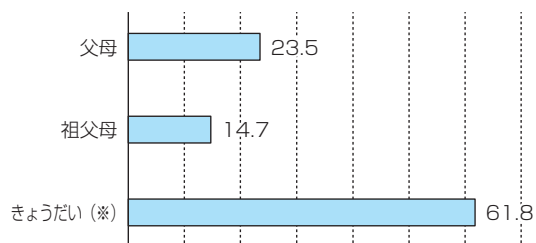
令和2年度に初めて調査・公表されたヤングケアラーの実態に関する調査研究によると、世話をしている家族が「いる」と回答した子供は、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果になりました。その中には、世話をしているためにやりたいけれどできていないことへの影響は「特にない」と回答した子供が半数を超えている一方で、世話の頻度について「ほぼ毎日」が3～6割程度、平日1日あたりの世話に費やす時間については「3時間未満」が多いですが、「7時間以上」も1割超存在するという結果になりました。

【中学2年生】



(n=5,558)

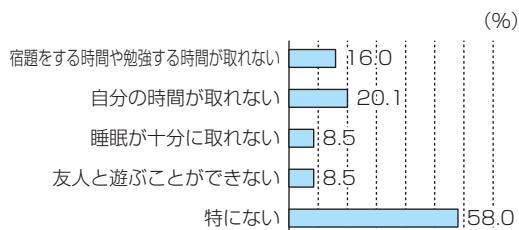
「いる」と答えた人のうち、世話をしている家族の内訳 (複数回答) (%)



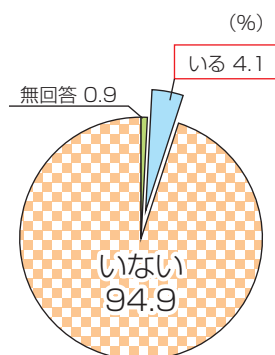
※きょうだいの状況 (複数回答)

幼い73.1%、身体障がい5.6%、知的障がい14.7%
精神疾患・依存症(疑いを含む)4.6%、
精神疾患・依存症以外の病気0.5%

世話をしているために、やりたいけれどできていないこと (複数回答) (%)

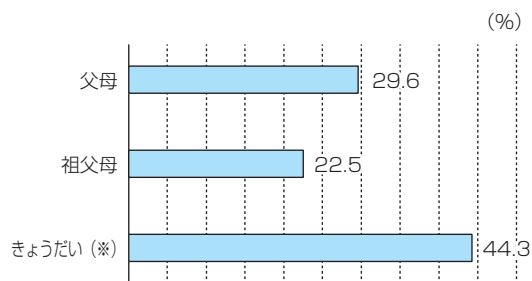


【全日制高校2年生】



(n=7,407)

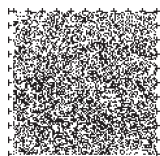
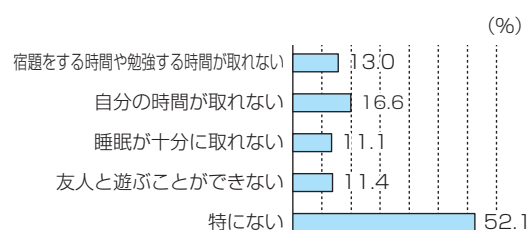
「いる」と答えた人のうち、世話をしている家族の内訳 (複数回答) (%)



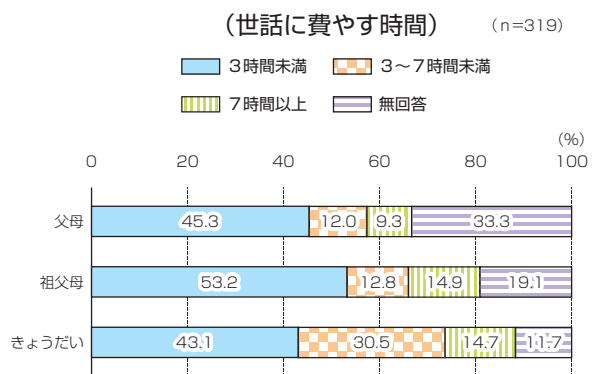
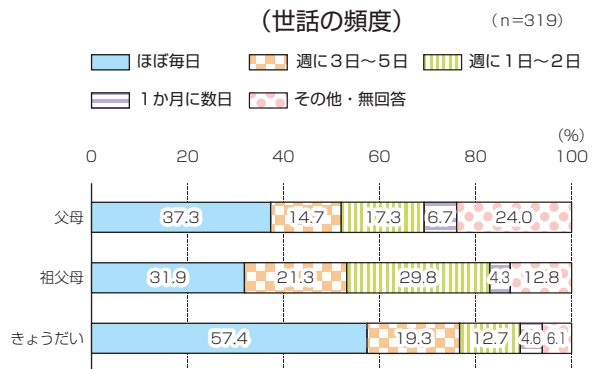
※きょうだいの状況 (複数回答)

幼い70.6%、身体障がい6.6%、知的障がい8.1%
精神疾患・依存症(疑いを含む)1.5%、
精神疾患・依存症以外の病気0.7%

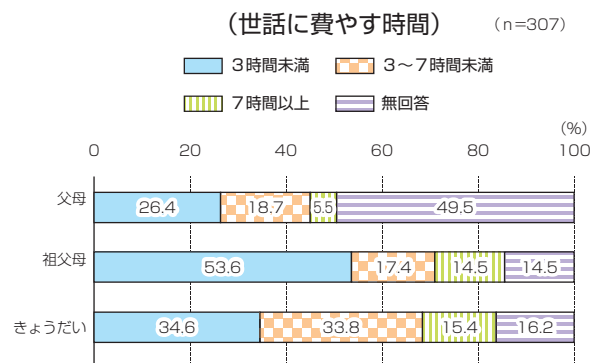
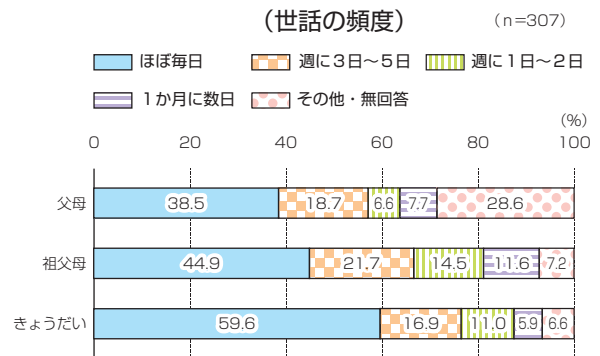
世話をしているために、やりたいけれどできていないこと (複数回答) (%)



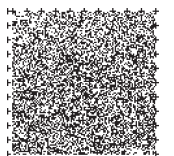
【中学2年生】



【全日制高校2年生】



資料：厚生労働省「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年3月）
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



(12) 児童虐待の状況

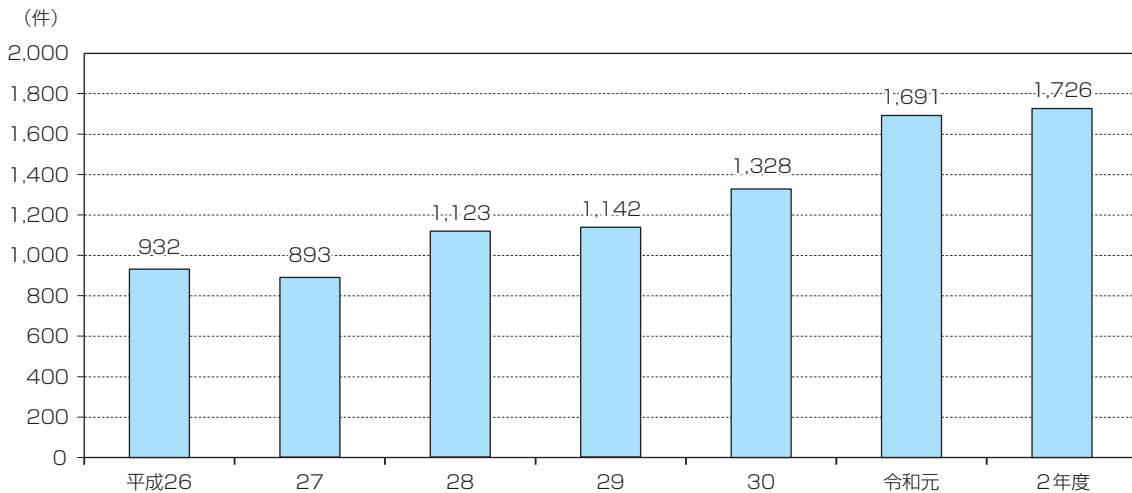
本県の児童相談所における令和2年度の児童虐待相談受付件数は1,726件で、過去最多となっています。

児童虐待の種別では、「心理的虐待」が814件（47.2%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が498件（28.9%）、「ネグレクト*」が408件（23.6%）などとなっています。

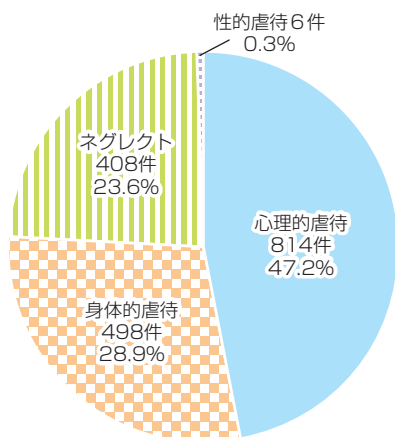
また、被虐待児の年齢構成は、「小学生」が584件（33.8%）と最も多く、次いで「3歳～学齢前児童」が484件（28.0%）、「0～3歳未満」が324件（18.8%）などとなっており、虐待者は「実母」が913件（52.9%）と最も多くなっています。

なお、平成17年度から市町村が一義的な児童家庭相談業務を担っており、令和2年度の県内市町村の児童虐待相談受付件数は1,567件となっています。

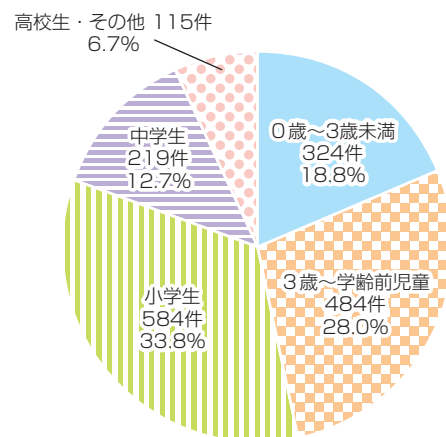
児童虐待相談受付件数の推移（和歌山県）



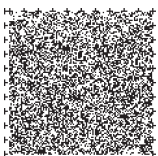
虐待種別別受付件数（和歌山県）



被虐待児の年齢構成（和歌山県）



資料：和歌山県子ども未来調べ（令和2年度）



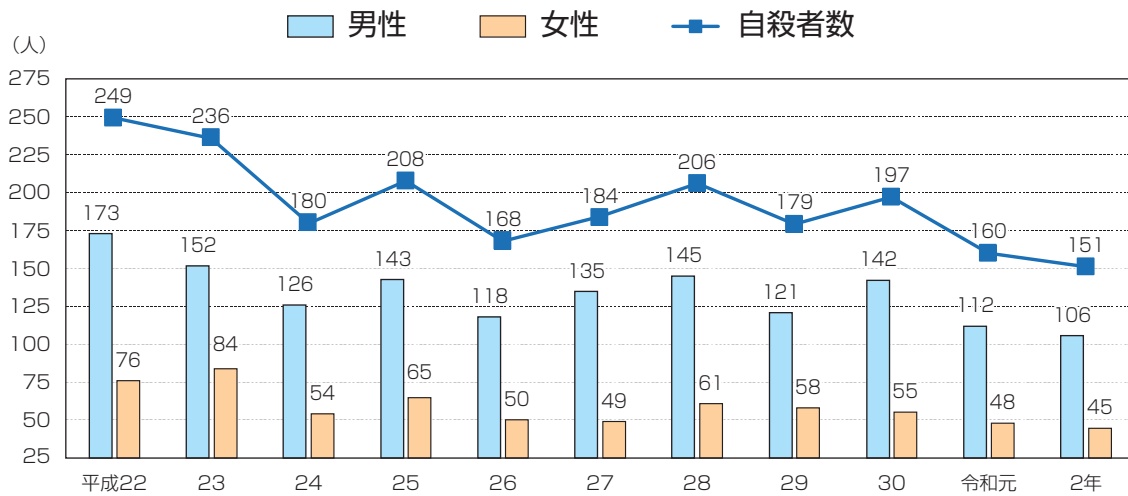
(13) 自殺の状況

平成22年に249人だった本県の自殺者数は、令和2年は151人に減少しました。

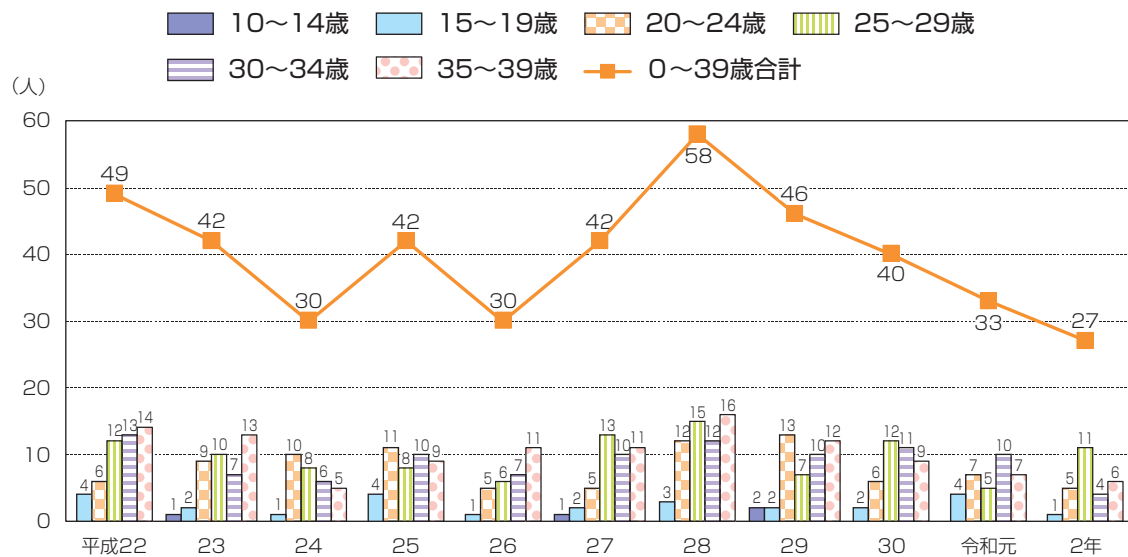
本県の39歳以下の自殺者は、過去10年でみると平成28年の58人をピークに、その後減少傾向にあります。

令和2年の39歳以下の全死亡者101人に占める自殺者は27人で、特に25歳から29歳の人数が11人と多くなっています。

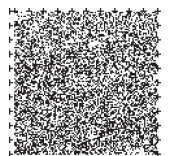
自殺者数の推移（全年齢・和歌山県）



自殺者数の推移（39歳以下・和歌山県）



資料：厚生労働省「人口動態」



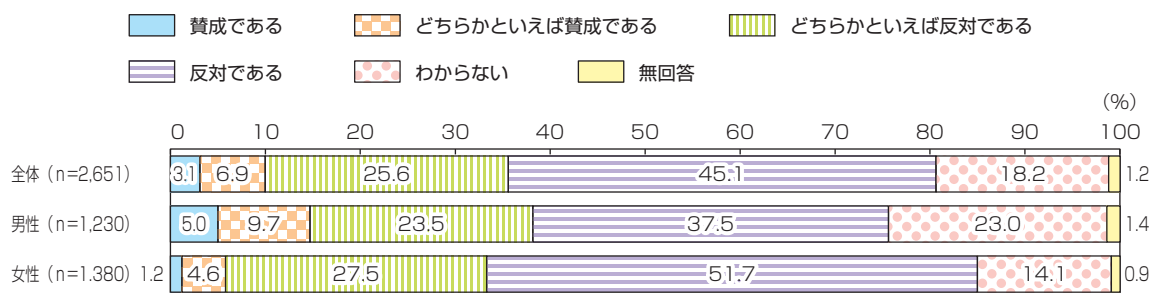
(14) 子育ての状況

(性別役割分担意識について)

「男は仕事、女は家庭」など、性別によって男女の役割を決めるような考え方について、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」を合わせた“賛成”は10.0%、「反対である」と「どちらかといえば反対である」を合わせた“反対”は70.7%と、反対が大きく上回っています。

男女別にみると、男女ともに「反対である」が最も高くなっていますが、女性が51.7%で、男性を14.2ポイント上回っています。

性別によって男女の役割を決めるような考え方について

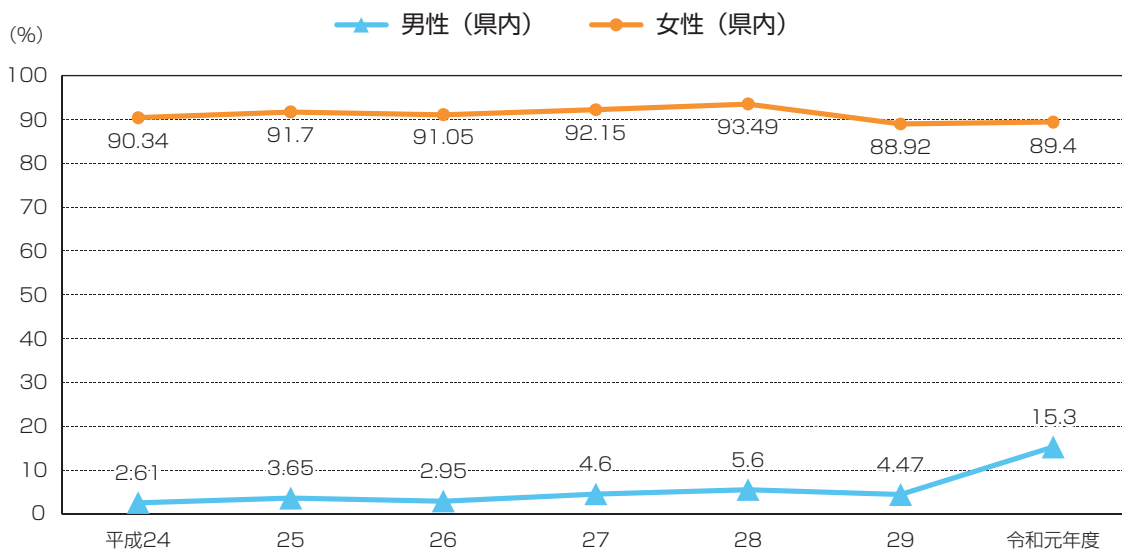


資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年度)

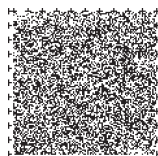
(育児休業の取得について)

令和元年度の和歌山県内の女性の育児休業取得率は89.4%、男性の育児休業取得率は15.3%となっています。

育児休業取得率の推移 (和歌山県)



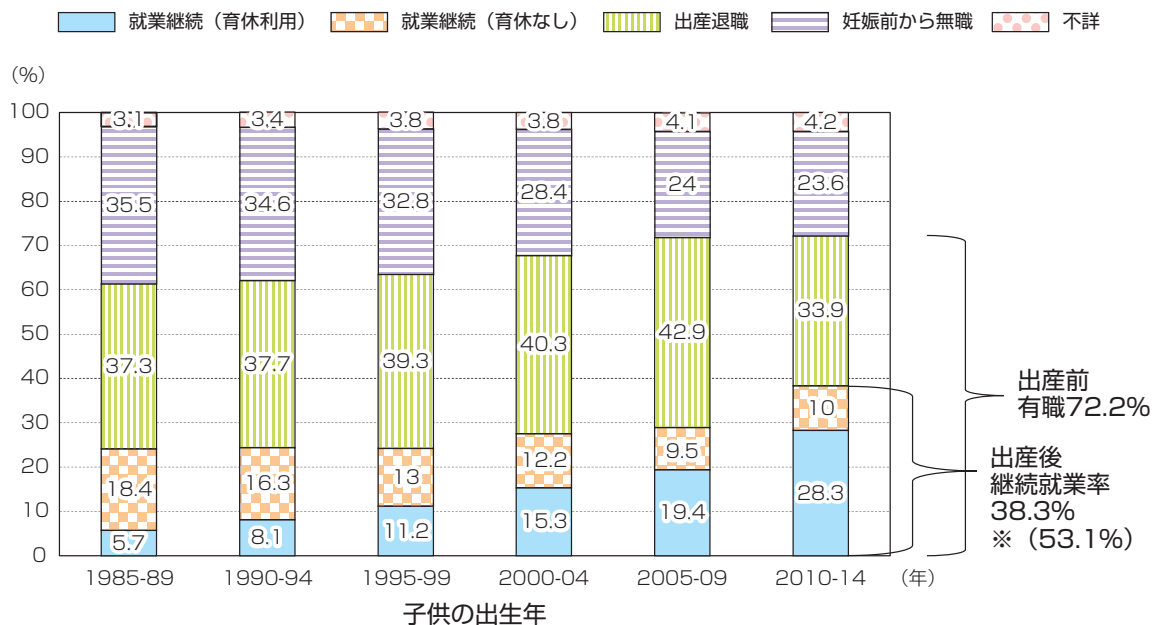
資料：和歌山県労働条件等実態調査



(第1子出産前後の女性の継続就業について)

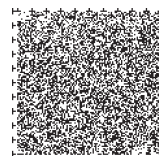
第1子出産後の女性の継続就業割合は、出産前の53.1%となっていることから、いまだに半数近くの女性が出産を機に離職していることがうかがえます。

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」

※（ ）は出産前の有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

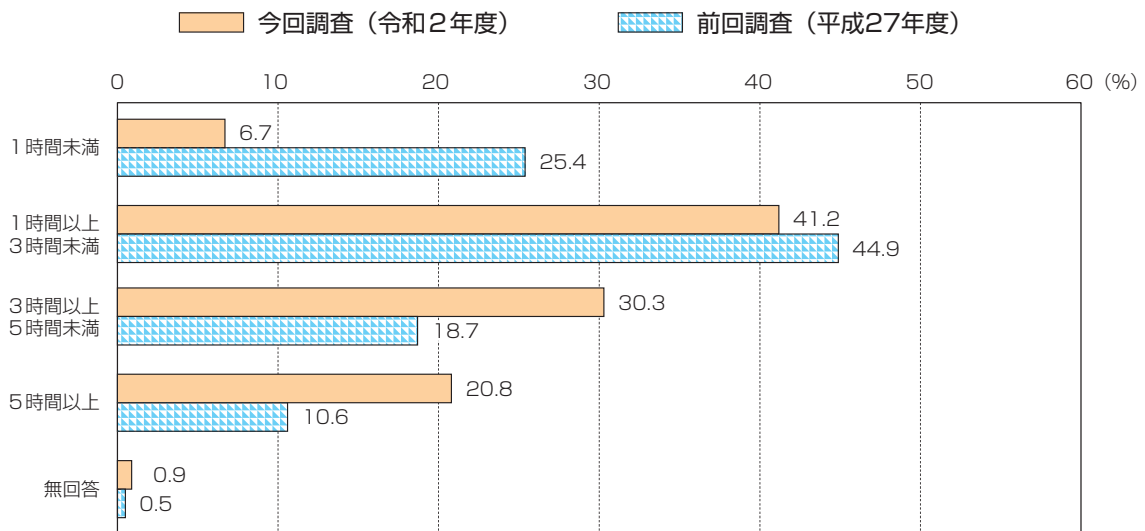


(15) インターネットの利用状況

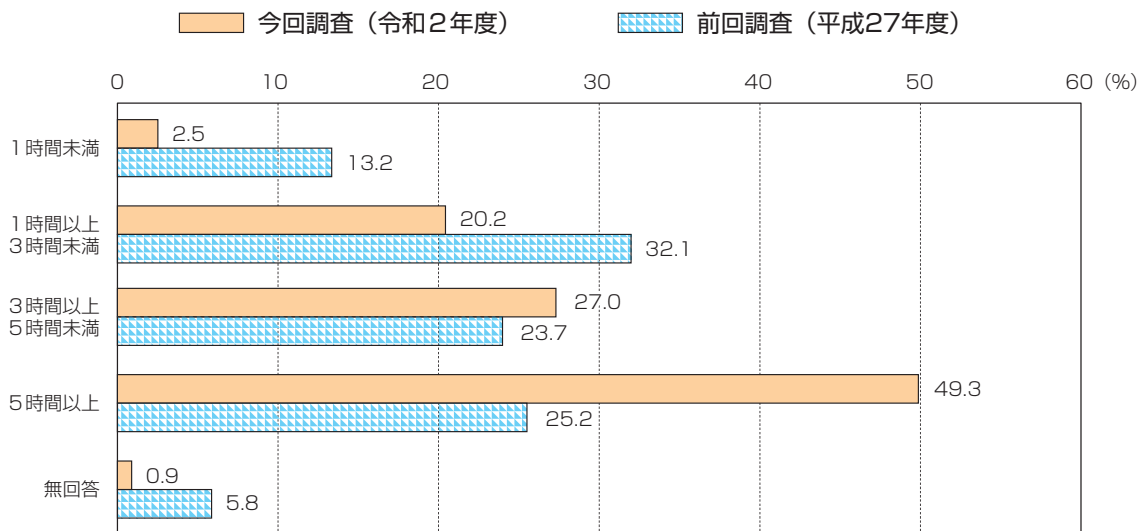
学校や職場以外の自由な時間の「インターネットの1日の平均使用時間」は高校生・若者と平日、休日ともに、前回に比べ使用時間が長くなっています。

特に、5時間以上インターネットを使用する人の割合は、平日では約2割、休日は約5割という結果になりました。

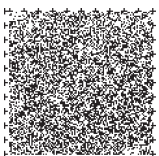
1日平均インターネット使用時間（平日）



（休日）



資料：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」（令和2年度）

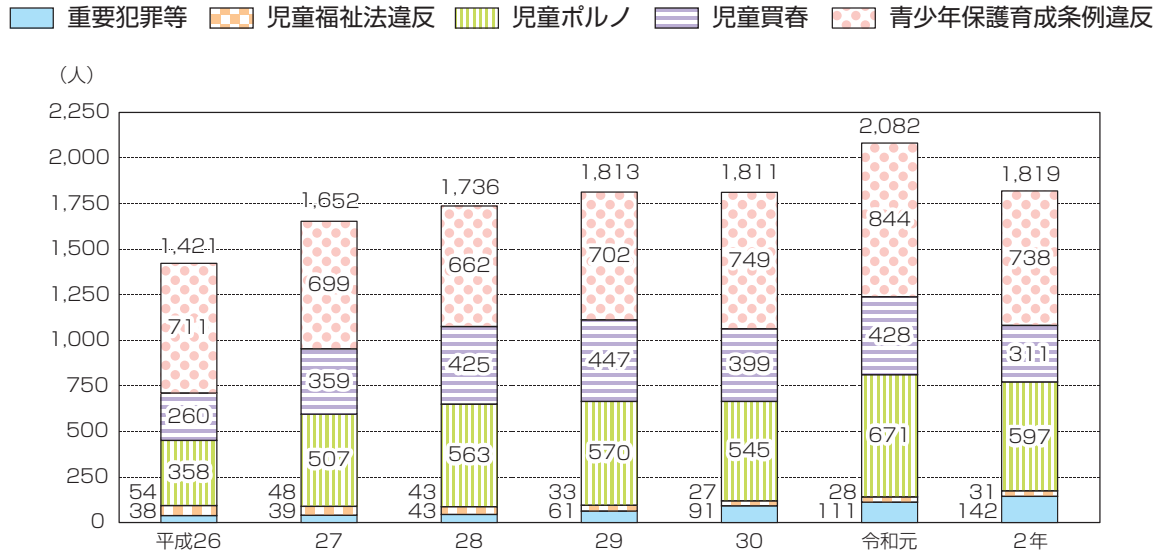


(16) SNSに起因する犯罪被害

(罪種別の被害児童)

全国の令和2年のSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,819人であり、前年からは12.6%減少したものの、平成25年以降増加傾向にあります。

【SNS】罪種別の被害児童数の推移（全国）

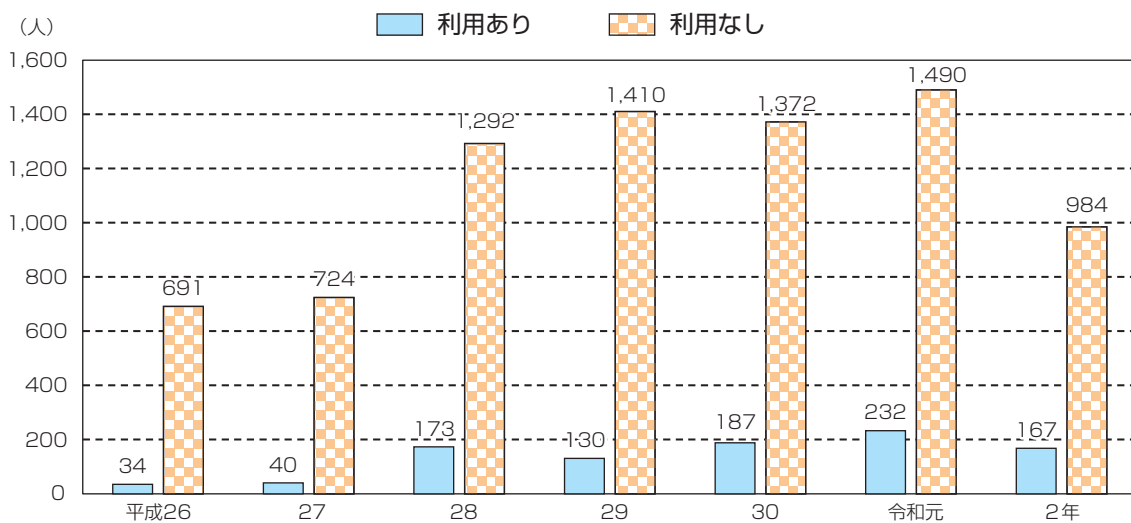


資料：警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

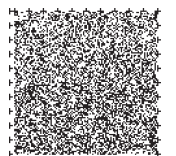
(SNSに起因する事犯被害児童のフィルタリング*の利用状況)

全国の令和2年のSNSに起因する事犯の被害児童における被害時のフィルタリングの利用状況は、フィルタリングの利用の有無が判明している被害児童1,151人のうち、167人（14.5%）となっています。

【SNS】被害児童のフィルタリングの利用状況（全国）



資料：警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」



(17) SDGsへの取組

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

次世代を担う子供・若者の育成支援に取り組むことは、「誰一人取り残さない」ことをうたったSDGsの達成に向けた取組そのものであるため、和歌山県子供・若者計画（令和4～8年度）においても、各分野の課題を横断的に解決することにより、SDGsの達成を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

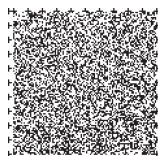
国連持続可能な開発目標 (SDGs)

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	13 気候変動に 適応化 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	8 働きがいも 経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	14 海の豊かさ を守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
3 すべての人に 健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	9 産業と 技術革新の 躍進を実現しよう 	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	15 陸の豊かさも 守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
4 質の高い教育を みんなに 	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	10 人や国の不平等を なくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する	16 平和と公正を すべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
5 ジェンダー平等を 実践しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	11 住み続けられる まちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
6 安全な水とトイレ を世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する		

※ジェンダー：社会的・文化的に作られた性別のこと。
 ※グローバルパートナーシップ：地球規模の協力関係のこと。

〈第2章における令和2年の調査結果の留意事項〉

※第2章における令和2年度（令和2年）の調査は、新型コロナウイルス感染症^{*}の影響による長期間の学校休校措置や外出自粛等で、調査が実施されなかったものや調査時期が変更されたものがあります。また、生活様式の変化や地域活動の自粛などにも留意する必要があります。



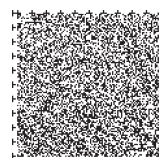
第3章 子供・若者育成施策の推進

1 全ての子供・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

現状と課題

- ・ 本県では、全国に先んじて人口減少が進み、地域活動の担い手の高齢化が進み、令和4年にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となり始めます。
少子化や家族形態の多様化、急速に進展する情報化等により、他者と直に接する機会が減少し、コミュニケーション能力や規範意識、協調性等が低下しているとの指摘があります。
子供が成長するための基礎となる、命を大切にする心や他者への思いやりの心、規範意識等を養うことがこれまで以上に求められます。特に、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われるきわめて重要な時期であることから、家庭や地域、幼稚園等がそれぞれの教育機能を発揮し、連携して幼児の健やかな成長を支える必要があります。
- ・ 「生きる力」の基盤の一つとなる学力の向上に取り組んできましたが、思考力や判断力、表現力等の知識や技能を活用する力に依然として課題があります。
新学習指導要領では、知識及び技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養^{かんよう}の実現に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。
- ・ 全国的な傾向として、運動をする子供とそうでない子供の二極化が見られ、本県においても、同様の傾向にあります。
幼少期から運動に親しむ機会の充実や、体育授業の充実による運動好きな児童生徒の育成を図ることが重要です。
- ・ 地域に愛着を持つ子供・若者は多いものの、地域活動への関心が低い状況となっており、地域における自然体験や集団宿泊体験の機会の減少等が課題となっています。
次代の和歌山の担い手である子供・若者が、積極的に社会参加・参画活動を行い、変化し続ける社会の中で、自ら考え、行動できる力を身に付けることが必要です。



①豊かな心と健やかな体の育成

○命を大切に、思いやりを育む教育の充実

多様な人々で構成される地域社会の中にあっては、命を大切にする心や他者を思いやる心、多様性を認め、尊重しつつ協働していく心を持つことが大切です。

このため、多様な人々との交流活動や人権に関する教育や啓発、男女共同参画の視点に立った教育等により、人権意識や共生意識の涵養を図ります。

○基本的な生活習慣の形成

家庭や学校、地域と連携して、「早ね・早おき・朝ごはん」運動・「おいしい食べきり」運動や食に関する学習・体験活動を通じた食育を推進するなど、基本的な生活習慣や望ましい食習慣を身に付けるための取組を実施します。

○規範意識等の育成

和歌山県独自の道徳教科書や教材を用いた道徳教育や非行防止教室・インターネットの適切な利用に関する情報モラル^{*}教育を通して、規律ある生活態度や社会生活を営んでいくために必要な規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力の育成を図ります。

○体験活動の推進

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験や社会体験、生活体験、芸術・伝統文化に触れる体験の充実に努めるとともに、そのような活動の成果を発表する場を提供します。

また、学校教育の場においても、音楽・美術・伝統文化等の優れた文化・芸術に触れる機会の創出を図ります。

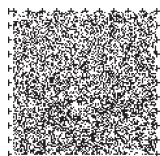
○読書活動の推進

子供・若者が読書を通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな想像力を身に付けられるよう、読書活動を推進します。

小・中学校においては、学校司書の配置の促進や、学校図書館資料等の整備・充実を図るとともに、地域においては、公立図書館や図書室等の読書環境の充実を図ります。

○体力の向上

体力は「生きる力」の基盤となり、健康維持に加え、意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっていることから、体育の授業の充実や運動部活動の推進などを通して運動機会を拡大させ、体力の向上を図ります。



○ふるさと教育の推進

地域の素晴らしさに気づき、ふるさとに愛着と誇りを持ち、ふるさとに貢献できる人材を育成するため、郷土の自然や歴史、文化、産業、先人の偉業などについての理解を深めるとともに、本県の豊かな文化遺産やジオパークなど地域の教育資源を活用した学習活動の充実を図ります。

○環境教育・環境学習の推進

気候変動をはじめとする今日の様々な環境問題を解決していくためには、県民一人一人が主体的に考え、行動することが大切です。地域の自然や身近に起こっている環境問題（温室効果ガス、海洋プラスチックごみ等）を題材として、子供や若者の環境保全に対する理解と認識を深め、行動する能力を養う環境教育・環境学習を推進します。

○幼児教育の充実

幼児期の教育が小学校以降の生活や学習を支える基盤となることを踏まえ、全ての幼児に質の高い教育を行うとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

○生涯学習への対応

生涯を通して学習や体験できる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活躍できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現を目指した取組を推進します。

また、学び直しなどを通して、全ての子供・若者がキャリアを伸ばすことができる環境の整備を推進します。

②社会形成への参画支援

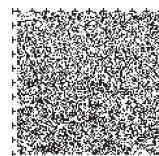
○社会形成に参画する態度を育む教育の推進

法教育や租税教育、金融教育、労働教育、消費者教育、主権者教育等、社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度を育むために必要な教育を推進します。

また、社会形成の参画に向けた実践力を育成するため、子供・若者の意見表明機会の確保を図ります。

○ボランティア活動等による社会参画の推進

ボランティア活動などを通して市民性・社会性を獲得し、地域社会に参画することを支援します。



③確かな学力の向上

○新学習指導要領の目指す姿

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの育成、学びに向かう力、人間性等の涵養の実現に向けて、児童生徒が主体的に学ぶ授業を推進します。

○個に応じた指導の充実等

小・中学校段階において、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善を推進します。

また、学校生活になじめない子供に対しても、小・中学校段階の教育の機会の確保を一層推進します。

○特色・魅力ある高等学校教育の実現に向けた取組

希望する全ての子供が高等学校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行うとともに、教育の質の保証を図ります。

また、生徒の実態に応じ、小・中学校段階における学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けるなど、学び直しを推進します。

○学校教育の情報化の推進

GIGAスクール構想^{*}において整備された学校のICT^{*}環境の効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教職員のICT活用指導力の向上と業務負担の軽減を図るとともに、児童生徒の情報活用能力の向上に努めます。

○少人数学級の実施等

令和3年度から令和7年度までの5年間で、小学校の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられることに伴い、ICT^{*}等を活用した全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、今後どのような状況においても子供たちの学びを保障するため、教職員を計画的に配置します。

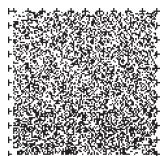
○多様な価値観に触れる機会の確保等

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流等を通して、普段の生活の場を越えた多様な価値観と社会の様子を学ぶとともに、情報機器を用いて地域や国内外の様々な人々と継続的なコミュニケーションが取れるようになるための支援を充実させます。

④高等教育の充実

○教育機関の充実

紀南地域における高等教育の拠点である和歌山大学南紀熊野サテライトの運営を支援します。



○教育内容の充実

大学や高等専門学校において、職業やキャリアについて考える機会を提供し、次世代の県内産業界を支える人材の育成につなげます。また、県内企業の経営者や現場管理者などによる実践的な講義を実施することにより、企業が求める即戦力人材を育成します。

関係施策等

①豊かな心と健やかな体の育成

○「早ね・早おき・朝ごはん」運動の推進（生涯学習課）

基本的な生活習慣確立の重要性を啓発するため、県内全ての小学1年生に「早ね・早おき・朝ごはん」ガイドブックを配付するとともに、小学校等において「出張！県政おはなし講座」を開催します。

○和歌山県独自の道徳教科書を活用した道徳教育の充実（義務教育課）

全ての公立小・中学校において、本県独自の道徳教科書「心のとびら」・「希望へのかけはし」を活用した道徳の授業を計画的に実施することにより、児童生徒の道徳性を育みます。

○県立青少年の家を利用した体験活動の推進（青少年・男女共同参画課）

社会性や協調性を育むため、集団宿泊体験や自然体験、様々な体験プログラムを通して心身ともに健康な青少年を育成するとともに、地域における青少年活動の拠点として青少年の家（県内3箇所）を運営します。

○県立博物館施設の高校生以下入館料無料化（文化学術課、文化遺産課、自然博物館）

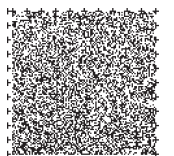
県立博物館施設(近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘資料館・自然博物館)の高校生以下の入館料を無料とし、貴重な芸術・文化作品及び郷土の文化・自然に触れる機会を提供し、豊かな感性を育成します。

○「ジュニア県展」開催によるジュニア芸術の育成（文化学術課）

県内に在学又は在住の小・中学生を対象とした、公募による美術展覧会を開催します。入賞・入選作品を県立近代美術館で展示するとともに、県内各地で入賞作品を巡回展示します。

○読書を楽しむ習慣づくり（生涯学習課）

学校において、一斉読書等を推進するとともに、読書履歴の記録を通じた読書への動機づけを行うことにより、児童生徒の読書機会を創出します。また、地域においては、コミュニティ・スクール^{*}による読書活動推進、リサイクル図書の活用、読み聞かせなどの図書ボランティアの講座を行うことで、



読書環境や読書推進の担い手の充実を図り、県民の読書文化を醸成します。

○「体力アッププラン」の充実（義務教育課）

体育授業の充実や運動部活動の推進などを通して運動機会を拡大することにより、児童生徒の体力向上を目指します。また、「紀州っ子がやきエクササイズ&ダンス」の更なる活用と、「きのくにチャレンジランキング」の充実を図ります。

○「わかやま何でも帳」を活用したふるさと教育の推進（義務教育課）

和歌山県版ふるさと教科書「わかやま何でも帳」を県内全ての中学生と小・高等学校に配布するとともに、「わかやま何でも帳」を活用しながら、本県の自然や歴史、文化、先人等について学ぶふるさと教育を推進します。

○学校給食等への県産農水産物の提供（果樹園芸課、畜産課、水産振興課）

子供たちの郷土愛や食に対する感謝の気持ちを醸成するため、小・中学校等における学校給食や学習活動の機会に、県産農水産物（果物・魚・鯨肉・ジビエ）を提供します。

○キノピー教室の実施（紀の国ふるさとづくり協議会（林業振興課））

森林の恵みとそれを支えてきた山村に対する理解と関心を深めるため、県内の幼児を対象に紙芝居「みんなで森に行こう」を通して、森林の働きや山の大切さについて普及啓発します。

○紀の国森づくり基金活用事業（緑育関係）の実施（森林整備課）

本県の豊かな森林や林業、環境問題への関心を高め、森林を守り育てる意識を育んでもらうため、県内の小中学生等を対象に間伐体験等を行っています。

○小中学校における梅システムに関する授業の導入推進（みなべ・田辺地域世界業遺産推進協議会（里地・里山振興室））

子供たちの郷土愛の醸成を図るため、生産者や事業者などが講師となり、梅システムの仕組みや重要性を学習する授業の導入を推進します。

○「わかやまこどもエコチャレンジ」の実施（環境生活総務課）

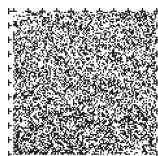
夏休みの課題として、子供たちが家族と一緒にエコ活動に取り組み、レポートを作成する「わかやまこどもエコチャレンジ」を実施し、子供たちの環境意識の向上を図ります。

○南紀熊野ジオパーク探偵団（自然環境室）

南紀熊野ジオパークをフィールドとした探究活動を通じて、地元が抱える様々な課題解決に向け、自立的に考え行動する次世代を担う人材を育成します。

○生物多様性の保全を担う人材育成（ネイチャー・キャンプ、ネイチャー・アワード、ネイチャー・カリキュラム）（自然環境室）

県内の豊かな自然環境や希少な動植物を将来にわたり保全していくため、



その担い手となる人材を発掘・育成することを目的に、若年層における生物多様性に係る優れた活動を表彰するとともに、自然に深く関わる知識や技術の体験の場を提供します。

○和歌山県ごみの散乱防止に関する条例に基づく教育・啓発の実施（循環型社会推進課）

学校での「出張！県政おはなし講座」の開催やわかやまごみゼロ活動、プラスチックごみ削減の県民運動などにより、ごみの適正処理、3Rを推進し、資源を大切にすることを涵養しながら、未来を担う子供たちが和歌山県をもっともっと美しくする気持ちを育みます。

②社会形成への参画支援

○「和歌山県少年メッセージ」の開催（青少年・男女共同参画課）

中学生の社会参加の促進を図るとともに、中学生に対する大人の理解を深めるため、今を生きる中学生が何を考え、社会に対して何を訴えたいのかなどをテーマにした作文の発表大会の開催を支援します。

○主権者教育の推進（県立学校教育課）

高等学校において、「教科における政治・社会・選挙制度等の学習」及び「選挙権を持つ高校生に対する投票の啓発」を推進します。

○消費者教育の推進（県民生活課）

県内の学校に専門の講師を派遣して、消費生活に関して必要な知識を学習するための講座を開催するなど、自主的かつ合理的に行動することができる消費者を育成します。

○県民運動の推進（県民生活課）

「花いっぱい運動」、「クリーンアップ運動」の実施や県民歌の普及など、県民のふるさと和歌山への誇りと愛着心を高揚させるための県民運動を広く展開します。

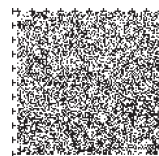
③確かな学力の向上

○学力向上プログラム(義務教育課)

公立中学校において、学習到達度調査を年2回実施します。調査により把握した生徒個人の課題に応じて復習教材を提供します。また、教員研修を充実させ、教員の授業力の向上を推進します。

○「学力向上推進プラン」の充実（義務教育課）

各学校において、数値目標や具体的な取組を盛り込んだ学力向上推進プランを作成し、実施します。さらに、現状に即したプランとなるよう、学力調



査等を活用した点検・評価を継続して行います。

○補充学習の充実（義務教育課）

放課後や長期休業等で活用できる学習教材を提供し、児童生徒一人一人の理解に応じた指導を徹底するなど、補充学習を充実させます。

○退職教員派遣による教員の指導力向上（県立学校教育課、義務教育課）

優れた教育実践力を持つ退職教員を小・中学校に派遣する「きのくに学力定着フォローアップ」や高等学校に派遣する「学習指導支援員派遣事業」により、学校の取組や教員の授業づくりを指導・支援します。

○ICT※を活用した学びの充実（教育総務課、県立学校教育課、義務教育課）

児童生徒が主体的に考え、他者と協働してこれからの社会を生き抜く力を育成するとともに、感染症や災害による臨時休業の中でも質の高い学びを保障するため、学校におけるICT環境や研修体制を整備し、ICTを効果的に活用した授業を推進します。

④高等教育の充実

○和歌山大学南紀熊野サテライトの運営支援（文化学術課）

和歌山大学が田辺市に開設している南紀熊野サテライトの運営を地元市町村等と構成する協議会を通じて支援し、紀南地域の高等教育環境の向上を図ります。

○県内大学等における産業人材育成の支援（労働政策課）

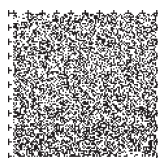
企業の経営理念や経営者自身のキャリア形成過程の体験等を、県内の企業経営者等が大学や高等専門学校において講義し、活力ある県内企業に対する理解を深めるとともに、職業やキャリアについて考える機会を提供し、次世代の県内産業界を支える人材の育成につなげます。

(2) 子供・若者の健康と安全・安心の確保

現状と課題

- ・ 子供・若者がインターネットを契機として知り合った相手から性的被害を受けるなど、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」や「和歌山県青少年健全育成条例」等に触れる事件が多数発生しています。

自らの心身の健康を守ることを基本とし、生命尊重や人間尊重の精神に基づき、発達段階に応じた性に関する指導の充実を図るとともに、相談体制を整える必要があります。また、これらの問題には、家庭や学校、地域、行政、警察、医療機関等が連携して取り組むことが求められています。



- ・ いじめの態様は様々ですが、近年、スマートフォン等の急速な普及により、SNS等での誹謗中傷や悪質な書き込み等によるいじめが増加しています。

いじめ根絶に向けて、学校だけでなく家庭や地域、関係機関等が連携し、未然防止、早期発見・早期対応、早期解決のための体制を強化していくことが重要です。

- ・ 台風や土砂災害等、風水害による被害が多く発生しています。さらに、今後、南海トラフの地震が高い確率で発生することが想定され、中央構造線断層帯では直下型地震の発生も懸念されています。何よりも守らなければならないのは人命です。地震・津波をはじめとする災害から身を守り、被害を最小限に食い止めるためには、防災についての正しい知識を身に付け、災害発生時に率先して行動できるようにする必要があります。

施策と主な取組

①健康教育の推進と健康の確保・増進等

○健康教育の推進

子供・若者が、性に関する指導、がん教育及び薬物乱用防止教育等を通して、心身の健康と命の大切さについて正しい知識等を身に付けることができるよう、専門家の協力も得ながら健康教育の充実と推進を図ります。

○思春期特有の課題への対応

思春期特有の悩みや不安に対する相談等を実施するとともに、未成年者の喫煙、飲酒の防止に係る教育・啓発を徹底します。また、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率、痩身傾向児の割合を減少させるための教育・啓発に取り組みます。

○妊娠・出産・育児に関する教育

妊娠や出産、育児などに関する正しい理解を促すため、家庭や学校、地域における教育や情報提供などの充実を図ります。

○10代の親への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう相談体制を構築します。

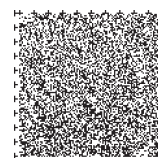
○安全で安心な妊娠・出産、産後の確保等

安全かつ安心で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、成育基本法を踏まえ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実に取り組むとともに、「子育て世代包括支援センター」の機能充実を図ります。

②子供・若者に関する相談体制の充実

○自ら考え自らを守る力の育成等

子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、発達段



階に応じつつ、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや状況等を言葉にできる力を育むとともに、子供・若者に対する各種相談窓口や相談方法についての広報啓発、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等により、自ら考え自らを守る力を育成します。

○子ども・若者総合相談センターの充実

若者サポートステーションWithYouにおいて、子供・若者のあらゆる相談に対応し、適切な支援機関の紹介や情報提供、助言等を行います。

また、出張相談を行うなど、相談窓口を拡充し、子供・若者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

○学校における相談体制の充実

スクールカウンセラー^{*}やスクールソーシャルワーカー^{*}等の配置を推進して、学校における相談体制を充実させます。

○地域における相談体制の充実

子供の発育・発達や心身の健康問題、薬物乱用・性・感染症等に関する相談及び医療機関による対応の充実を図ります。

また、警察署等において、少年の非行やいじめ、犯罪被害に関連した総合的な相談に応じます。さらに、個々の少年の実情に合わせて、保護観察所や少年鑑別所をはじめとする適切な機関と連携しながら、一人一人の少年に寄り添った丁寧な支援を行います。

○いじめ防止・暴力対策等

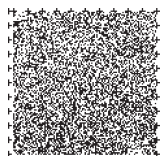
学校において、児童生徒に定期的にアンケート調査や面談等を行い、いじめを早期に発見するとともに、総力をあげて迅速かつ適切にきめ細やかな対応を行います。

また、教職員がいじめや暴力行為等の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、教職員の資質・能力の向上や研修の充実に取り組めます。

○人権擁護

子供・若者からの人権に関する様々な相談に対応します。

また、県の相談機関が迅速かつ適切に対応できるよう、相談員の資質向上に努めるとともに、国・市町村、弁護士会、NPO等といった関係機関との相互の連携・協力に取り組めます。



③被害防止等のための教育・啓発

○防災教育の推進

防災についての正しい知識や災害発生時等に解決すべき問題に対応できる判断力・実践力を身に付けるための取組の充実を図ります。

また、「世界津波の日」（11月5日）の由来となった濱口梧陵の精神や過去の災害の教訓を伝えることにより、津波防災意識を向上させます。

○安全教育

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。

○命を大切にせる教育

生命の尊さを学び生命を大切にせる教育の機会等を通して、罪を犯してはならないという規範意識の向上や、犯罪被害者等への配慮・協力意識の涵養を図ります。

○ドメスティック・バイオレンス等の防止

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないよう、予防啓発の充実を図ります。

○情報モラル^{*}教育

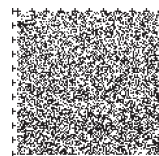
情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身に付けるため、情報モラル教育において、犯罪被害を含む危険の回避など、情報の正しく安全な利用に向けた教育や啓発活動を推進します。

○労働者の権利保護

労働関係法令等、労働者の権利に関する知識を身に付け、適切に活用できるようにするための教育・啓発を推進します。

○消費者教育

子供・若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者として自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進します。特に、学校教育においては、成年年齢の引下げや、デジタル化の進展等の社会変化を踏まえ、積極的な情報発信等を行うとともに、学習指導要領の周知を図り、各教科等において充実した消費者教育の実践を推進します。また、大学等においては、学生の持つ様々な側面に応じ、積極的に消費者教育に取り組むことを促します。



①健康教育の推進と健康の確保・増進等

○地域・職域連携による総合対策の実施（健康推進課）

未成年者に対する防煙教室や禁煙希望者に支援を行うための講習会を開催するとともに、妊産婦に対しては、妊娠届出や乳幼児健康診査の機会を捉えて受動喫煙による健康影響等に関する情報提供や相談を行います。

また、世界禁煙デー等の機会を利用した禁煙・防煙の啓発や専門医による禁煙相談を行います。

○思春期講座の開催（健康推進課）

望まない妊娠による人工妊娠中絶や性感染症の予防を目的として、高校生等を対象に思春期講座を行い、性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図ります。

○周産期・小児医療提供体制の確保（医務課）

リスクの高い母体・胎児・新生児に高度医療を24時間体制で提供する周産期母子医療センターの整備を図ります。

また、県立医科大学附属病院に設置した小児医療センターにおいて、胎児期から思春期までの一貫した総合的かつ専門的な医療を提供する体制の充実を図ります。

○「子ども救急相談ダイヤル（#8000）」の実施（医務課）

平日夜間や土日祝日の子供の急病に際し、医療機関での受診の必要性の有無や自宅での処置方法等について、看護師（必要な場合は医師）による電話相談を受け付け、保護者の不安や負担を軽減します。

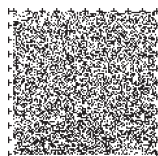
②子供・若者に関する相談体制の充実

○若者サポートステーションWithYouにおける総合相談の実施（青少年・男女共同参画課）

概ね15～39歳の子供・若者のあらゆる相談にワンストップで対応し、助言や情報提供、適切な支援機関の紹介等を行います。

○乳幼児発達相談指導の実施（健康推進課）

各市町村の乳幼児健康診査により紹介された発達や療育に心配のある乳幼児に対して、発達相談及び療育相談を実施します。



○児童相談所（子供に関する相談機関）（子ども・女性・障害者相談センター、紀南児童相談所）

児童相談所では、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者等からの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行います。

緊急の場合や行動観察のために児童を保護したり、児童養護施設等への入所措置等も行います。保護した児童に対する意見形成・意見表明支援にも取り組みます。

○いじめ問題対応マニュアルの活用（教育支援課）

「いじめ問題対応マニュアル」、「いじめ問題対応ハンドブック」、「子どもの安全・安心サポートマニュアル 見逃さないで！子どものSOS」等を活用した校内研修の充実により教員の指導力向上を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を実現します。

③被害防止等のための教育・啓発

○「出張！減災教室」の開催（危機管理・消防課）

県民の防災意識の向上を図るため、学校や地域、職場において、地震体験車による地震体験や地震・津波に関する基礎講座、住宅の耐震化講座・家具固定講座など、防災・減災についての体験型研修を実施します。

○わかやま学校・地域防災力アップ（教育支援課）

南海トラフ巨大地震等の大規模な災害に備え、児童生徒の生命と安全を守るため、防災教育の更なる充実を図るとともに、学校を中心とした地域の防災力を強化します。

○地域安全マップ作製支援（県民生活課）

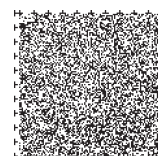
地域の子供と防犯ボランティア等が協働して、犯罪が起りやすい場所や交通危険箇所の確認を行う「地域安全マップ」の作製を支援し、子供たちの危険予測能力の向上を図ります。

○児童生徒等に対する交通安全教育（交通企画課）

警察をはじめ各関係機関・団体において、各種機会を活用し、児童・生徒等に対して、受講者の特性に応じた交通安全教育を実施します。

○中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の実施（広報県民課）

中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等が講師となり、命の大切さなどを直接語りかけることにより、配慮や協力意識の涵養、規範意識の向上を図ります。



○高等学校等におけるデートDV防止啓発講座の開催（男女共同参画センター）

交際相手からの暴力（デートDV）の加害者や被害者になることを防ぐため、高校生等を対象として、デートDVの正しい認識を深める講座を開催します。

（3）若者の職業的自立、就労等支援

現状と課題

- ・ 産業・経済構造の変化や雇用の多様化・流動化が進む中、若者の進路をめぐる環境は大きく変化しています。コロナ禍を機に、テレワーク^{*}やウェブ会議等が急速に普及し、世代的にICT^{*}の活用に長けている若者にとって特にメリットが大きく、その定着と更なる普及が課題となっています。

このような中、就職後3年以内の離職率の高さや、ニートの存在など若年層の労働をめぐる問題は深刻であり、雇用のミスマッチや、若者の勤労観・職業観の未成熟さも指摘されています。

若者が地域社会を支える人材として活躍できるよう、地域や産業界、関係機関等と連携して、発達段階に応じたキャリア教育^{*}・職業教育^{*}を実施するとともに、職業訓練やインターンシップ^{*}、就職相談等を実施するなど、総合的な就労支援が求められています。

施策と主な取組

①職業能力・意欲の習得

○キャリア教育^{*}の推進

自らの道を切り拓き、社会で自立する力を育てるため、小学校においては職場見学、中学校においては職場体験、高等学校においては就業体験を積極的に実施するなど、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

○能力開発施策の充実

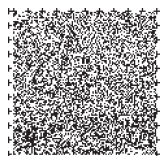
公共職業能力開発施設等における職業訓練により、若者が就職に必要な知識や技能を習得できるよう支援します。

②就労等支援の充実

○新卒者等に対する就職支援

新規卒業予定者等を対象とした合同企業説明会の開催やホームページでの情報提供、インターンシップ^{*}の実施等により、新卒者等の就職を支援します。

また、和歌山県若年者就職支援センター（ジョブカフェわかやま）において、



若者一人一人に応じた就職活動の悩み等に対応するキャリアカウンセリング*や面接対策、ハローワークと連携した職業紹介等を実施することにより、若者の就職を支援します。

○「働き方改革」の推進

労働局や労使関係団体と連携して「働き方改革」を推進し、長時間労働の抑制や非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等の実現に向けて取り組みます。

○非正規雇用対策の推進

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用への転換が図られるよう取組を推進するとともに、公正な待遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策に取り組みます。

○若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進

若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、企業経営者・労務管理担当者等に対する労働セミナーの開催等により、適正な労務管理の履行について周知徹底を図ります。

また、労働相談窓口を設け、相談者に寄り添った支援を行うとともに、内容に応じて関係機関と連携を密にしたきめ細やかな支援を行います。

関係施策等

①職業能力・意欲の習得

○高校生のインターンシップ*の充実（県立学校教育課）

高校生の地元企業での就業体験を実施するなど、高校生のニーズを踏まえた機会の充実を図ります。

○農林大学校における人材育成（経営支援課、林業振興課）

農林業への就業を目指す若者を主な対象として、県内3箇所拠点において、専門知識・実践技術教育の実施により、地域のリーダーとして活躍できる意欲と能力を持った人材を育成します。

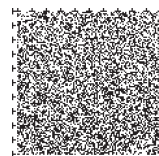
○産業技術専門学院の機能強化（労働政策課）

訓練カリキュラムの見直しや設備の充実など県立産業技術専門学院の機能強化に取り組み、時代のニーズに対応した即戦力となる人材を育成します。

②就労等支援の充実

○ジョブカフェわかやまにおける就労支援の実施（労働政策課）

40代前半までの不安定就労者を含む若年求職者に対し、就職活動のスキルアップや職場定着など就労支援を行い、若年者の安定就労を促進します。



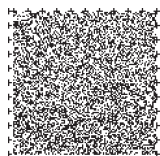
○「産業を支える人づくりプロジェクト」の実施（労働政策課）

企業からの講師派遣等、企業と連携した人材育成を通して地元企業の魅力を伝え、高校生の県内就職を促進します。

また、合同企業説明会やインターンシップ*の実施、企業ガイドブックの送付など、県内企業の採用情報を切れ目なく発信し、大学生のUIターン*就職を促進します。

○働き方改革の推進（労働政策課）

和歌山労働局と労使関係者等で構成する「和歌山働き方改革推進協議会」において、長時間労働の抑制や正社員化、働き方の見直しなど、働き方改革の実現に向けた全県的な気運の醸成を図るとともに、県においてセミナーの開催や職場環境アドバイザーを派遣するなど、働きやすい職場環境づくりを推進します。



2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

(1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

現状と課題

- ・ ニートやひきこもり、不登校、経済的困窮等の問題は、個々の生育歴の中で相互に関連し、複合して生じる場合もあるなど、非常に複雑で多様な状況となっています。各関係機関の機能を充実させ、相互の連携を強化していくとともに、子供・若者の育成支援に携わる民間団体とも広くネットワークを構築するなど、社会生活を営む上で様々な困難を有する子供・若者及びその家族に対して、総合的かつ継続的に支援を行うことが必要です。

施策と主な取組

①子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築

和歌山県子ども・若者支援地域協議会においては、社会生活を営む上で様々な困難を有する子供・若者に対する総合的な支援を強化していくため、年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」及び関係機関・団体が個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、連携する「横のネットワーク」が、より効果的かつ円滑に機能するよう取り組みます。

さらに、地方単位でも総合的な支援体制が確立されるよう、支援機関相互の連携のためのサポートや、支援に必要な知識や技術を身に付ける機会を提供し、きめ細やかな支援を展開するための体制づくりを推進します。

②アウトリーチ^{*}の充実

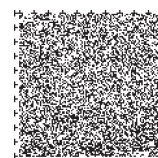
困難を有する子供・若者は自ら相談機関に出向くことが難しい場合があるため、住居その他の適切な場所において相談支援等を行うことができるよう、アウトリーチ（訪問支援）等の支援に携わる人材の確保・充実を図ります。

関係施策等

①子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築

○困難を有する子供・若者に対する支援ネットワークの拡充（青少年・男女共同参画課）

子ども・若者支援地域協議会の構成機関・団体による会議や幅広い分野の支援関係者等を対象とした研修会の開催等を通して、個人のスキルアップやネットワークの拡充を図ります。



②アウトリーチ*の充実

○ひきこもりサポート事業の実施（障害福祉課）

ひきこもり者の居場所や社会体験・就労体験等の機会の提供、家庭訪問等を行う市町村を支援し、ひきこもり者の社会的自立と社会参加の促進を図ります。

（2）困難な状況ごとの取組

現状と課題

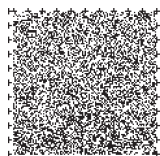
- ・ ニートやひきこもり等は、複数の要因が複雑に絡みあって発生し、いずれの相談機関とも接点を持たないまま、周囲が気が付かないうちに状況が悪化してしまうことが懸念されます。

また、その状態が長期化することにより、親の高齢化や経済的疲弊など、本人やその家族にとって多くの負担や苦勞を伴う深刻な問題となるため、適切な相談体制を充実させるとともに、個々の状況に応じて、できるだけ早期に、細やかな支援を行う必要があります。
- ・ 全国的に不登校児童生徒が増加する中、本県においても、全国と同様に増加しています。

児童生徒やその保護者の不安や悩みは複雑化・多様化しているため、専門機関と連携し、きめ細かな相談・支援を行うことが必要となります。
- ・ 発達障害に関する認知度が高まるとともに、乳幼児発達・療育相談を実施し、早期から療育を受けられるようになってきたことにより、早い段階から保護者の心理的な不安に寄り添い、子育てに関する的確で具体的なアドバイスを行うことなど、よりいっそう家庭に対する十分な支援を行うことが求められています。
- ・ 近年、問題となっている大麻事犯については、インターネット上で「有害性がない」などの誤った情報が流布されるとともに、海外で大麻の所持・使用を合法化する国が現れていることなどから、青少年において、他の薬物と比較し大麻に対する危険性の認識が低く、乱用が拡大していると推測されます。

学校での薬物乱用防止教室の開催を推進し、青少年を中心に薬物の正しい知識の普及を図る必要があります。
- ・ 子供の相対的貧困率*は平成24年をピークに減少傾向にありますが、依然として子供の7人に1人という高い水準にあり、特にひとり親家庭の子供は厳しい状況に置かれています。

子供の将来が、その生まれ育った家庭環境等によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに成長できる環境の整備を計画的・総合的に進



める必要があります。

- ・ 本来、家庭や学校、地域等において健やかに育まれるべき子供自身が、家庭において家事や介護の担い手（ヤングケアラー^{*}）となる場合があり、年齢や成長の度合いに見合わない過大な負担による、本人の成育や学業等への影響が懸念されています。また、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がない場合もあるなど、表面化しにくい構造にあることも問題です。

ヤングケアラーの潜在化を防ぎ、あわせて負担の軽減を図るためには、福祉、教育など関係機関の連携により、学校や地域においてヤングケアラーを早期に把握し、福祉サービスの活用につなげていく取組が必要です。

- ・ 全国では、15歳から39歳の死因の第1位を自殺が占める状態が続いています。

健康問題や経済・生活問題に焦点を当てた取組に加え、心身の不調に気付き、悩みや困難を抱えた場合には早期に援助を求められるような社会づくりを進めることが必要です。

施策と主な取組

①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

○ひきこもりの支援

ひきこもり地域支援センターや保健所、市町村において、ひきこもりに関する相談支援を行います。

また、ひきこもり地域支援センターにおいては、支援機関と連携して相談支援の強化に努めるとともに、支援に必要な情報の発信やひきこもり支援従事者の育成を行います。

さらに、県全体ではひきこもり地域支援センターが中心となり、保健所と連携しながら、ひきこもり支援のネットワークの連携強化を図り、各圏域では、保健所が中心となり、ネットワークの活用や関係機関との連携により、ひきこもり支援にあたります。

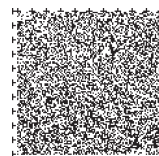
○不登校の子供・若者の支援

スクールカウンセラー^{*}やスクールソーシャルワーカー^{*}、教育支援センター（適応指導教室）の拡充等、支援体制を強化することにより、不登校の未然防止や早期発見・早期対応、学校復帰・社会的自立に向けた支援に努めるなど、学校や市町村、関係機関等が総力をあげて、不登校の解消を目指します。

また、学校の状況に応じて教員を加配するなどの取組を行います。

○ニート等の若者の支援

ジョブカフェわかやまや若者サポートステーションWithYouにおいて、様々な分野の関係機関と連携し、キャリアカウンセリング^{*}や仕事に必要なスキルを身に



付けるプログラム等を実施し、ニート等の若年求職者へのワンストップセンターとして就労支援を促進します。

また、若者の多様なニーズに対応するため、若者サポートステーションWith Youでは、心理カウンセリングやアウトリーチ*を行うとともに、社会生活に適應する力を養成するなど必要な支援や情報を届けます。

○高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援

若者サポートステーションWithYouや高等学校等が協力・連携して、中途退学等に関する情報を共有し、中途退学者等一人一人の特性にあった進路選択に向けた相談支援を実施するなど、切れ目なく継続的な支援を行うとともに、学び直しの機会の情報を提供します。

②障害等のある子供・若者の支援

○障害のある子供・若者の支援

障害のある子供が、自身の能力や可能性を伸ばして自立し、社会参加するために必要な力を培うことができるよう、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

また、障害のある子供・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう、在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援を行います。

○発達障害のある子供・若者の支援

発達障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、発達障害のある子供・若者やその家族に対する相談支援を推進するため、医療・保健・福祉・教育関係機関によるネットワークの整備や発達障害者支援センターによる専門的な支援を充実します。

また、学校においては、本人の特性に合わせた日常的な工夫を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で必要な指導・支援に取り組みます。

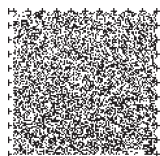
○障害のある人に対する就労支援等

障害者雇用の一層の促進を図るとともに、労働・福祉・教育機関等が連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援に取り組みます。

また、就労継続支援B型事業所*等で働く障害のある人の工賃水準引き上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため、福祉的就労から一般雇用への移行の促進に努めます。

○障害のある人の社会参加活動の支援

障害のある人の生きがいと自信を創出し、社会参加を推進するため、スポーツ



教室の開催等、身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを通して障害者スポーツの普及を図ります。

また、優れた芸術活動・作品の発表会や展示会の開催などを通して、障害のある人の文化・芸術活動の充実を図ります。

○慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援

小児慢性特定疾病等により長期にわたり療養を必要とする児童等の健やかな成長・発達を支援するため、難病・子ども保健相談支援センターや保健所において、本人及びその家族に対する相談等を実施します。

また、経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。

○AYA世代*のがん患者の支援

小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等に対して、将来子供を出産することができる可能性を温存するための経済的負担の軽減を図ります。

また、在宅での療養を希望する若年末期がん患者が、住み慣れた生活の場で安心して自分らしく生活できるよう支援します。

③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

○非行防止、相談活動等

学校や児童相談所、警察、青少年（補導・相談）センター、PTA等が連携した街頭補導啓発活動や非行防止教室の開催など、少年の規範意識を高める取組を実施します。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族に対する適切な支援を行うため、学校や青少年（補導・相談）センター等における相談体制の整備に努めるとともに、各関係機関と連携・協働して非行・犯罪の未然防止を図ります。

さらに、学校警察連絡協議会、学校警察相互連絡制度、スクールサポート事業の拡大等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図ります。

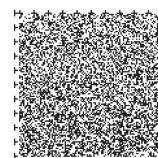
○薬物乱用防止

「第四次紀の国薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、学校における薬物乱用防止教室の開催の推進や街頭啓発の実施など、子供・若者に対する薬物乱用防止に関する教育や広報啓発活動の一層の強化を図ります。

また、教職員に対する薬物乱用の実態や対策に関する知見を深めるための研修等の充実を図ります。

○犯罪被害者等への配慮

加害者のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者やその家族又は遺族の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者等への配慮



に努めます。

○施設内処遇を通じた取組等

児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努めます。

○社会内処遇を通じた取組等

警察や学校、児童相談所、保護観察所、保護司等地域のボランティアが連携して行う、非行少年^{*}の相談・補導活動や居場所づくり等の多様な立ち直り支援を和歌山県再犯防止推進計画に基づき推進します。

また、「社会を明るくする運動」と連携して、非行少年や非行から立ち直った少年を地域全体で見守り、再非行を防止し、健全な育成と支援を行う気運を醸成します。

④子供の貧困問題への対応

○子供の貧困対策

子供の現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「和歌山県子供の貧困対策推進計画」に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進していきます。

○教育の支援

幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度、大学生を対象とした給付型奨学金や授業料減免などにより、教育費の負担軽減に取り組みます。貸与型奨学金の返還が困難な方に対しては、返還猶予制度などの周知に努めます。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートの実施などの総合的な取組を推進します。

さらに、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。

○生活の支援

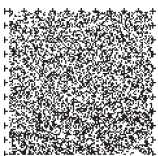
貧困の状況にある子供が、社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれることがないように、相談体制の充実や子供食堂などの居場所づくりに取り組みます。

また、ひとり親家庭等の県営住宅入居の優先等により、居住の安定を図ります。

○保護者に対する就労の支援

生活困窮状態にある保護者に対し、職業訓練の機会の提供や各種給付金の支給、相談事業の実施等、自立に向けた就労支援を推進します。

また、ひとり親家庭の生活の安定や就職の促進を図るため、高等職業訓練促進



給付金等の支給を行います。

○経済的支援

生活の困窮の程度に応じ、生活保護の給付を行うなど、世帯の生活の基盤を下支えしていく対策を実施します。

また、児童扶養手当の給付や母子父子寡婦福祉資金の貸付等を行い、生活の安定を支援します。

○調査研究等

国の調査研究成果や本県における各種データ、他府県の先進事例等を参考に、子供の貧困対策の調査分析に取り組みます。

⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援

○自殺対策

命を大切にすることを育む教育の推進や命の大切さに関する普及啓発、相談体制の充実、教員への研修・啓発など、自殺を防ぐ取組を推進します。

○ヤングケアラー^{*}に対する支援

いわゆるヤングケアラーを適切な支援につなげるため、児童生徒のわずかな変化を見逃さず、ケース会議の実施等、チームで取り組みます。また、各関係機関が連携しながら、実態把握、啓発、支援体制の整備など、必要な取組を推進します。

○父母の離婚等に伴う問題への対応等

離婚に伴い困窮に陥るリスクが高いひとり親家庭に対し、養育費の確保やそれぞれの家庭の状況に応じた継続的な支援を行うことで、生活の安定を図ります。

○外国人材の受入れ・共生

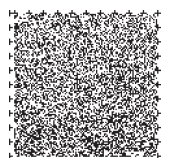
日本で生活する上で様々な困難に接している外国人の子供・若者やその家族を含め、日本に在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくための各施策を着実に推進します。

○外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等

本県在留の外国人の子供が一定数いることを踏まえ、就学に課題を抱える外国人の子供が学習の機会を逸することのないよう、就学状況等の把握や円滑な就学を目指した支援を行います。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導・生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな日本語指導等の充実を図ります。

さらに、外国人の児童生徒等を含む外国人等に対する地域の日本語教育環境の



強化のための支援や、地域における日本語の学習機会を確保するための取組等への支援を行うとともに、子育てや就学に関する情報の多言語化を推進するなど、母語による子育てや母語・母文化の学びを尊重し、配慮します。

○偏見・差別の防止・解消

子供・若者等に対する性別、性的指向・性自認、国籍、障害、感染（新型コロナウイルスを含む）などを理由とする偏見・差別をなくすため、人権教育や啓発、相談等を推進するとともに、相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携を図りながら、事案に応じた適切な措置を講じます。

関係施策等

①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

○「不登校等総合対策事業」の実施（教育支援課）

学校に登校しづらい児童生徒を早期に発見し、スクールカウンセラー*による心のケアやスクールソーシャルワーカー*等を活用したアセスメント（見立て）を充実させるなど、不登校児童生徒の減少と学校復帰を支援します。

○学びのセーフティネット（教育支援課）

特に学校に登校しづらい児童生徒を対象に、学習の進捗状況やつまづきを分析し、個に応じた教材を自動的に提案する学習支援システムを活用した学習支援を行います。

○若者サポートステーションWithYouにおける職業的自立の支援（青少年・男女共同参画課）

働くことに不安を抱えた若者の相談に対応し、自己肯定感や仕事に必要なスキルを身に付けるプログラム等を実施するなど、社会生活の適応力を養成しながら職業的自立への支援を行います。

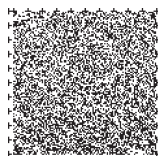
②障害等のある子供・若者の支援

○「和歌山県障害児者親子のつどい」の開催（障害福祉課）

県内の障害のある人とその家族にとって貴重な経験となる外泊を伴う外出機会を提供し、社会参加を促進します。

○情緒障害児特別体操教室の開催（スポーツ課）

情緒に障害のある幼児・児童を対象に、親子でスポーツに親しむとともに、体力づくりの機会を提供する体操教室を開催します。



○発達障害者支援体制整備（障害福祉課）

発達障害者支援センターにおいて、発達障害児者への総合的な支援を進めるとともに、市町村や支援機関等への研修・助言等を通じて、身近な地域で必要な支援を受けることができる体制の充実・強化を図ります。

○「チャレンジド就労サポート事業」の実施（障害福祉課）

障害のある人の一般就労を促進するため、障害福祉サービス事業所の利用者等の就労体験を実施します。

また、福祉サービスの担い手として活躍できる人材を育成するため、知的障害等のある人を対象として、居宅介護職員初任者養成研修を実施します。

○障害者スポーツ大会開催による障害者スポーツの普及（障害福祉課）

障害者スポーツの振興を図り、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、障害者スポーツ大会を開催します。

○若年がん患者の支援（健康推進課）

将来、子どもを産み育てることを望む若年がん患者が、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう支援します。

また、在宅での療養を希望する若年末期がん患者に対して、介護サービスの利用料を一部助成することにより、住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活を過ごせるよう支援します。

③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

○スクールサポーターの派遣による非行防止対策（少年課）

小・中学校に少年サポーターを派遣して非行防止教室を開催し、児童生徒の規範意識を向上させるなど非行やいじめの防止を図ります。

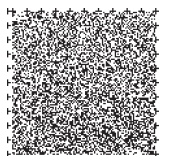
また、問題行動が多発傾向にある中学校に学校支援サポーターを派遣し、常駐させて、生徒への指導や教員への助言等を行うことにより、学校環境の改善を図ります。

○少年非行防止対策の強化（少年課）

非行の低年齢化やインターネット利用犯罪の増加など複雑化・多様化する少年問題に対応するため、学校や青少年（補導・相談）センター等の関係機関と連携し、児童生徒の社会参加活動を促進するなど、地域との絆を深め、規範意識を向上させて非行防止を図ります。

○社会参加活動を通じた非行少年*の立ち直り支援（少年課）

公園の清掃・道普請等の社会参加活動や田植え・稲刈り等の農業体験を通して、コミュニケーション能力・社会性・規範意識等を高めることにより、



非行に陥った少年の立ち直りを支援します。

○少年補導員の確保・研修の実施（少年課）

地域の中核となる人物を少年補導員に委嘱して、街頭補導活動や非行少年^{*}に対する立ち直り支援活動、非行防止のための啓発活動等を行い、非行防止・健全育成の充実を図ります。また、研修会等を実施して、個々の資質向上も図ります。

○薬物乱用防止(薬務課、教育支援課、文化学術課)

薬物に関する正しい知識を身につけられるよう、中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の開催の推進や、薬物乱用防止啓発読本等の配布による、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

また、学校での薬物乱用防止教室の開催を推進するため、ボランティアで講演を行う講師を募集するとともに、育成を行います。

④子供の貧困問題への対応

○「和歌山県大学生等進学支援金」の貸与（生涯学習課）

学力が高く進学意欲のある非課税世帯の生徒・学生の進学を支援するため、進学支援金を貸与します。

○和歌山子供食堂支援（子ども未来課）

すべての子供たちが安心して地域の大人とかわかり、社会性をはぐくむ場として、食事を提供し、学習支援や地域交流の拠点となる子供の居場所づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、子供食堂と地域や行政、食材提供者等の関係機関の連携強化のため、ネットワークを構築し、コーディネーターを派遣することで子供食堂活動の充実を図ります。

○「わかやまひとり親アシスト事業」の実施（子ども未来課）

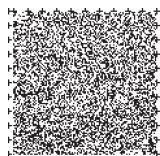
ひとり親家庭の相談体制強化のため、各世帯の悩みに個別に対応するひとり親家庭見守り支援員を配置するとともに、就労時等の養育支援や家事援助等のサービスが必要となった時に、日常生活支援員を派遣します。

○生活困窮者自立支援（福祉保健総務課）

生活に困っている人が困窮状態から早期に脱却できるように、相談や就労支援、居住確保支援等を実施します。

○ひとり親家庭訪問支援（子ども未来課）

ひとり親家庭の孤立防止及びひとり親家庭支援制度の周知徹底を図るため、ひとり親家庭に対し、居宅等への訪問や、児童扶養手当現況届期間中の出張相談を行います。



⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援

○「“命”のセーフティネットワーク事業」の実施（障害福祉課）

自殺予防のための啓発、相談体制の充実などの自殺対策（事前対策・危機介入・事後対策）を総合的かつ計画的に実施します。

○人権啓発（人権施策推進課、青少年・男女共同参画課、人権教育推進課）

多様な性の在り方への理解や正しい認識が深まるよう、各種セミナーの実施や啓発冊子の作成・配布、広報誌による各種相談・支援機関の周知、また、県内で活動されている当事者団体等とも連携し活動の場を提供していくなど、啓発活動の推進に努め、偏見のない社会づくりを進めていきます。

○養育費確保支援（子ども未来課）

離婚に伴い困窮に陥るリスクが高いひとり親家庭に対し、無料の弁護士相談や公正証書作成費用補助、公証役場や裁判所への同行など養育費確保に向けた支援を行うことにより、生活の安定を促進します。

(3) 子供・若者の被害防止・保護

現状と課題

- ・ 全国的に児童虐待相談対応件数が増加する中、本県も同様に児童虐待相談件数が増加しています。

児童虐待は、発見、対応が遅れると、児童の心身に大きな被害を及ぼし、最悪の場合には死に至ることもあることから、関係機関による速やかな情報共有が必要です。

- ・ 子供・若者が、児童買春や児童ポルノ、リベンジポルノ*等の性を対象とした犯罪被害に巻き込まれる事案が発生しています。こうした犯罪が被害者に及ぼす身体的・心理的影響は計り知れず、被害に遭った子供・若者の心身の負担を軽減し、立ち直り支援を効果的に進めていく必要があります。

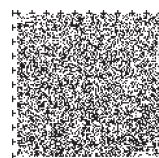
施策と主な取組

①児童虐待防止対策

○児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応

児童虐待の発生を予防するため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の機会を捉えて、支援が必要な妊産婦や児童虐待の疑いのある親子を早期に発見し、対応します。

また、児童相談所や児童家庭支援センターにおける子育てに関する相談体制を充実させるとともに、児童相談所や市町村等関係機関を中心に地域が協力して子



供と家庭を支える体制を整備し、虐待の未然防止・再発防止を図ります。

さらに、児童虐待を発見した場合には、児童相談所による専門的支援等により、早期対応と再発防止を図ります。

○社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり

虐待を受けた子供等、社会的養護が必要な子供を家庭的な環境で育てることができるよう、里親*・ファミリーホーム*への委託や児童養護施設等におけるケア形態の小規模化・地域分散化を推進します。

また、里親の新規登録を推進し、里親支援機関を拡充するとともに、児童養護施設への里親支援専門相談員の配置を進めます。

さらに、児童養護施設を退所した子供等への生活支援や相談支援などアフターケアの充実を図り、社会的自立に向けた支援を強化します。

②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

○子供・若者の福祉を害する犯罪対策

児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害に係る対策については、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」、「和歌山県男女共同参画基本計画」に基づき、被害者支援及び犯罪防止に向けた取組を実施します。

特に、近年、増加傾向にあるSNSに起因する子供の犯罪被害を防止するため、保護者に対する啓発活動、児童生徒に対する情報モラル*教育、事業者による自発的な被害防止対策への支援を推進するとともに、SNSに起因する事犯の取締りを強化します。

また、内閣府が定めた「若年層の性暴力被害予防月間」の4月には県ホームページを活用した啓発活動を展開します。

○犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応

警察や民間支援団体等と連携し、法律相談やカウンセリングを行うなど、犯罪の被害を受けた子供・若者やその家族の立場に立った適切できめ細かい支援を行います。

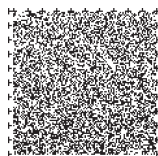
また、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について、県民の理解の促進を図るとともに、犯罪被害者等を支える人材を育成します。

関係施策等

①児童虐待防止対策

○児童虐待への対応強化（子ども未来課）

児童相談所や市町村、医療機関、学校、警察、保育所・幼稚園・認定こども



園等関係機関が連携し、子供への虐待の兆候を見逃すことなく未然に防止するとともに、地域が協力して子供と家庭を見守り支える体制を構築します。

○児童養護施設の退所児童等のアフターケア推進（子ども未来課）

児童養護施設の退所者等に対する生活支援、就労支援、児童同士の当事者活動に関する自立援助を行うなど、地域における社会的自立の促進を図ります。

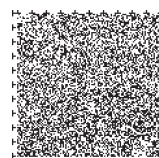
②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

○福祉犯罪^{*}対策の強化（少年課）

児童ポルノ事犯をはじめとする悪質性の高い福祉犯について、サイバーパトロールを推進するなど、積極的な情報収集に努め、取締りの強化を図るとともに、児童相談所等との連携により再被害防止を図ります。

○性暴力救援センター和歌山（わかやまmine）の運営（子ども未来課）

暴力を受け、警察に届けることもできず悩んでいる被害者の相談や緊急医療、心のケアを総合的に支援することにより、心身の負担軽減や健康回復、被害の潜在化防止を図ります。



3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

現状と課題

- ・ 少子化や核家族化の進展、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、家族形態の多様化が進んでいます。また、長時間労働等により、働く親が家庭や地域で子供と一緒に過ごす時間を十分確保できないなどの問題があります。
保護者の注意が行き届かない時間が増える中、子供たちが安全に安心して過ごすことのできる居場所を確保する必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症^{*}の影響が加わって、地域社会においては、人々の集う機会が少なくなり、人間関係が希薄になる中、子供・若者が身近な生活の場で犯罪や事故に遭うことが少なくありません。
- ・ 子育てや家庭教育における親の不安や負担感が大きくなっている状況にあり、家庭や学校、地域等が連携を強化し、子供が健やかに成長できるように地域社会全体で互いに支え合うことが必要となっています。

施策と主な取組

①保護者等への積極的な支援

○家庭教育支援

民生委員・児童委員や学校、スクールソーシャルワーカー^{*}、家庭教育支援チーム^{*}等と連携しながら、家庭教育に関する人材の養成や学習機会・情報の提供、相談体制の充実等によって家庭教育支援を行うとともに、家庭の教育力向上の重要性について啓発を行います。

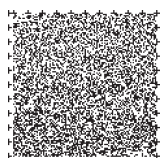
また、家庭教育支援チームを中心に、地域の実態に応じた訪問型家庭教育支援が効果的に機能するよう支援します。学校・家庭・地域をつなぐ体制を強化し、支援が必要な子供と家庭を地域が協力して支える仕組みづくりを推進します。

○保護者への人権学習支援

県内全小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の保護者を対象にした保護者学級に学習用パンフレットを提供するなど、様々な人権問題についての認識を深める取組を支援します。

○社会的養護の体制整備

良好な家庭的環境における養育の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図ります。あわせて、新たに里親^{*}となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親登録後のきめ細かな家庭訪問、休日夜間の相談支援体制の整備など、里親支援に取り組みます。



②「チームとしての学校」と地域との連携・協働

○学校と地域が連携・協働する体制の構築

子供を取り巻く様々な課題に対応するために、学校のマネジメントを強化し、教員がスクールカウンセラー^{*}やスクールソーシャルワーカー^{*}等と連携・分担する「チームとしての学校」体制を整備します。

また、きのくにコミュニティスクールとして、学校・家庭・地域が一体となり、様々な課題の解決に向けて取り組んでいます。この仕組みを活用し、子供たちの成長を支える活動を地域住民等の参画のもと展開します。

③地域全体で子供を育む環境づくり

○新・放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等の「小1の壁^{*}」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後児童クラブや地域ふれあいルームの整備を推進します。

また、放課後等を一人で過ごさなければならぬ子供に食事の提供や学習支援等を行う団体を支援します。

○放課後等の活動の支援

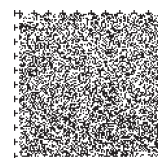
地域における小学生・中学生・高校生世代の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供します。また、公民館等を活用し、地域の人々の協力を得ながら、様々な体験活動や学習支援等を行う「放課後子供教室」の開設や運営を支援します。

○地域で展開される多様な活動の推進

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開されるESD^{*}の視点を踏まえた活動、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進します。また、農山漁村においても、農林漁業が体験できる地域づくりやそれを支える人づくりを推進します。

○体験・交流活動、外遊び等の場の整備

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備、子ども会や総合型地域スポーツクラブ^{*}等の育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸等の水辺空間、森林を保全・整備を行います。また、道路、駐車場、公園、公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境



を整備します。

④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

学校や通学路等の安全点検を実施するとともに、不審者情報や防犯情報を地域住民へ迅速に伝達する体制を強化します。

また、青少年関係機関や各種団体が行う防犯活動・情報発信等を推進するとともに、地域における緊急避難所「きしゅう君の家」等の拡充により児童生徒の安全を確保する取組を推進します。

関係施策等

①保護者等への積極的な支援

○「訪問型家庭教育支援事業」の実施（生涯学習課）

家庭教育支援チーム^{*}を中心に、地域の実態に応じ、訪問型家庭教育支援に関する基礎的な知識の普及啓発を図るとともに、地域で訪問型家庭教育支援に取り組む人材を養成します。

○社会的養護体制の整備・促進（子ども未来課）

様々な事情により家族と暮らすことのできない子供が家庭的な環境で健全に成長できるよう、里親^{*}・ファミリーホーム^{*}への委託や児童養護施設等におけるケア形態の小規模化かつ地域分散化を推進します。

②「チームとしての学校」と地域との連携・協働

○「きのくにコミュニティスクール」の推進（生涯学習課）

学校・家庭・地域が一体となり役割を分担しながら、同じ目標に向けて取り組む「きのくにコミュニティスクール」の仕組みを活用し、子供たちの成長を支える活動を地域住民等の参画のもと展開します。

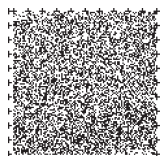
○「不登校等総合対策事業」の実施（教育支援課）

学校に登校しづらい児童生徒を早期に発見し、スクールカウンセラー^{*}による心のケアやスクールソーシャルワーカー^{*}等を活用したアセスメント（見立て）を充実させるなど、不登校児童生徒の減少と学校復帰を支援します。

③地域全体で子供を育む環境づくり

○放課後児童クラブの充実（子ども未来課）

保護者が昼間家庭にいない小学生に放課後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの整備を推進するととも



に、従事者の質の向上を図るための研修を実施します。

○放課後等の子供の居場所づくり（生涯学習課）

放課後等を一人で過ごさなければならない子供に対し、学習意欲の向上や学習習慣の確立、大人との触れ合いによる自己肯定感・自尊感情の高揚、コミュニケーション能力の向上等を図る取組を推進します。

○和歌山子供食堂支援（子ども未来課）

すべての子供たちが安心して地域の大人とかかわり、社会性をはぐくむ場として、食事を提供し、学習支援や地域交流の拠点となる子供の居場所づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、子供食堂と地域や行政、食材提供者等の関係機関の連携強化のため、ネットワークを構築し、コーディネーターを派遣することで子供食堂活動の充実を図ります。

○地域子ども団体の育成（青少年・男女共同参画課）

次代を担う子供を地域ぐるみで育成するため、子供の自主性・創造力を育む学習活動やボランティア活動、レクリエーション活動を行うなど、組織的・継続的に子ども会活動、母親クラブ活動および青年活動に取り組む団体を支援します。

○総合型クラブの育成・支援（スポーツ課）

総合型クラブが、持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実に重点を移し、総合型クラブの育成・支援を行います。

④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

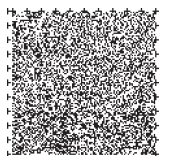
○きしゅう君の防犯メール（生活安全企画課）

県民が事件・事故の未然防止や自主的な防犯対策等に役立てるため、防犯情報、子供の安全情報、交通関係情報、警察からのお知らせ等の情報を登録者に電子メールでタイムリーに提供します。

（2）子育て支援等の充実

現状と課題

- 核家族化の進展や家庭環境の変化により、家族や親族に子育てに関する相談ができないまま、孤独感を抱えながら子育てをする親が少なくありません。このため、子育ての喜びを感じられず不安だけが募り、児童虐待を引き起こすこともあります。妊娠期から子育て期まで総合的相談をワンストップで行う「子育て世代包括支援



センター」の支援を行い、誰もが安心して子供を産み育てることができる環境をつくとともに、家庭環境に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

- ・ 核家族化の進展や共働き家庭の増加など、社会環境が大きく変化する中、子育ても夫婦2人の協力がより必要となつていますが、働く親が仕事をしながら育児に主体的に関わることができるような職場環境が未整備であるという指摘があります。

家庭生活の充実や地域活動への参加が可能となるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等、就労環境を整備する必要があります。

施策と主な取組

①子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組

産前・産後休業明けや育児休業明けにスムーズに子供を預けることができるよう、保育の受け皿整備を進めるとともに、病児保育やファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブ等、地域のニーズに応じた多様な子育て支援事業の充実を図るなど、保育サービスの基盤整備を進めます。

また、育児休業の取得促進や事業所内保育施設の設置など、従業員が働きながら子育てしやすい環境を整備する企業に対する支援や地域における子育て支援等の施策を推進します。

②多様で柔軟な働き方の推進

○ワーク・ライフ・バランスの推進

職場生活と家庭生活を両立し、安心して生き生きと働くことができるよう、企業経営者や管理職に対して職場の意識改革を促すとともに、長時間労働の抑制や多様な働き方の推進など働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援します。

○テレワーク^{*}の推進

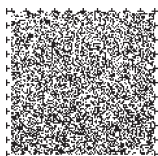
時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応等の各種支援策を推進します。

関係施策等

①子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組

○保育所・認定こども園の整備（子ども未来課）

共働き家庭の増加等に伴う低年齢（3歳未満）児保育の受け皿確保のため、保育所や認定こども園の整備を推進します。



○紀州っ子いっぱいサポートの推進（子ども未来課）

一定の所得制限のもと、第2子以降について、3歳未満の保育料の無償化、3歳から就学前までの副食費、一時預かり利用料等への助成を市町村と連携して実施します。

○在宅育児支援（子ども未来課）

公的支援を受けずに、第2子以降の0歳児を在宅で育てる世帯に、一定の所得制限のもと、支援金を支給します。

○子育て支援員研修の実施（子ども未来課）

放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業等、地域の子育て支援分野で活躍する担い手を養成します。

○保育人材の確保（子ども未来課）

低年齢児保育のニーズの増加等に伴う保育士不足に対応するため、保育士修学資金の貸付けや潜在保育士の再就職支援を行うなど、保育人材の確保に向けた対策を強化します。

②多様で柔軟な働き方の推進

○事業者への意識改革（労働政策課）

ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催や出前講座等の実施により、事業者への意識啓発を図るとともに、ホームページ「HappyWorker」における取組事例の紹介やアドバイザー派遣等により、仕事と家庭の両立に取り組む事業者を支援します。

○多様な働き方に対する支援（労働政策課）

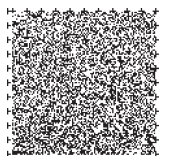
インターネットを使って家庭で仕事ができる在宅就労（テレワーク[※]）を推進し、家庭における仕事と育児・介護等の両立を支援します。また、企業におけるテレワークを普及促進することで、従来の働き方に対する固定観念の払拭、育児女性等の「働きやすさ」の向上を図り、「働き方改革」の推進につなげます。

○結婚・子育て応援企業支援（子ども未来課）

セミナーや参加企業による意見交換会を開催し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進めます。

○女性活躍企業同盟の取組促進（青少年・男女共同参画課）

女性の採用・登用や継続就業に率先して取り組む企業や団体に組織する「女性活躍企業同盟」において、優れた取組を行う企業・団体の顕彰や各種セミナー、交流会の実施により、女性の能力が発揮できる環境づくりの取組を促進します。



(3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

現状と課題

- ・ スマートフォン等のモバイル通信機器が広く普及したことにより、インターネットの長時間利用に伴う影響やSNSを介したいじめ、犯罪被害の発生など、様々な問題が生じています。

また、インターネットの過度な利用により、人と人の直接的な心温まるふれあいの機会が減少し、SNSなどの通信手段を介した方法のみでしかコミュニケーションがとれない子供・若者の増加が懸念されています。

インターネットの安全で安心な利用を促進するため、フィルタリング^{*}利用の徹底等、青少年を有害情報や危険にさらさない対策と、ネットリテラシー教育や啓発を行う必要があります。

- ・ スマートフォンやインターネットの利用実態の把握、事業者や関係団体等との連携により、社会全体で青少年を見守る体制づくりを推進することが求められています。

施策と主な取組

①青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「和歌山県青少年健全育成条例」に基づき、情報モラル^{*}教育・ネットリテラシー教育等の青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動、フィルタリング^{*}やペアレンタルコントロール^{*}の利用普及、民間団体等の取組の支援を強化します。

また、県内18歳未満の青少年のインターネット上の違法・有害情報の把握に努め、プロバイダやサイト管理者等に対する削除依頼等を行います。

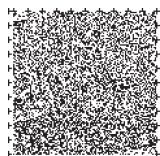
②有害環境の浄化活動の推進

○青少年を取り巻く有害環境浄化の推進

青少年に有害な図書類、刃物類、器具類の指定や販売・貸付・所持等の規制など、有害環境の浄化に向けた取組を推進します。

○依存症等への対応

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症等について、県民に対し、理解を深めるための啓発講座等の開催、啓発資料の作成・配布等を行います。また、教育関係者に対しては、インターネットの普及に伴う長時間利用の影響等も含め、正しい知識を身に付けることができるよう、児童生徒や保護者向けの啓発資料等の作成・配布を行うとともに、教職員を対象とした研修会を開催するなど、



総合的な依存症予防教育を行います。

○性風俗関連特殊営業の取締り等

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、学校の周辺や住宅地域等における違法な性風俗関連特殊営業等の行為に対して、積極的な取締りを行います。

○酒類、たばこの20歳未満の者に対する販売等の禁止

「和歌山県青少年健全育成条例」及び「和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例」に基づき、酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を販売店等へ要請するとともに、関係業界との協働による啓発活動等の取組を推進します。

○成年年齢引下げへの対応

成年年齢引下げの円滑な実施と定着に向け、関係行政機関の連携により、ホームページやインターネット等多様な媒体を活用した広報・啓発、消費者教育、消費者保護、消費生活相談窓口の周知等の取組を推進します。

関係施策等

①青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備

○情報モラル^{*}講座、ネットフォーラムの開催（青少年・男女共同参画課）

情報モラル講座やネットフォーラムの開催により、青少年のネットリテラシーの向上を図るとともに、フィルタリング^{*}やペアレンタルコントロール^{*}の利用促進等を通じて、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組んでいます。

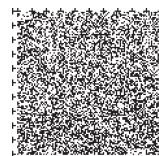
○ネットパトロールの実施（青少年・男女共同参画課）

インターネットサイトの検索パトロールにより青少年が関係する有害情報を抽出し、関係機関への情報提供やプロバイダに対する削除依頼等を行います。

②有害環境の浄化活動の推進

○有害図書等の指定（青少年・男女共同参画課）

青少年の健全育成を阻む有害環境の浄化を図るため、県内の書店・コンビニエンスストア等への立入調査・指導を行うとともに、市販されている有害図書（著しく性的感情を刺激したり、著しく粗暴性や残忍性を助長したり、犯罪を誘発する等青少年の健全な育成に有害な内容を掲載している書籍等）を調査し、審査・指定を行います。



○アルコール、薬物、ギャンブル等各種依存症の予防及び正しい知識の普及（障害福祉課）

依存症が病気であることや誰もがなり得ること、適切な医療や支援により回復が可能であることといった正しい知識を県民に広く普及啓発することにより、依存症への予防につながる取組を推進します。

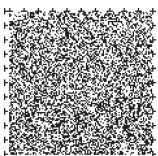
○総合的な依存症予防教育（教育支援課）

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症等やインターネットの普及に伴う長時間利用の影響について、正しい知識を身に付けることができるよう、児童生徒や保護者向けの啓発資料等の作成・配布を行うとともに、教職員を対象とした研修会を開催するなど、総合的な依存症予防教育を行います。

（４）子供・若者育成支援への投資の推進

○休眠預金^{*}の活用による子供・若者への支援

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく「休眠預金等活用制度」については、「子ども及び若者への支援」が休眠預金を活用する３分野の一つに掲げられており、本制度の円滑な活用に向けて、周知等の取組を行います。



4 社会で自立・活躍する子供・若者の育成

(1) 子供・若者の成長を支える担い手の養成

現状と課題

- ・ 地域におけるつながりの希薄化や地域活動への関心の弱まりなどにより、地域の教育力が低下し、子供たちの豊かな人間性や社会性を育む体験活動の機会が減少しています。地域ぐるみで子供・若者を育成するために、活動の中心となる青少年関係団体におけるリーダーやボランティア等の人材の育成がますます重要となっています。

子供・若者が次代の和歌山を担う自立した社会人へと成長することは、全ての県民が望んでいることであり、その育成支援は、家庭や学校だけでなく、NPOやボランティア団体等とも連携して行う必要があります。

- ・ ニートやひきこもり、不登校、非行等、子供・若者が抱える問題は、複合的かつ複雑であることが少なくないため、子供・若者の相談業務を行っている支援機関・団体の相談員等については、支援に必要な知識や実践力を習得しておくことが求められています。

施策と主な取組

①データ共有による新たな担い手の確保

子供・若者の状況等に関する各種指標を分かりやすく整理した内閣府の「子供・若者インデックスボード^{*}」を関係機関等で共有します。それにより、関係機関がそれぞれの専門分野や知見を活かした取組を推進しつつ、新たな担い手の確保に努めます。

②地域における多様な担い手の養成

○民間協力者の確保

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させます。

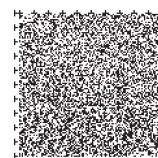
ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組みます。

子供や若者の体験活動を育む体験活動指導者の養成・研修を支援します。

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進めます。

○同世代または年齢の近い世代による相談・支援

非行少年^{*}の自立を支援する学生サポーターをはじめとする青年ボランティア等、



同世代または年齢の近い世代が行う困難を抱えた子供を支援する活動を促進します。

③専門性の高い人材の養成・確保

○分野横断的な支援人材

相談業務に従事する公的機関やNPO等の職員を対象として、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子供・若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施します。

○教員の資質能力の向上

指導方法の研究・改善や、キャリア段階に応じて身に付けるべき資質や能力を示した指標に基づく教員研修の充実、県内市町村間の交流・他府県等への派遣を進め、教員の実践的指導力や専門性等の向上を図ります。

○医療・保健関係専門職

県立医科大学の医学部の定員を維持するとともに、医学部生や看護学生を対象に修学資金等を貸与することで、医療・保健関係従事者の人材確保を図ります。

○児童福祉に関する専門職

保育士・児童福祉司等の児童福祉施設や児童相談所の職員について、必要な体制の確保に努めるとともに、資質向上のための研修の充実を図ります。

○思春期の心理関係専門職

医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行い、精神保健福祉センター等における相談体制を強化します。

関係施策等

①データ共有による新たな担い手の確保

○関係機関等における情報共有（青少年・男女共同参画課）

「子供・若者インデックスボード」を青少年問題協議会や子ども・若者支援地域協議会等において共有し、新たな担い手の確保に努めます。

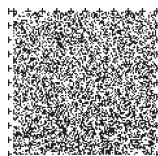
②地域における多様な担い手の養成

○青少年活動の指導者養成（青少年・男女共同参画課）

子供の創造性や主体性を引き出すためのワークショップ^{**}等を通して、地域の子供と関わる指導者を養成します。

○学生サポーターの確保・養成（少年課）

社会参加活動等を通じた非行少年^{*}の立ち直り支援活動を補助する学生サポーターを確保するとともに、資質向上のための研修を実施します。



③専門性の高い人材の養成・確保

○若者サポートステーションWithYouにおける研修等の実施（青少年・男女共同参画課）

幅広い分野の支援関係者等を対象とした連絡会議を県内の主な地域において開催し、個人のスキルアップやネットワークの拡充を図ります。

○教員の専門性向上を目指す研修の実施（教育センター学びの丘）

今日的な教育課題に対応するため、公立学校教職員を対象に、校種、職種、教科、職務等に応じた実効性のある研修を充実させます。

○教職経験年数に対応した研修の実施（教育センター学びの丘）

公立学校教職員を対象に、教職経験及びキャリア段階に応じて求められる資質能力の向上を目指す研修を実施し、児童生徒に対する指導技術や組織的に課題を解決する能力等、実践的指導力の育成を図ります。

○医師確保修学資金の貸与（医務課）

県内の公的医療機関等に勤務することを条件として、医学生に修学資金を貸与し、不足診療科である小児科・産科等やへき地医療に従事する医師の確保を図ります。

○産科医確保研修・研究資金の貸与（医務課）

県内分娩取扱病院への勤務を条件として、産科医師に研修・研究資金を貸与し、県内の産科医師の確保を図ります。

○看護職員修学資金の貸与（医務課）

将来県内において、看護職員の業務に従事しようとする看護学生に修学資金を貸与することにより、看護師の確保を図ります。

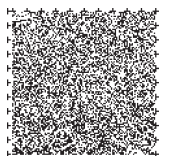
○保育士等キャリアアップ研修の実施（子ども未来課）

保育士が職務内容に応じた専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、リーダー的職員となるために必要な専門性の向上を図るための研修を開催します。

(2) 社会で活躍する子供・若者の応援

現状と課題

- ・ 少子高齢化や地域社会の変化などにより、伝統文化等の継承においては、担い手の確保が困難になってきています。
文化を守り育てるため、子供・若者が多様な芸術や地域に根ざした伝統文化に触れ親しむことが必要となっています。



- ・ 子供・若者の優れた個性や能力を伸ばすことは、自身の成長だけでなく、持続可能な社会の発展にもつながるため、文化やスポーツ、国際交流活動等を通じた感受性の育成や自己実現を図る機会の提供など、様々な分野で主体的に活躍できる次代の人材育成が求められています。
- ・ 和歌山の将来を支え、世界に羽ばたくグローバル人材を育成するため、柔軟な発想と旺盛な行動力を有する若者が、起業にチャレンジすることを支援することが求められます。

施策と主な取組

①地域づくりで活躍する子供・若者の応援

○若者の地方への移住の推進

若い世代を中心に地方移住への関心が高まってきている傾向を踏まえ、地方移住の動きを後押しする施策を推進します。また、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行います。あわせて、移住希望者と地方の企業等とのマッチングなどの支援も行います。

都市地域在住の若者の県内への移住・定住を促進するための総合的な支援を行い、若者の能力を生かした地域づくりを進めます。

○子供・若者による主体的な地域づくりの推進

子供・若者が様々な世代と交流して成長するために、地域住民の参画による多様な体験を提供する取組を推進するとともに、地域で主体的に事業を企画・運営する子供・若者の活動を支援します。また、その活動等を通して地域の魅力に気づき、国内外に情報発信できる人材の育成を支援します。

さらに、県内の大学生等が連携・共同して行う、地域の魅力向上など本県の活性化を図る取組を支援します。

加えて、高等教育機関と連携して、若者の県内企業への就職や県内定着に取り組むとともに、地域づくりへの参画を支援します。

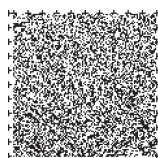
②イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

○理数系教育・STEAM教育^{*}等の推進

学校教育において、児童生徒の科学技術や理科、数学・算数への関心を高めるとともに、きのくに科学オリンピックの開催等を通して、優れた素質を持つ子供を発掘し、その才能を伸ばすための取組を推進します。

○データサイエンス^{*}人材の育成

小・中・高等学校において、質の高い統計教育を行うため、教員の統計教育に関する指導力の向上を図るとともに、和歌山県データ利活用推進センターで



は、未来のデータサイエンス人材を育成するため、高校生・大学生を対象にした「データ利活用コンペティション」の開催や高等教育機関と連携したデータサイエンス分野の発展に資する先進的な取組を行います。

○アントレプレナーシップ^{*}教育の推進

アントレプレナーシップや起業に係る実践的な能力等を有する人材の育成を推進していくため、外部講師等も活用したアントレプレナーシップ教育を受講できる環境の整備に資する取組を進めます。

○起業支援

地域課題解決を目的とする新たな起業に対し、起業に必要な経費の一部を補助するとともに、専門家による伴走支援を実施することで、継続的なフォローアップを行います。また、35歳未満で新規開業して5年未満の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援します。

③グローバル社会で活躍する人材の育成

○自国の伝統・文化への理解促進等

広い視野に立って世界に貢献できる子供・若者を育成するため、世界の歴史・文化や多様な生活習慣、自国や郷土の歴史・文化について学習する機会を提供するとともに、世界遺産や日本遺産等について理解を深める活動を推進します。

○外国語教育の推進

教員の英語指導力向上のための研修を充実させるとともに、指導方法の工夫・改善に取り組みます。

また、コミュニケーション活動を重視した授業づくりやアジア・オセアニア高校生フォーラム、英語ディベート大会の開催など、コミュニケーション能力育成のための取組を推進します。

○海外留学と留学生受入の推進等

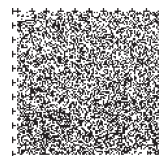
留学支援金を交付することで、学校や地方公共団体等が主催する短期の海外派遣プログラムに、学校教育活動の一環として参加する生徒を支援します。

○海外子女教育の充実

在外教育施設への教員派遣の拡充等、在外教育施設における質の高い教育環境を充実させ、即戦力となるグローバル人材を育成します。

○OESD^{*}の推進

未来を担う若者がグローバルな課題の解決に貢献する人材として成長・活躍できるように、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育であり、ユネスコ（UNESCO：国際



連合教育科学文化機関)が中心となり取り組まれているESDを推進します。具体的には、ユネスコスクール^{*}をESDの推進拠点と位置づけ、持続可能な社会の創り手を育成します。

○国際交流活動

子供・若者の国際理解や国際的視野を醸成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の子供・若者の招聘・派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会を提供します。

④国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

○次世代競技者の育成

優れた体力・運動能力を持った子供に身体能力プログラム等の育成プログラムを実施し、将来、オリンピックをはじめとする国際大会で活躍できる競技者を育成します。

○新進芸術家等の育成

才能豊かな新進芸術家等を対象として、演奏会への出演などの機会を提供します。

⑤社会貢献活動等に対する応援

○知事表彰等

子供・若者の社会参画・社会貢献活動、子供・若者の育成支援に積極的に取り組む者や団体、その他県民の模範となるべき者や団体に対して、知事表彰等を通じて、更なる活躍を応援します。

関係施策等

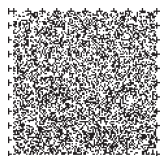
①地域づくりで活躍する子供・若者の応援

○「わかやま移住定住総合戦略」による移住・定住の促進（移住定住推進課）

都市部での相談会、キャリアアドバイザーによる求職者のサポート、移住関心層への情報発信、移住相談や現地案内、空き家相談の3つの窓口を統合した「わかやま移住定住支援センター」の新設などにより、移住希望者の課題である「暮らし・仕事・住まい」を総合的にサポートし、移住・定住を促進します。

○「移住支援事業」の実施（労働政策課）

ウェブサイトを活用したマッチング支援（企業・採用情報の発信）及び移住に要する一時的な費用負担を軽減するための給付金により、中小企業等における人手不足の解消を図ります。



○「リレー式次世代健全育成事業」の実施（青少年・男女共同参画課）

青少年が、様々な地域活動に主体的に参画することを促進するとともに、地域における異年齢間の交流を通して、青少年自身がリーダーとなり、地域の後輩を育成する世代循環システムの確立を推進します。

○「大学のふるさと事業」の推進（移住定住推進課）

様々な地域課題を抱える地域と、活動フィールドを求める大学との間に立ち、双方のニーズをマッチングします。

また、大学と市町村の継続的な交流関係構築のコーディネート及び交流促進をサポートします。

○県内の高等教育機関の相互連携・地域貢献の支援（文化学術課）

県内の高等教育機関の相互連携・地域貢献を支援するため、「高等教育機関コンソーシアム和歌山」が実施する地域の活性化や文化の向上のための事業を支援します。

○わかやまスクールパワーアップ(教育総務課)

県内の公立小・中・高等学校、特別支援学校における児童生徒の主体的な取組や、地域の実情に応じた学校の取組等を支援することで、よりよい社会づくりや地域づくりに向けた、地域と学校の連携を促進します。

②イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

○きのくに科学オリンピックの開催（県立学校教育課）

科学に関心のある高校生が切磋琢磨する場を設け、科学や理数系分野への学習意欲の一層の向上を図り、科学技術の発展を担う人材を育成するため、きのくに科学オリンピックを開催します。また、同大会において、全国の代表が競い合う「科学の甲子園」全国大会への県代表チームを選抜します。

○宇宙教育の推進（県立学校教育課、義務教育課）

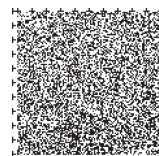
串本古座高等学校において、「宇宙探究コース」を令和6年度に新設し、宇宙教育を通じて科学への興味・関心や学ぶ意欲を高め、未来を切り拓く人材を育成します。また、打ち上げイベントや宇宙シンポジウムを通じて、科学や宇宙への興味・関心を高めるとともに、児童生徒の科学力を育成します。

○統計出前授業「統計っておもしろい！数字でみる和歌山」の開催（調査統計課）

データやグラフを通して、児童生徒がふるさと和歌山について知り、統計に親しむために、出前授業を実施します。

○和歌山県データ利活用コンペティション（企画総務課）

データ利活用の重要性・有用性を発信するとともに、次世代の日本を担うデータサイエンス*人材を育成すべく、全国の高校生、大学生等を対象に、行



政課題に対するデータを利活用した解決アイデアを募集し、優秀作品を表彰します。若い世代がこのコンペティションへ参加することで、地域の現状をよりよく理解し、データを利活用して物事を客観的かつ正確に捉えることの重要性を再認識するきっかけづくりをします。

○わかやま塾（企業振興課）

和歌山県の将来を支え、世界に羽ばたくグローバル人材を育成するため、各界で活躍する有識者・経営者から直接講義を受ける機会を提供します。

○わかやま起業塾（企業振興課）

県内で起業を考えている起業予定者を対象に、起業における知識やノウハウを外部講師の講義やワークショップ*など通して実践的に習得できるプログラムを実施します。プログラムを通じて県のさまざまな地域課題を解決する起業家の育成を促進します。

③グローバル社会で活躍する人材の育成

○「高校生のための和歌山未来塾」の開催（教育総務課）

高校生を対象として、ふるさとの豊かな自然・文化を誇る態度と科学技術等に対する探究心を育て、国際社会の中で豊かに生きる力を高めるため、様々な分野のオピニオンリーダーを招き、教育講演会を開催します。講演会は、講師との直接的な交流を図るとともに、未来について語り合う機会を設けます。

○「世界遺産入門」学習プログラムの実施（世界遺産センター）

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を学習する中で、様々な世界遺産への疑問を紐解きながら、世界遺産を楽しく、わかりやすくレクチャーするプログラムを実施します。

○「アジア・オセアニア高校生フォーラム」の開催（国際課、県立学校教育課）

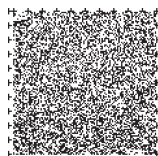
県内高校生とアジア・オセアニア諸国から招致した高校生等が、喫緊の世界共通の課題について意見交換やプレゼンテーション、文化紹介等を行うフォーラムを開催します。フォーラムを通して、自ら考え、発信・行動できるグローバル社会で活躍するリーダーを育成します。

○スタンフォード大学遠隔講座によるグローバル人材の育成（県立学校教育課）

希望する県内の高校生を対象に、県とスタンフォード大学が共同で提供する同時双方向型のオンライン遠隔講座を開講し、海外大学への進学など、世界へ挑戦する生徒を育成します。

○次世代リーダーの育成（教育総務課）

高校生を「日本の次世代リーダー養成塾」に派遣し、一流の講師による講



義や全国の高校生との交流を通して、知的好奇心を向上させるとともに、幅広い視野に立った思考力・判断力を身に付けさせることにより、郷土や世界の人々のために貢献できる人材の育成を進めます。

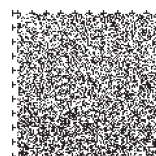
④国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

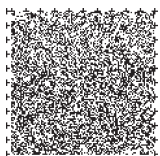
○「ゴールデンキッズ発掘プロジェクト」の実施（スポーツ課）

小学3・4年生を対象として、体力測定会を実施し、体力・運動能力に優れた子供を「ゴールデンキッズ」に認定します。小学4～6年の3年間に身体能力プログラムなどの育成プログラムを実施し、将来、オリンピックなどの国際舞台で活躍できる競技者を育成します。

○新人演奏会の開催（文化学術課）

若い世代の音楽家を対象にオーディションを行い、優秀者による演奏会を開催します。音楽を学んでいる優秀な若者を広く県民に紹介するとともに、本県の音楽文化の振興と向上を図ります。





第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

次代を担う和歌山の子供・若者の育成と自立への支援は、県や市町村等の行政はもとより関係機関や全ての県民の理解・協力・責任のもとで、連携して推進する体制を確立するよう取り組んでいきます。

(1) 県の推進体制

和歌山県青少年総合対策本部を中心に、県における全庁的な推進体制を確立し、総合的かつ横断的な子供・若者施策を展開するとともに、本計画の推進にあたっては、子供・若者の育成支援に関する有識者等の意見・提言や県民の意見を反映させるよう努めます。

また、子供・若者の意識や行動に関する調査を実施し、その結果を施策に生かしていきます。

(2) 市町村、国等との連携

子供・若者の育成と自立への支援を進めるためには、住民にとって最も身近な自治体である市町村の果たす役割が大きいことから連携を強化し、施策の効果的な推進を図ります。

また、国や他都道府県と緊密な連携を図りながら、各種施策を推進します。

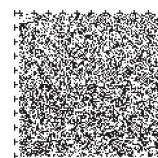
(3) 民間組織等との連携

青少年の育成に関する事業を県域で展開している公益社団法人和歌山県青少年育成協会や青少年育成市町村民会議等と協力・連携して、本計画の着実な実施に努めます。

また、企業や民間団体等の専門性・機動力等を生かした活動や協働によるネットワークづくり等の取組が積極的に展開されるよう支援します。

2 関係施策の実施状況の点検・評価

本計画に基づく子供・若者育成支援施策の実施状況について、有識者等の意見を聞き、点検・評価を実施し、施策に反映させます。



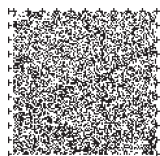
3 前計画の進捗状況

基本方針1 全ての子供・若者の健やかな育成

進捗管理目標	基準値 (平成27年度)	確定値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
全国・体力運動能力、運動習慣等調査（小学校5年生）の全国順位	男14位 女12位 (平成28年度)	男18位 女20位 (令和3年度)	男女とも10位以内
全国・体力運動能力、運動習慣等調査（中学校2年生）の全国順位	男21位 女20位 (平成28年度)	男35位 女22位 (令和3年度)	男女とも10位以内
文化施設入館者数（高校生以下）	80,952人	博物館：2,325人 紀伊風土記の丘： 3,369人 自然博物館：34,815人 近代美術館：5,780人 計46,289人	93,000人
全国学力・学習状況調査（小学校6年生）に係る正答率の全国順位	国語A45位 国語B40位 算数A26位 算数B30位 (平成28年度)	国語：16位 算数：13位 (令和3年度)	全ての教科で20位以内
全国学力・学習状況調査（中学校3年生）に係る正答率の全国順位	国語A41位 国語B43位 数学A19位 数学B26位 (平成28年度)	国語：45位 数学：38位 (令和3年度)	全ての教科で20位以内
いじめ解消率	97.8%	91.6%	100%
高校生の県内就職率	76.4%	76.6%	87%
新規高校卒業就職者の卒業後3年以内の離職率	44.6%	39.4% (平成30年3月卒)	20%
大学生等のUターン就職者数	2,300人	2,256人	3,000人
学校と地域が連携した避難（防災）訓練の実施率	小学校79.7% 中学校42.9% 高等学校63.0%	小学校51.3% 中学校43.2% 高等学校58.0%	小学校90% 中学校70% 高等学校70%

基本方針2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

進捗管理目標	基準値 (平成27年度)	確定値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
若者サポートステーションWithYouの支援による就業者数	295人	217人	350人
小中学校での千人当たり不登校児童生徒数	13.7人	18.8人	10.6人
障害者の法定雇用達成企業の割合	61.7%	61.6%	100%
障害者スポーツ参加者数	2,255人	2,644人 (令和元年度)	3,000人
福祉施設における月額平均工賃額	16,198円	17,277円	19,198円
ひとり親家庭見守り支援員数	61人	86人	70人



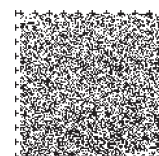
進捗管理目標	基準値 (平成27年度)	確定値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
和歌山の子・みまもり制度実施市町村数	—	30市町村	30市町村
里親委託率	16.5%	20.8%	20.0% (平成30年度)
薬物乱用防止教室開催率	中学校74.8% 高等学校76.9%	中学校84.0% 高等学校73.2% (平成30年度)	中学校100% 高等学校100%

基本方針3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

進捗管理目標	基準値 (平成27年度)	確定値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
年度途中における保育所の待機児童数	215人 (10月1日現在)	99人	0人 (10月1日現在)
男性の育児休業取得率	4.60%	15.3% (令和元年度)	国が定める目標値を達成
子育て世代包括支援センター整備市町村数	1市	30市町村	30市町村
ファミリー・サポート・センター事業の実施市町村数	10市町	15市町	14市町村 (令和元年度)
一時預かりの実施市町村数	16市町	24市町	29市町村 (令和元年度)
病児保育の実施市町村数	14市町	21市町	23市町村 (令和元年度)
放課後児童クラブの設置数	204箇所	28市町 (269箇所) (令和2年7月時点)	29市町 (220箇所) (令和元年度)
「リレー式次世代健全育成」組織の循環システムを確立した組織数	7団体	23団体	30団体 (各市町村に1団体)
青少年の携帯電話フィルタリング利用率	50.8% (平成28年度)	79.6%	55.0%

基本方針4 社会で自立・活躍する子供・若者の応援

進捗管理目標	基準値 (平成27年度)	確定値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
県立医科大学県民医療卒・地域医療卒等卒業医師の地域医療従事者数	0人	78人	100人
看護師・准看護師数	13,068人 (平成26年度)	13,923人 (平成30年度)	16,400人
ユースリーダーズクラブ「パステル」登録者数	109人	168人	170人
移住世帯数	113世帯	645世帯	1,000世帯
「大学のふるさと」活動人数	1,660人日	134人日	2,500人日
2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における本県関係出場者	—	13名 (令和3年度)	10名以上 (令和2年度)



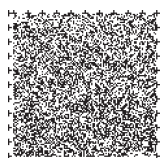
4 数値目標（令和4～8年度）

基本方針1 全ての子供・若者の健やかな育成

進捗管理目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (小学校5年生)の全国順位	男18位 女20位 (令和3年度)	男女とも10位以内
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (中学校2年生)の全国順位	男35位 女22位 (令和3年度)	男女とも10位以内
博物館施設入館者数(高校生以下)	平成28～令和2年度 4館平均入館者数(高校生以下) 75,667人	83,000人
全国学力・学習状況調査(小学校6年生)に係る正答率の全国順位	国語16位 算数13位 (令和3年度)	全ての教科で 10位以内
全国学力・学習状況調査(中学校3年生)に係る正答率の全国順位	国語45位 数学38位 (令和3年度)	全ての教科で 10位以内
朝食を欠食する割合(小学校6年生)	5.2% (令和元年度)	0%
いじめ解消率	91.6%	100%
スクールカウンセラーの配置率	小学校(分校含む) 68.2% 中学校(分校含む) 94.9% 高等学校及び特別支援学校 96.6%	100%
高校生の県内就職率	76.6%	90%
新規高校卒業就職者の卒業後3年以内の離職率	39.4% (平成30年3月卒)	20%
大学生等のUターン就職者数	2,256人	3,000人
学校と地域が連携した避難(防災)訓練の実施率	小学校51.3% 中学校43.2% 高等学校58.0%	100%
「わかやまこどもエコチャレンジ」の参加者数	2,096人	4,000人
地域安全マップ作製学校数	延べ39校(令和3年度)	延べ56校

基本方針2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

進捗管理目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
若者サポートステーションWithYouにおけるアウトリーチ支援	513件	700件
小・中学校での千人当たり不登校児童生徒数	18.8人	8.0人
障害者の法定雇用達成企業の割合	61.6%	100%
障害者スポーツ大会参加者数	918人 (令和元年度)	1,000人
障害者スポーツ参加者数(年間)	2,644人 (令和元年度)	4,000人



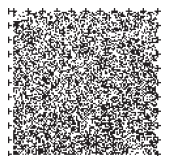
進捗管理目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
福祉施設における月額平均工賃額	17,277円	22,000円
里親等委託率	20.8%	44.1% (令和11年度)
薬物乱用防止教室開催率	中学校84.0% 高等学校73.2% (平成30年度)	中学校100% 高等学校100%
ゲートキーパーの養成	2,178人 (平成22～令和2年度の累計)	3,000人 (平成22～令和8年度の累計)
特別支援学校高等部卒業生の企業への就労率	22.3%	26%

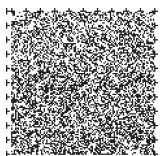
基本方針3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

進捗管理目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
年度途中における保育所の待機児童数	99人	解消 (令和6年度)
男性の育児休業取得率	15.3% (令和元年度)	30% (令和7年)
ファミリー・サポート・センター事業の実施市町村数(圏域数)	15市町村 (4圏域)	全圏域の広域利用 (令和6年度)
一時預かりの実施市町村数	24市町村	29市町村 (令和6年度)
病児保育の実施市町村数(圏域数)	21市町村 (5圏域)	全圏域の広域利用 (令和6年度)
放課後児童クラブを活用できる小学校区	89.2%	100% (令和6年度)
「リレー式次世代健全育成」組織の循環システムを確立した組織数	23団体	30団体
青少年の携帯電話フィルタリング利用率	79.6%	100%
就業意思のある女性(15～64歳)の有業率	85% (平成29年度)	100% (令和9年度)
情報モラル講座及び県政おはなし講座実施数	261回 (平成29～令和3年度までの延合計)	300回 (令和4～令和8年度までの延合計)

基本方針4 社会で自立・活躍する子供・若者の応援

進捗管理目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
県立医科大学県民医療枠・地域医療枠等卒業医師の地域医療従事者数	78人	125人
看護師・准看護師数	13,923人 (平成30年度)	16,400人
ユースリーダーズクラブ「パステル」登録者数	168人	230人
移住世帯数	645世帯	1,000世帯
「大学のふるさと」活動人数	134人	2,000人
卒業時に求められる英語力を有している生徒の割合 (中学校卒業時に英検3級相当、高等学校卒業時に英検準2級相当)	中学校47.1% 高等学校42.7%	中学校54% 高等学校49%





參考資料

<各種法令等による呼称と年齢区分>

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	男女とも18歳
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	概ね18歳以下の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
和歌山県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年七月八日法律第七十一号）

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条―第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援（第十五条―第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条―第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての

機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者

育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

用語解説

【ア行】

○アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない者に対して、公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援。

○アントレプレナーシップ

起業家精神。

○インターンシップ

生徒や学生が、在学中に企業等において就業体験を行うこと。

【カ行】

○家庭教育支援チーム

子育てサポーターリーダーや保健師、民生委員等の専門家、子育て経験者等の地域人材から構成されるチームで、家庭や企業を訪問して家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応を行うもの。

○キャリアカウンセリング

自己のキャリアに関して問題を解決すべく援助を求めている相談者が、カウンセラーのアドバイス等を通して、自己理解を深め、自己のキャリアに関して最適な方向性を見定めるよう促すこと。

○キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

○休眠預金

10年以上、入出金等の取引がない預金のこと。

これを活用し、社会課題の解決のために活用される制度が設けられた。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子供の数に相当するもの。

○子供・若者インデックスボード

子供・若者の生育状況等に関する各種指標を「子供・若者インデックス」と名づけ、それらを整理し、

可視化したデータ集。子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月策定）において、子供・若者育成支援施策の評価や、社会総掛かりでの子供・若者の育成に資するため、作成・公開することとされた。

○コミュニティ・スクール

学校や保護者、地域住民で構成される「学校運営協議会」を設置し、学校運営の基本方針の承認や教育活動について意見を述べるなど、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。学校運営協議会制度。

【サ行】

○里親

様々な事情により家族と暮らすことができない子供を、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する者のこと。

○就労継続支援B型事業所

通常の事業所に雇用されることや雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な訓練・支援を行う事業所のこと。

○小1の壁

主に共働きやひとり親世帯において、子供の小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること。親の退社時間まで子供を預けられる施設が見つからなくなったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題が生じる。

○情報モラル

情報社会で適正な行動を行うための基になる考え方や態度のこと。他者への影響を考え、人権・知的財産等自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータ等のICT機器の使用による健康との関わりを理解することなどが含まれる。

○職業教育

一定または特定の職業に従事するために必要な知識や技能、能力、態度を育てる教育のこと。

○新型コロナウイルス感染症

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナ

ウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）による急性呼吸器症候群のこと。

○スクールカウンセラー

いじめや不登校等の心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高等学校に配置された、臨床心理士や精神科医、大学教授等のカウンセリングの専門家のこと。

○スクールソーシャルワーカー

教育分野や社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、医療福祉系の関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家のこと。

○全国学力・学習状況調査

日本全国の小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒を対象として行われる調査で、国語と算数・数学の2教科で実施。それぞれの学年・教科に関し、基礎的・基本的な知識・技能等と、知識・技能を活用する力等を問う。このほか、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査もあわせて実施している。

○総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される。

○相対的貧困率

一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のこと。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

【夕行】

○データサイエンス

ビッグデータをはじめとする様々なデータを高度・広範に分析し、そこから新たな価値を見出すための学問のこと。

○テレワーク

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟

な働き方のこと。

【ナ行】

○ネグレクト

子供の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

【ハ行】

○非行少年

犯罪少年（18歳、19歳の特定少年を含む）、触法少年及び虞（ぐ）犯少年を合わせたもの。犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者のこと。触法少年とは、14歳未満の者が刑罰法令に触れる行為をした者のこと。虞犯少年とは、一定の不良行状があつて、かつ、その性格または環境に照らして、罪を犯すまたは触法行為をする恐れがある18歳未満の者のこと。特定少年とは、罪を犯した18歳・19歳の者のこと。

○ファミリーホーム

様々な事情により家族と暮らすことができない子供を、里親経験者や施設職員経験者などの養育者が、自分の家庭に最大5～6人迎え入れ養育することで、生活習慣の確立や、豊かな人間性及び社会性を養い自立を支援することを目的としている。

○フィルタリング

インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できないようにするプログラムやサービスのこと。

○福祉犯罪

少年の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪や、少年の健全育成を阻害する犯罪のこと。

○不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒や喫煙等の自己または他人の徳性を害する、非行同然の行為をしている少年のこと。

○ペアレンタルコントロール

子供が使うパソコンやスマートフォンなどの機能を保護者が制限する機能。子供が有害なサイトにアクセスしたり、使いすぎたりといったことを防ぐことができる。

【ヤ行】

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。

○ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示された、平和や相互理解の促進といったユネスコの理念を実現するため、ユネスコ本部が認定し、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。我が国では、国連ESDの10年の開始に当たりユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付けた。

【ラ行】

○リベンジポルノ

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画等、相手が公開するつもりのない私的な性的画像を無断でインターネット掲示板等に公開する行為のこと。

【ワ行】

○ワークショップ

講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体験したりする、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

【英数字】

○AYA世代

AYA（アヤと読む）世代とは、Adolescent & Young Adult（思春期・若年成人）のことをいい、15歳から30代までのこと。

○OESD

持続可能な開発のための教育のこと。環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくことを身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。国連決議においては、ゴール4（教育）の中で持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものと位置付けられている持続可能な開発のための教育（ESD）が、SDGsの全てのゴールの達成への鍵であることも確認されている。

○OGIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子

供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現をめざすこと。

○OICT

情報処理・情報通信関連の技術の総称。情報通信技術。

○OSTEAM教育

科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、アート（Art）、数学（Mathematics）の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念で、知る（探究）とつくる（創造）のサイクルを生み出す、分野横断的な学び。

○OUIターン

都市圏の居住者の地方移住の総称。Uターンとは、地方出身者が再び出身地に移り住むこと、Iターンとは出身地とは別の地方に移り住むこと。

和歌山県子供・若者計画

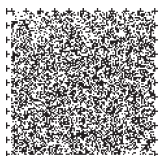
発行：令和4（2022）年3月

和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

〒640-8585和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL：073-441-2500 FAX：073-441-2501

和歌山県ホームページ：<https://www.pref.wakayama.lg.jp>




和歌山県子供・若者計画

「未来を拓くひとを育む和歌山」を目指して



和歌山県

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

